令和６年　９月　２日開会
令和６年10月　４日閉会

令　和　６　年　第　３　回
西予市議会定例会会議録

西予市議会

第　１　日

９月２日（月曜日）

令和６年第３回西予市議会定例会会議録（第１号）

１．招集年月日　令和６年　９月　２日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和６年　９月　２日
　　午前１０時００分
１．散　　会　令和６年　９月　２日
　　午後　１時５２分
１．出席議員
　１番　まつもと　みき
　２番　大森　揚子
　３番　山下　昌和
　４番　宇都宮　久見子
　５番　信宮　徹也
　６番　宇都宮　俊文
　７番　加藤　美香
　８番　中村　一雅
　９番　河野　清一
１０番　山本　英明
１１番　竹﨑　幸仁
１２番　小玉　忠重
１３番　源　　正樹
１４番　井関　陽一
１５番　二宮　一朗
１６番　兵頭　　学
１７番　森川　一義
１８番　酒井　宇之吉
１．欠席議員
　な　　し
１．会議録署名議員
　１３番　源　　正樹
　１５番　二宮　一朗
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名

市長	管家　一夫
副市長	酒井　信也
教育長	宇都宮　明彦
総務部長	山住　哲司
政策企画部長	大野本　敦
生活福祉部長兼福祉事務所長	長野　静香
産業部長	兵頭　章夫
建設部長	三瀬　計浩
医療介護部長	浅野　幸彦
会計管理者	岩本　博文
消防本部消防長	宇都宮　憲治
教育部長	谷口　佳代
明浜支所長	池田　いずみ
野村支所長	土居　文人
城川支所長	中城　多喜恵
三瓶支所長	藤井　兼人
総務課長	山崎　徳博
財政課長	安岡　克敏
監査委員	正司　哲浩

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	片山　勇一
議事係長	松本　史子

１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　事　日　程

１　会議録署名議員の指名
（１３番源正樹、１５番二宮一朗）

２　会期の決定
（９月２日～１０月４日　３３日間）

３　承認第　７号　専決処分第７号の承認を求めることについて

４　議案第７８号　西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第７９号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第８０号　西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第８１号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８２号　西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８３号　八幡浜地区施設事務組合からの脱退について

議案第８４号　八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について

議案第８５号　愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

議案第８６号　愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第８７号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）

議案第８８号　令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）

議案第８９号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第９０号　令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議案第９１号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第９２号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第２号）

５　認定第　１号　令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第　２号　令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　３号　令和５年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　４号　令和５年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　５号　令和５年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　６号　令和５年度西予市水道事業会計決算の認定について

認定第　７号　令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について

認定第　８号　令和５年度西予市下水道事業会計決算の認定について

認定第　９号　令和５年度西予市病院事業会計決算の認定について

認定第１０号　令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

６　報告第　８号　令和５年度西予市一般会計継続費精算報告について

報告第　９号　令和５年度健全化判断比率の報告について

報告第１０号　令和５年度資金不足比率の報告について

報告第１１号　株式会社エフシーの経営状況について

報告第１２号　株式会社城川ファクトリーの経営状況について

報告第１３号　株式会社どんぶり館の経営状況について

報告第１４号　あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について

報告第１５号　株式会社グリーンヒルの経営状況について

報告第１６号　一般財団法人宇和文化会館の経営状況について

報告第１７号　西予ＣＡＴＶ株式会社の経営状況について

7　発議第　２号　西予市決算審査特別委員会の設置について

選任第　４号　西予市決算審査特別委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名

2　会期の決定

3　承認第　７号　専決処分第７号の承認を求めることについて

4　議案第７８号　西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第７９号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第８０号　西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第８１号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８２号　西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８３号　八幡浜地区施設事務組合からの脱退について

議案第８４号　八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について

議案第８５号　愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

議案第８６号　愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第８７号　令和６年度西予市一般会計補正予算(第４号)

議案第８８号　令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第１号)

議案第８９号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第１号)

議案第９０号　令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第２号)

議案第９１号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第２号)

議案第９２号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算(第２号)

5　認定第　１号　令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第　２号　令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　３号　令和５年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　４号　令和５年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　５号　令和５年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　６号　令和５年度西予市水道事業会計決算の認定について

認定第　７号　令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について

認定第　８号　令和５年度西予市下水道事業会計決算の認定について

認定第　９号　令和５年度西予市病院事業会計決算の認定について

認定第１０号　令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

6　報告第　８号　令和５年度西予市一般会計継続費精算報告について

報告第　９号　令和５年度健全化判断比率の報告について

報告第１０号　令和５年度資金不足比率の報告について

報告第１１号　株式会社エフシーの経営状況について

報告第１２号　株式会社城川ファクトリーの経営状況について

報告第１３号　株式会社どんぶり館の経営状況について

報告第１４号　あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況に

ついて

報告第１５号　株式会社グリーンヒルの経営状況について

報告第１６号　一般財団法人宇和文化会館の経営状況について

報告第１７号　西予ＣＡＴＶ株式会社の経営状況について

7　発議第　２号　西予市決算審査特別委員会の設置について

選任第　４号　西予市決算審査特別委員会委員の選任

開会　午前10時00分

○井関議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和６年第３回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

おはようございます。

令和６年西予市議会第３回定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今年の夏も、まさに酷暑という表現が当てはまる厳しい暑さが続きましたが、８月下旬から、朝晩は暑さも幾分収まり、過ごしやすくなってまいりました。

しかしながら、今後も日中は相変わらず厳しい残暑となりそうですので、体調管理、そして健康管理には十分御留意をいただきたいと思います。

先週は台風 10 号が日本列島を横断し、各地で線状降水帯も発生するなど大きな被害が発生いたしました。台風 10 号は非常に強い勢力を保ちながら、速度も遅く、進路が定まらなかったこともあり、予測がつかず対応に苦慮いたしました。市民の皆様にも大変心配されたことと存じます。

当市におきましては、大雨等の影響による被害を心配したところですが、幸いにも大きな被害もなく安堵をいたしました。

しかしながら、他県においては今回の台風の影響で亡くなられた方が出るなど、大きな被害も出ております。お亡くなりになられた方々の御冥福と被災された方々に対しまして心からお見舞いを申し上げる次第であります。

今回の台風で感じましたが改めて自然災害の発生パターンが、これまでとは違っているように感じております。

地球温暖化の進行による異常気象が頻発している状況を踏まえて、適切な備えと的確な判断の重要性が高まっており、今後の自然災害リスクへの対応、対策に備えてまいりたいと思います。

台風もさることながら、今年は元旦の能登半島地震をはじめ、４月の豊後水道を震源とする地震など、大きな地震が度々発生し、地震の怖さ、南海トラフ巨大地震の脅威も含めて感じているところでございます。

８月８日には、マグニチュード 7.1、震度６弱の日向灘を震源とする地震が発生し、その後、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されました。

西予市におきましてはこの地震発生直後から、警戒本部を立ち上げるとともに、８月 15 日まで市民への注意を呼びかけ、本庁及び支所での 24 時間対応要員配置など、巨大地震に備えたところであります。

幸い、今回の地震では、南海トラフ巨大地震につながる兆候は見られず、安堵しましたが、南海トラフ沿いでは、いつ大規模地震が発生してもおかしくないことを強く認識したところであります。

改めまして、日頃からの地震への備えの重要性について、市民の皆様に呼びかけてまいりたいと思います。

このたび、全国各地で展開されている芸術、文学、伝統の保存・継承、衣食住での文化創出などの活動を通じて、地域の文化向上を活性化し貢献した団体、個人に贈呈される、第 46 回サントリー地域文化賞に、全国かまぼこ板の絵展覧会が、また、日本の貴重な伝統文化に貢献され、今後も活躍が期待できる個人、団体に対して、さらなる活躍と業績の向上を奨励する、令和６年度第 44 回伝統文化ポーラ賞の中四国ブロック地域賞に野村町の泉貨紙を継承されている菊地孝（きくちたかし）さんが、それぞれ受賞されました。

市の伝統文化、財産が認められるものであり、誇らしいことであります。受賞されました方々に対しまして、心よりお喜びを申し上げますとともに、今後さらなる活躍と、地域文化伝統の保存、継承、地域活性化に寄与いただくことを期待申し上げます。

さて、本定例議会でございますが、８名の議員の皆様から一般質問をいただき、それにお答えするとともに、専決処分の承認１件、条例改正５件、事務組合等に関する議案４件、補正予算６件のほか、令和５年度各会計決算認定、出資法人等の経営状況報告など、計 36 件の議案を上程し、御審

議をお願いするものであります。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議をいただき、御承認、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○井関議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○井関議長

まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、13 番源正樹議員、15 番二宮一朗議員を指名いたします。

（日程２）

○井関議長

次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から 10 月４日までの 33 日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から 10 月４日までの 33 日間と決定いたしました。

（日程３）

○井関議長

次に、日程第３、承認第７号「専決処分第７号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

承認第７号「専決処分第７号の承認を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

この承認第７号は「令和６年度西予市一般会計補正予算（第３号）」について、専決処分の承認を求めるものであります。

その内容でございますが、まず、今年に入り１月には「令和６年能登半島地震」、４月には「豊後水道を震源とする地震」、さらに８月８日には「宮崎県日向灘を震源とする地震」が発生し、その後、南海トラフ地震臨時情報が発表され、市民の皆様におかれましては、防災意識の高まりを強く感じられたことと存じます。

本市といたしましても、本年度予算における３本柱の１つである防災・減災対策の重要性、緊急性を再認識するものであります。

このような状況のもと、農林水産業費の市単独農業用施設維持管理事業では、三瓶町安土地区の「土砂災害特別警戒区域指定地」内の農道において、経年的な豪雨等により、農道路側ブロック積みの滑動が進行し、崩落の危険性があることから、路側崩落の防止事業を計画し、同事業に要する工事請負費 2210 万円を計上するものであります。

消防費の防災対策啓発活動事業では、４月 17 日に発生した「豊後水道を震源とする地震」及び先般の「宮崎県日向灘を震源とする地震」を踏まえて、家具固定の需要が急速に高まっている中、「愛媛県家具等固定加速化支援補助事業」を活用して、本市事業における補助額の引上げや、要件緩和など、制度拡充に要する経費 140 万円を計上するものであります。

従来の家具や電化製品等の転倒防止措置経費に、今回新たにガラス等の飛散防止措置経費を対象経費に加え、また、補助額の上限を１万円から１万 5000 円に引き上げるなど、制度を拡充するものであります。

事業の財源につきましては、家具等固定加速化支援事業費県補助金、財政調整基金繰入金及び緊急自然災害防止事業債等を計上し、収支均衡を図っております。

これらによりまして、既決いただいております歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2350 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 298 億 2843 万 3000 円といたしました。

今回、これらに必要な予算措置が特に緊急を要したため、地方自治法第 179 条第１項に基づき専決処分し、同条第３項の規定により、議会に報告

するものであります。
よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○井関議長

先ほど、上程の際に、専決処分第７号と申し上げましたが３号の誤りでございます。訂正させていただきます。
理事者の説明は終わりました。
承認は第７号なんですけど、専決処分第３号。
失礼いたしました。
理事者の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。
お諮りいたします。承認第７号は、会議規則第37 条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、承認第７号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
討論はありませんか。
〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。
これより承認第７号を採決いたします。
この採決は採決システムを用いて行います。
議員各位に申し上げます。
お手元のタブレットが入室画面に切り替わったことを御確認願います。
本日送信した入室コードを入力してください。
〔入室コードを議員が入力〕

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　午前 10 時 15 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午前 10 時 15 分）
全員の入室を確認いたしました。
お諮りいたします。
承認第７号「専決処分第３号の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。
〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。
専決処分第７号の承認を求めることについては賛成全員によって承認となりました。
（日程４）

○井関議長

次に、日程第４、議案第 78 号「西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 92 号「令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第２号）」までの 15 件を一括議題といたします。
理事者の説明を求めます。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。
〔長野生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 78 号「西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。
野村幼稚園及び野村保育所の統合に関しましては、平成 30 年７月豪雨災害により被災した野村保育所の建設検討委員会において、野村地域の幼稚園及び保育所の将来的な一体化を見据えて、現在の野村保育所が建築されております。
建築の際は、災害からの復旧が急がれたことから両園の統合は見送られましたが、令和７年４月から両園を統合し、新たに「幼保連携型認定こども園」として野村保育所園舎での開園と、惣川幼稚園については、認定こども園の分園として移行するよう令和３年度より進めてきたところです。
今回の改正は、認定こども園の設置及び運営に関する必要な事項を定めるため関係する条例の改正を行うものであります。
主な改正の内容としましては、新たに幼保連携型の認定こども園を設置するにあたり、のむらこども園及びのむらこども園惣川分園を追加するものです。
西予市で初めての幼保連携型認定こども園になることで、野村幼稚園と野村保育所のそれぞれの良いところを生かしながら、両方の役割を果たすことができ、また、野村地域の特徴を生かした教育保育が実現できるものと考えております。

また、当条例附則において、関係する２条例の一部を改正するとともに１条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第 79 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法の一部改正に伴い、本条例の罰則規定を一部改正するものであります。

改正内容につきましては、これまで本条例では、保険税を滞納している世帯主が被保険者証の返還の求めに応じない場合 10 万円以下の過料に処することを規定しておりましたが、国民健康保険法の一部改正により、本年 12 月２日から、現行の被保険者証の発行が終了し、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することから、この規定を削るほか、所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第 80 号「西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、包括的支援業務を実施するために必要な基準を定めたものであります。

令和６年３月 29 日に「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」が公布され、地域包括支援センターにおける職員の配置基準が改正となりました。

これにより、常勤換算方法により配置基準を満たすことができるなど、職員配置が柔軟化されたものです。

改正内容につきましては、当該配置基準は包括的支援事業を実施するため従うべき基準とされているものであることから、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第 81 号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、特定家庭用機器再商品化法第２条第４項の規定に基づくテレビ、冷蔵庫などの特定家庭用機器の処理に関して、市の中間処理施設への持込み時に手数料を徴するため、本条例の一部を改正するものであります。

これまで、同法第 19 条で規定する料金が支払われている特定家庭用機器につきまして、市の中間処理施設で受入れを行い、その際に手数料を徴しておりませんでしたが、引き取った特定家庭用機器は、市外にあります指定取引場所へ運搬する必要があり、燃料費等の経費が必要であるため、受益者負担の観点から、運搬に要する手数料として、品目別１台当たり 2,000 円徴するものであります。

以上４議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防本部消防長。

〔宇都宮消防本部消防長登壇〕

○宇都宮消防本部消防長

議案第 82 号「西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、消防本部署庁舎の移転新築及び三瓶町の区域の管轄開始に伴う西予市消防署三瓶支署の設置に伴い、その位置及び管轄区域を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

消防本部署庁舎につきましては、建築から 46 年を経過し、老朽化が進んでいる状況から、神領地区に移転し新築するものであります。

西予市消防署三瓶支署の設置につきましては、これまで八幡浜地区施設事務組合が管轄していた三瓶町の区域を西予市消防の管轄とするもので、建物につきましては、当組合の第三分署庁舎をそのまま引き継ぐものであります。

なお、現在建設中の消防本部署庁舎は、令和７年２月末の完成を予定しております。

両施設ともに、令和７年４月１日から供用を開始します。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 83 号「八幡浜地区施設事務組合からの脱退について」及び議案第 84 号「八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について」関連がございますので、あわせて提案理由の御説明を申し上げます。

三瓶町の区域におけます消防救急業務等につきましては、合併以降、暫定的な措置として八幡浜地区施設事務組合への加入を継続することで、地域住民の安心安全を確保してきたところでございますが、一方で、災害時における指揮命令系統が統一されていないことなどが、長年の懸案事項となっていたところでございます。

今回の当事務組合からの脱退につきましては、令和７年４月から、新消防本部署庁舎の運用が開始となり、市全体において的確・適切な火災救急活動が構築できる見通しが立ったことから、消防事業のほかあわせて三瓶町の区域におけます共同処理事務を引き上げるため、令和６年度末をもって当事務組合から脱退するものであります。

また、財産処分に関する協議につきましては、西予市の脱退に伴い、当事務組合の財産のうち第三分署庁舎の建物と、特別養護老人ホーム事業特別会計及び消防事業特別会計へ西予市が拠出した負担金の一部を本市に帰属させることについて、関係市町と協議のうえ定めるため、地方自治法第 290 条に基づき議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第 85 号「愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」提案理由の御説明を申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、令和６年度から、市町が森林環境税を個人住民税とあわせて賦課徴収することになります。

本案は、これに伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に、森林環境税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から、機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止または不納欠損処分をすることについての判定に係る事務を加えるとともに、同機構規約の変更を行うもので、地方自治法第 286 条第１項の規定により、関係市町と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上３議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長。

〔長野生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 86 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」提案理由の御説明を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本年 12 月２日から現行の後期高齢者医療被保険者証の発行が終了し、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなります。

本案は、この法改正に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約に規定のある「被保険者証」の用語を削るなどの変更を行うもので、地方自治法第 291 条の３第１項の規定により、同規約を変更するため、同法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 87 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに令和５年度決算における繰越金の状況と令和６年度普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の算定結果について、御説明をいたします。

まず、繰越金は、令和５年度の決算余剰金となりますが、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた金額から翌年度への繰越財源を差し引いた金額となり、実質収支額とも言われております。

繰越額は 11 億 3176 万 7000 円でありました。

当年度中の予算につきましては、事業費確定や決算見込み等により、減額の補正予算を編成し、調整してまいりましたが、決算において歳出予算の不用額を生じ、今回の繰越額となったものであります。

不用額が生じた要因といたしましては、物価高

騰対策に関連する事業、災害復旧事業をはじめ、各事業において、執行段階での事業費の精査と入札実績等によるもの、年度末まで決算見込みが立たなかったもの、不測の事態に備えるためのもの等があります。

不用額の多い事務事業については、不用額の理由、予定していた事業は実施できたのか等の調査を行いましたが、調査の結果、予定した事業を完了しており、市民の皆様への行政サービス提供の影響はなかったと検証しております。

しかしながら、多額の不用額が生じていますので、予算の執行管理を厳しく行い、本市の財政規模に応じた行政サービス・歳出水準となるよう、また予算に反映するよう努めてまいります。

続いて、普通交付税及び臨時財政対策債についてであります。

本年度の査定が終了し、普通交付税が 110 億 2766 万 1000 円、臨時財政対策債発行可能額が 3189 万 2000 円、合計 110 億 5955 万 3000 円という結果でありました。

当初予算と比較し 7955 万 3000 円、0.7%の増となり、当初予定しておりました一般財源を確保することができました。

令和７年度以降の見込みについては、国の地方財政計画が維持されることを前提にしますと、人口減少等の影響による減少要因はあるものの、地方債の元利償還金（公債費）に係る財政需要額が増加傾向にあることから、当面、横ばいで推移することを見込んでおります。

しかしながら、令和５年度及び６年度において、国庫補助金の減額や過疎及び辺地対策における地方債の配分の縮減が続いており、貯金となる財政調整基金を取り崩す予算編成となっており、加えて、歳出面では、地方債の償還や社会保障費及び人件費など、経常的な経費の増加は継続する見込みでありますので、実施する事業の選択・縮減の徹底や、組織のスリム化による人件費等の抑制を図り、歳入に見合う事業量と財政規模の実現を目指し、持続可能な行財政運営の確立に取り組んでいかなければなりません。

市民の皆様並びに議員の皆様の御理解、御協力をお願いするところであります。

それでは、今回の補正予算でございますが、令和６年度決算に伴う繰越金の調整をはじめ、急を要する経費を計上するものであります。

その主な内容でありますが、予算書の款別に御説明をさせていただきます。

民生費では、社会福祉法人が移転改築を進める養護老人ホームの円滑な開設に向け、備品整備費用等を支援するための補助金等を計上するものであります。

衛生費では、本市の可燃ごみ処理は、八幡浜市に委託しておりますが、燃料や薬品の高騰に加え、施設の運転管理経費など、同市環境センターの運営費が増加しており、運営費の令和５年度決算に伴い、令和５年度委託料の不足分を精算するため、増額計上をいたしております。

農林水産業費では、愛媛県のモデル事業として、かんきつ農業における作業効率向上を目指し、園地の緩傾斜化整備を行うための経費に対する補助金を計上するものであります。

商工費では、本市が令和６年能登半島地震により被災した珠洲市、輪島市のふるさと納税支援代理として受け付けた寄附金を計上し、両市へお送りするものであります。

教育費では、ＮＨＫの公開収録番組が決定したことにより、本市が負担する収録に要する経費を計上し、災害復旧費では、令和６年７月の梅雨前線豪雨に伴い、小規模災害として被災した林業用施設の機能回復を図るため、地元が実施する崩土除去等の経費に対する補助金を計上するものであります。

また、地方財政法に基づき、令和５年度決算による余剰金の一部を財政調整基金へ積立てをしております。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、収支均等を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、令和６年８月 22 日に専決処分した後の予算総額に、それぞれ 9 億 5625 万 3000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 307 億 8468 万 6000 円と定めるものであります。

さらに、地方債補正では、旧合併特例事業のほか、辺地対策事業、過疎対策事業等の限度額変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要となりますが、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明を

させますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

安岡財政課長。

〔安岡財政課長登壇〕

○安岡財政課長

議案第 87 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）」につきまして、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます。

13 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項 3 目老人福祉費、老人福祉費庶務事業 5019 万 4000 円でありますが、社会福祉法人西予総合福祉会が移転改築を進めます養護老人ホーム三楽園の円滑な開設に向け、備品整備費用等を支援するための補助金 4945 万円を計上するとともに、低所得者介護保険料軽減負担金について、令和５年度実績に基づき、既に受け入れている国庫負担金の一部の返還に要する経費 74 万 4000 円を計上いたしております。

財源として、介護施設開設準備経費助成事業県補助金を充てております。

15 ページをお開き願います。

4 款衛生費、2 項 2 目塵芥処理費、廃棄物処理委託事業 5251 万 4000 円でありますが、八幡浜市に委託しております廃棄物処理委託料において、ごみ処理に要する燃料や薬品の高騰に加え、施設の運転管理に要する人件費の増加など、同市環境センターの運営費が増加しており、運営費の令和５年度決算に伴い、令和５年度委託料の不足分を精算するため増額するものでございます。

6 款、農林水産業費、1 項 3 目農業振興費、農作物生産振興対策事業 183 万 2000 円でありますが、事業実施主体である西宇和農業協同組合が、愛媛県のモデル事業として、三瓶町朝立において、かんきつ農業における作業効率向上を目指すため、園地の傾斜を緩やかに改良するもので、その経費に対する補助金を計上するものでございます。

財源として、傾斜園地作業効率化モデル整備事業費県補助金を充てております。

また、農業後継者育成事業 1864 万 4000 円では、農業経営基盤強化促進法の規定に基づくなど、認定新規就農者が就農後の経営発展のため機械や設備、家畜を導入することなどに対して、その費用の一部を支援するもので、補助金 1806 万 3000 円を計上するとともに、新規就農候補者の技術研修やサポート事業に対する補助金 58 万 1000 円を計上するものであります。

財源として、新規就農総合支援事業費県補助金及び担い手総合支援事業費県補助金を充てております。

16 ページをお開き願います。

7 款商工費、1 項 6 目産業創出事業費、ふるさと納税推進事業 39 万 3000 円でありますが、令和６年能登半島地震により被災した石川県珠洲市及び輪島市のふるさと納税支援代理として、本市が受け付けた寄附金を計上し、両市へ送金するものでございます。

19 ページをお開き願います。

10 款教育費、6 項 1 目文化振興総務費、文化振興総務費庶務事業 34 万 1000 円でありますが、ＮＨＫの番組「わらたまドッカ～ン」の公開収録が、本市の宇和文化会館にて行われることとなり、同会館借上料などの収録に要する経費を計上いたしております。

同じく教育費、7 項 2 目体育施設費、宇和運動公園管理運営事業 209 万 1000 円でありますが、宇和体育館に６人制用バレーコートを整備するもので、小中学生に限らず、様々なカテゴリーでの練習環境の充実を図るとともに、各種大会の誘致が行えるよう改修するものであります。

20 ページをお開き願います。

11 款災害復旧費、1 項 3 目林業用施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業（現年度）150 万円でありますが、令和６年７月の梅雨前線豪雨に伴い、小規模災害として被災した林業用施設の機能回復を図るため、地元が実施します崩土除去等の経費に対する補助金を計上するものであります。

市内の林道６路線９カ所の復旧となります。

続いて主な歳入につきまして御説明申し上げます。

予算書は８ページにお戻りください。

10 款地方交付税、1 項 1 目 1 節地方交付税のうち、普通交付税でありますが、総務省において７月 23 日に閣議報告され、本年度の交付額が決定しました。

全国の交付状況を見ますと、市町村分においては、前年度再算定後と比較すると 0.2％の増、愛

媛県内の市町分では、対前年度比 1.7%の減であった中、本市において、主に算定に用います需用費について、地方債の算入が減少したことによりまして、対前年度 3.5%、３億 9655 万 3000 円減額の 110 億 2766 万 1000 円の算定結果でありました。

当初予算は 109 億 5000 万円でありましたので、その差額 7766 万 1000 円を増額補正するものであります。

10 ページをお開き願います。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金でありますが、令和５年度決算に伴う繰越金の調整として、育英会奨学資金貸付特別会計では 489 万 8000 円を、国民健康保険特別会計では 93 万 9000 円を一般会計へ繰出し、同額を一般会計において繰入れるものでございます。

11 ページをお開き願います。

21 款市債、1 項 8 目 1 節臨時財政対策債でありますが、本年度の発行可能額 3189 万 2000 円と、当初予算との差額 189 万 2000 円を増額するものであります。

予算書は５ページにお戻りください。

最後に、地方債補正についてでありますが、辺地及び過疎対策事業債の本市への配分が減少したことにより、一部を旧合併特例事業債に振り替えて、限度額を定めるものでございます。

辺地対策事業債では 1370 万円の減、過疎対策事業債では２億 3930 万円の減、振り替えた旧合併特例事業債は 1 億 70 万円の増となっております。

以上、補足説明といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

〔谷口教育部長登壇〕

○谷口教育部長

議案第 88 号「令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和５年度決算による繰越金の確定によるものです。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ 489 万 8000 円増額し、歳入歳出予算の総額を 1494 万 6000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔長野生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 89 号「令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は事業勘定予算において、令和５年度決算による繰越金の確定に伴い、その一部を財政調整基金に積み立てるものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 187 万 9000 円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を 46 億 6918 万 7000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 90 号「令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、令和５年度決算による繰越金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額と後期高齢者健康診査負担金の支払い方法の変更に伴う減額であります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 31 万 5000 円増額し、歳入歳出予算の総額を８億 4516 万 9000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 91 号「令和５年度西予市介護保険特別会計補正予算（第２号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、令和５年度決算による繰越金の確定に伴う介護給付費準備基金積立て及び前年度国県負担金等の超過交付額の返還を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ１億 6678 万 1000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 62 億 8831 万 5000 円と定めるものであります。

以上３議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 92 号「令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第２号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、過疎対策事業債の減額調整に伴う市債額の調整によるものであります。

これによりまして、第２条の企業債の限度額を下水道事業は 2590 万円から 5170 万円に、過疎対策事業は 2580 万円から０円に改めております。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩　午前 10 時 57 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午前 11 時 10 分）

日程第３におきまして、承認第７号、専決処分第７号を第３号に訂正願いますということを申し上げましたが、第７号のままで正解でございましたので、再度訂正をお願いいたします。

（日程５）

○井関議長

次に、日程第５、認定第１号「令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の承認について」から、認定第 10 号「令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの 10 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

岩本会計管理者。

〔岩本会計管理者登壇〕

○岩本会計管理者

認定第１号「令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

お手元にお配りしております、地方自治法に基づく令和５年度決算における主要な施策の成果報告書によりまして、抜粋して御説明させていただきます。

まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は１ページをお開きください。

令和５年度は「少子化対策強化元年」として位置づけ、特に少子人口減少対策及び子育て世帯支援に重点的に取り組みました。

また、夢と希望を叶える６つの変革（挑戦）と題し、「豪雨からの復旧・復興」「仕事づくり」「人づくり」「まちづくり」「生活あんしんのまち」「市役所改革」の６つの分野で、西予市復興まちづくり計画及び第２次西予市総合計画に基づく事業を展開しました。

さらに、物価高騰対策に関しましては、国及び愛媛県と歩調を合わせて実施しました。

続きまして、資料の３ページから７ページにかけまして、順次お開きください。

令和５年度における主な事業につきまして、第２次総合計画における施策体系に基づいて、抜粋して御説明いたします。

「しごとづくり」の区分におきまして、「農業の振興」では、加工能力の向上による農業者の所得の増加、施設における雇用機会の創出による地域の活性化を図るため、前年度に引き続き、明浜柑橘加工施設整備事業における施設整備に取り組み供用を開始しました。

農村環境保全向上活動支援事業では、肱川流域治水対策の一環として、浸水被害のリスク低減に向け、田んぼダムの推進に取り組みました。

畜産農家においては、労働力不足や生産性低下に加え、飼料価格の高騰による生産コストの増加が深刻化しており、経営基盤の安定化を図るため、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業を実施しました。

「森林保全と林業の振興」では、林業の担い手育成を目的として、地域おこし協力隊事業（林業振興）において、地域おこし協力隊制度による人材育成に取り組みました。

「ひとづくり」の区分におきまして、「子育て支援の推進」では、子育て世帯の交流の場、子どもたちの遊びの場として、前年度に引き続き、児童公園の整備に取り組み、令和５年９月に西予ちぬやパークの供用を開始しました。また、オープン記念イベントとして、子育て応援フェスタを開催しました。

子ども医療費助成事業では、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費自己負担分の全額助成の対象者を 18 歳まで拡充しました。

結婚促進に向け、婚姻に伴い発生する新生活にかかる住宅費用等に対し、一部助成を実施する経済的支援として、結婚新生活支援事業に取り組みました。

子育て応援事業では、経済的理由で出産を諦めることがないよう、出産時に夫婦とも 29 歳以下である世帯に対して、出産後に要する経費の一部を支援しました。

また、中学校に進学する子を持つ世代に対し、進学準備応援金を交付し、子育て世帯の経済的負担を軽減する取組を行いました。

学校給食費庶務事業では、物価高騰の影響を受ける学校給食に対し、栄養バランスや量の安定的な給食を提供するために、経済的負担の緩和を目的として、価格上昇相当分の支援に取り組みました。

「健康づくりの推進」では、妊娠期から出産・子育てまでの相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実するとともに、経済的支援を図るため、出産・子育て応援給付金の支給を、母子保健事業で取り組みました。

「火災・救急体制の整備」では、大規模災害時における防災拠点施設の機能強化を図るため、引き続き老朽化した消防本部署庁舎の移転新築に向け、用地の造成工事・本体工事に着手し、令和７年４月の供用開始に向け、消防本部署庁舎建設事業に取り組みました。

「高齢者福祉・介護保険の推進」では、養護老人ホーム三楽園建設事業において、老朽化した養護老人ホーム三楽園を旧二木生小学校跡地へ移転改築するため、社会福祉法人が行う建設事業に対し支援しました。

「人権尊重と男女共同参画の推進」では、女性の活躍推進を目的とした日本初の産科女医楠本イネの功績を顕彰し、イネによるまちづくりを全国発信するため、おイネ賞事業に取り組みました。

「スポーツの振興」では、市民の健康増進・体力向上を図るため、社会体育施設及び学校開放施設の維持管理に取り組むとともに、野村小学校グラウンドの夜間照明の老朽化に伴い改修工事を実施するため、体育施設維持管理事業に取り組みました。

「文化の振興」では、指定文化財の保存修理や防災防犯対策を講じるとともに、山田薬師本堂の檜皮葺屋根を修繕するため文化財保護推進事業に取り組みました。

「まちづくり」の区分におきまして、「持続的な市域へのデザイン」では、交通弱者の移動手段の確保及び住民福祉の増進に資するため、デマンド乗合タクシー運行事業、生活交通バス運行事業等を実施しました。

高校魅力化事業では、魅力ある高校づくりを推進するため、市内の高校と連携した公営塾の運営により、地域資源を活用した課題解決学習や生徒発案の事業を実施するとともに、市内の高校に遠距離通学する生徒に対して新たに通学費を助成し、生徒数の積極的確保に取り組みました。

豪雨災害関連では、肱川河川沿い復興公園（愛称：どすこいパーク）の一部が完成し、オープニングイベントを開催しました。

「防災・減災対策の推進」では、自主防災組織や地域防災リーダーの育成及び活動支援により、防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図るとともに、事前復興に向け防災教育、ワークショップを推進するため、防災対策啓発活動事業に取り組みました。

「自然環境・生活環境の保全」では、猫不妊・去勢手術補助金交付事業により、多頭飼育崩壊の未然防止や飼い主のいない猫の繁殖制限等に取り組むため、犬（ねこ）愛護事業を実施しました。

「行財政」の区分として、「持続的な行政経営の取り組み推進」では、移住定住や子育て支援の推進を目的に、定期借地権を設定した市有地の貸付や、住宅取得時の補助のほか、子育て応援金を支給する住宅土地活用事業に取り組みました。

野村支所庁舎建設事業では、野村支所新庁舎の供用開始にあたり、旧庁舎の解体工事・駐車場整備に取り組みました。

派遣職員管理事業では、令和６年能登半島地震に伴い、被災地支援のため迅速な職員派遣に取り組みました。

なお、主要な施策の成果に係る主な事業の概要につきましては、成果報告書の 37 ページから 83 ページに記載しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

それでは続きまして、令和５年度の一般会計決算の状況とあわせまして、普通会計における財政指標等の状況について、その概略を御報告いたし

ます。

資料は９ページをお開きください。

まず、一般会計の決算規模と決算収支について御説明をいたします。

令和５年度の一般会計の決算規模につきましては、歳入決算額は 325 億 1263 万 4000 円、歳出決算額は 311 億 4573 万 2000 円、歳入歳出差引額は 13 億 6690 万 2000 円となり、翌年度への繰越財源 2 億 3513 万 5000 円を除くと、実質収支は、11 億 3176 万 7000 円となり、前年度実質収支との比較による単年度収支は１億 9209 万 1000 円の赤字となります。

また、単年度収支から実質的な黒字要素である財政調整基金積立額等を加え、赤字要素である財政調整基金取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は、本年度も 3 億 7538 万 5000 円の赤字となっており、直近６年中５期の赤字決算が生じております。

次に、歳入決算の概要について御説明いたします。令和５年度の決算額は、前年度と比較し 30 億 8892 万 7000 円減少しております。

減額の主な要因は、野村支所庁舎建設事業、土居地区地域づくり活動センター整備事業、明浜柑橘加工施設整備事業、消防野村支署庁舎建設事業等の大型建設事業が完了したことによる市債の減等であります。

また、市税は 32 億 7561 万 4000 円で、市町村民税、固定資産税が増となったことにより、前年度と比較して 2909 万 9000 円の増となっています。本市の歳入の約４割を占める普通交付税は 114 億 2421 万 4000 円で、前年度と比較して 8791 万 7000 円の増、特別交付税は 16 億 7521 万 2000 円となり、3415 万 8000 円の増となりました。

資料は 12 ページをお開きください。

次に、地方交付税の状況について御説明いたします。下段の表に記載しておりますとおり、令和５年度の交付税総額は 131 億 6876 万 6000 円となっており、10 年前と比較しますと、交付税総額は 10 億円以上減少しております。

これは、市町村合併後の普通交付税の有利な算定制度が段階的に縮小され、令和元年度に終了した影響によるものでございます。

資料は 13 ページをお開きください。

次に、財政力指数の状況について御説明いたします。

本市の令和５年度の財政力指数は 0.24、県内市町平均 0.42 と比較すると、本市の財政力は極めて脆弱な状況にあります。

資料は 14 ページをお開きください。

次に、市債の状況について御説明いたします。中段の表に記載しておりますとおり、令和５年度の市債の発行額は 26 億 8464 万円となりました。一部大型建設事業の終了とともに、起債枠の設定による発行制限に段階的に取り組んでいる成果によりまして、前年度と比較して 42.9％の減となりました。

この結果、公債費（元金）との差引きによる地方債残高は 383 億 9629 万 9000 円となり、前年度と比較して 16 億 2067 万 2000 円の減となっています。

資料は 15 ページをお開きください。

次に、歳出決算の状況ですが、令和５年度の決算額は 311 億 4573 万 2000 円で、前年度と比較し 8.1％の減となっています。

その主な要因は、総務費における野村支所庁舎建設事業の減、土居地区地域づくり活動センター整備事業の減、農林水産業費における明浜柑橘加工施設整備事業の減、土木費における地域住宅交付金事業の減、災害復旧費における道路橋梁河川災害復旧事業（過年度）の減によるものです。

資料は 19 ページをお開きください。

次に、実質公債費比率、健全化判断比率の状況等について御説明いたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため該当はございません。

実質公債費比率は前年度と比較して 0.6％上昇の 12.9％、将来負担比率は、前年度と比較して 5.3％減少の 68.4％となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況ではありますが、特に実質公債費比率は近年上昇し、上昇傾向にありますので、注視する必要がございます。

資料は 29 ページをお開きください。

令和５年度においても、平成 30 年７月豪雨からの復旧・復興事業に引き続き取り組みました。

令和５年度の歳出決算額は 4 億 7500 万 3000 円となりますが、野村地区都市再生整備計画事業 1 億 1064 万 5000 円、小規模住宅地区等改良事業 5307 万 3000 円等を令和６年度に繰越しています。

資料は 84 ページから 85 ページをお開きください。

令和５年度は、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に伴う事業及び低所得世帯支援枠の事業に取り組みました。

歳出決算額は３億 7542 万 1000 円となります。

また、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、重点支援地方交付金を活用した低所得世帯支援枠及び推奨事業メニューに取り組みました。

歳出決算額は 6 億 2773 万 1000 円となります。

以上、主要な部分のみを御説明申し上げましたが、詳細につきましては、各委員会におきまして、施策の成果報告書に基づき、各担当部課長が御説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

引き続きまして、令和５年度西予市特別会計決算について御説明申し上げます。

資料は８ページになります。

公営企業会計を除く特別会計の総額では、歳入決算額は 117 億 7314 万 6000 円、歳出決算額は 115 億 7532 万 5000 円、歳入歳出差引額は 1 億 9782 万 1000 円、実質収支も同額となります。

それでは、会計別に御説明申し上げます。

まず、認定第２号「令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は 86 ページになります。

令和５年度決算額は、歳入総額が 2868 万 2000 円で、前年度と比較しまして 205 万 1000 円の増、歳出総額は 1373 万 6000 円で、前年度との比較では 177 万円の増となり、形式収支、実質収支ともに 1494 万 6000 円となっております。

なお、令和５年度貸付人数は 17 人で、貸付総額は 690 万円、償還人数は延べ 856 人で、償還総額は 1401 万 7400 円であります。

続きまして、認定第３号「令和５年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は 87 ページをお開きください。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が 44 億 7940 万 4000 円、歳出総額は 44 億 7752 万 5000 円となり 187 万 9000 円の黒字となっております。この繰越額につきましては、その一部を財政調整基金積立金に充てることとしております。

当会計におきましては、被保険者の減少や高齢化、医療技術の高度化などに伴い、今後も厳しい財政運営となることが予想されます。

将来にわたって、国保の安定的な運営と財政の健全化を図るためにも、引き続き保険税の高い収納率を維持するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進、健康の保持増進や保健事業の効率的な実施による重症化予防に取り組むことにより、国保会計の健全化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定について御説明いたします。

資料は 93 ページをお開きください。

市内３診療所の歳入・歳出総額は同額の 1 億 1147 万 4000 円となっております。診療所勘定におきましては、一般会計から 4773 万 2000 円を繰り入れることにより、収支均衡を図っている状況にあることから、引き続き医薬材料費等の経費削減に努めるとともに、今後も医療体制の見直しなどを図るなど、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に努めてまいります。

続きまして、認定第４号「令和５年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は 96 ページをお開きください。

まず、歳入総額は７億 3620 万 4000 円で、前年度と比較いたしまして 2321 万円の増、歳出総額が 7 億 2198 万 8000 円で、前年度と比較して 3091 万 3000 円の増となりまして、形式収支、実質収支ともに 1421 万 6000 円の黒字額を計上しております。

歳入につきましては、被保険者の保険料が 4 億 3923 万円、繰入金 2 億 6337 万 1000 円、後期高齢者医療健康診査の受託収入などの諸収入 1162 万 3000 円が主なものです。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が 6 億 8538 万 8000 円となり、歳出全体の 94.9％を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。

続きまして、認定第５号「令和５年度西予市介

護保険特別会計歳入歳出の決算認定について」御説明申し上げます。

資料は99ページからになります。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が64億1738万2000円で、前年度と比較しまして4759万2000円の増、歳出総額は62億5060万2000円で、前年度と比較しまして1億3275万3000円の増となりまして、形式収支1億6678万円の黒字額を計上しております。

今後も、介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業が、多様な事業者または施設等から、適正かつ安定的、継続的に提供されるよう指導・監理し、介護保険の健全運営を図ってまいります。

以上、令和５年度西予市特別会計歳入歳出決算につきまして御説明させていただきました。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

認定第６号「令和５年度西予市水道事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の18ページをお開きください。

まず、令和５年度の西予市水道事業の概要を報告いたします。

総括事項として、給水収益を含む営業収益につきましては、給水人口の減少と市民節水型生活環境への移行により、前年度比0.2%の減となりました。

また、業務量につきましては、給水人口が前年度から463人減少し、2万7940人、年間総有収水量は前年度比0.3%減の316万3686立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算について御説明いたします。

４ページをお開きください。

水道事業収益6億9824万178円に対しまして、水道事業費用は6億9353万2672円となり、前年度と比較しまして収益は1.8%の増、費用については4.0%の減となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

８ページをお開きください。

このことを損益計算書で御説明いたしますと、営業収益5億5189万4018円に対しまして、営業費用は6億3947万3460円となり、差引き8757万9442円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、水道加入金など7043万1639円となっており、営業外費用は、企業債の支払利息など2297万1441円を支出しております。

以上によりまして、経常損失4011万9244円、当該年度純損失3972万2429円となり、当年度未処理欠損金が867万4859円となっております。

なお、積立金とあわせた利益剰余金の合計は3億202万7724円であります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

６ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額2億4825万1293円となっております。その内訳は負担金888万8000円、企業債1億930万円、補助金8119万8293円、出資金4886万5000円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額5億6717万3943円で、建設改良費として4億6037万7300円、企業債償還金として1億679万6643円を支出しております。

建設改良の主な工事は、三瓶給水区域において、津布理浄水場整備事業に係る機械・電気設備工事等であります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億1892万2650円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

続きまして、認定第７号「令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の56ページをお開きください。

まず、令和５年度西予市簡易水道事業の概要を報告いたします。

総括事項として、営業収益のうち給水収益につきましては、給水人口及び給水戸数の減少等により、前年度比1.6%の減となった一方で、その他

営業収益の増加により、営業収益につきましては、前年度比 7.1%の増となりました。

また、業務量につきましては、給水人口が前年度から 164 人減少し 4324 人、年間総有収水量は前年度比 6.3%減の 50 万 6398 立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明いたします。

42 ページをお開きください。

簡易水道事業収益 1 億 3014 万 1457 円に対しまして、簡易水道事業費用は 1 億 2914 万 6241 円となり、前年度と比較しまして収益は 10.0%の減、費用についても 8.7%の減となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

46 ページをお開きください。

このことを損益計算書で御説明いたしますと、営業収益 5841 万 3804 円に対しまして、営業費用が 1 億 2232 万 5241 円となり、差引き 6391 万 1437 円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、市からの補助金など 6646 万 6884 円となっており、営業外費用は企業債の支払利息など 96 万 2417 円を支出しております。

以上によりまして、経常利益 159 万 3030 円、当年度純利益 159 万 4865 円となったことにより、当年度未処分利益剰余金は 70 万 9514 円となっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

44 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込みの収入総額 942 万 287 円となっており、その内訳は、補助金 942 万 287 円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額 1268 万 2095 円で、その内訳は、企業債償還金 1268 万 2095 円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 326 万 1808 円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

そのほか、決算資料を掲載しておりますので、御参照ください。

続きまして、認定第８号「令和５年度西予市下水道事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の 86 ページをお開きください。

令和５年度西予市下水道事業の概要を報告いたします。

当事業は、令和５年度より、従来の公共下水道事業に加え、農業集落排水事業及び公共浄化槽等整備推進事業についても地方公営企業法を適用し、３事業体制となりました。

業務量につきましては、接続人口が下水道 6,533 人、農業集落排水 6,942 人、公共浄化槽 30 人、年間総有収水量は、公共下水道 81 万 6191 立方メートル、農業集落排水 73 万 9446 立方メートル、公共浄化槽 2,160 立方メートル、水洗化率は、公共下水道 62.3%、農業集落排水 85.0%、公共浄化槽 100%となりました。

次に、収益的収入及び支出の決算について御説明いたします。

72 ページをお開きください。

下水道事業収益 8 億 8186 万 9472 円に対しまして、下水道事業費用は 8 億 8838 万 2517 円となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

76 ページをお開きください。

損益計算書で御説明いたしますと、営業収益 1 億 9826 万 3304 円に対しまして、営業費用が 8 億 422 万 127 円となり、差引き 6 億 595 万 6823 円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、他会計負担金など 6 億 5793 万 4022 円となっており、営業外費用は、企業債の支払利息など 5642 万 4470 円を支出しております。

以上によりまして、経常損失 444 万 7271 円となり、特別利益と特別損失を併せまして、当年度純損失 787 万 9368 円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は 3131 万 2890 円であります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

74 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額 3 億 9359 万 1642 円となっております。その内訳は、企業債 6500 万円、出資金 2 億 755 万 7458 円、補助金 7250 万円、分担金及び負担金 4853 万 4184 円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額 4 億 7048 万 8328 円で、建設改良費として 1 億 5097 万 1673 円、企業債償還金として 3 億 1951 万 6655 円を支出しております。

建設改良費については、公共下水道宇和処理区の管路整備にかかる費用であります。主な整備地区は、伊賀上地区であります。

また、翌年度繰越額にかかる財源充当額等を除いた資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 9782 万 1686 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

111 ページから、公共下水道事業、農業集落排水事業及び公共浄化槽等整備推進事業の決算資料を掲載しておりますので、御参照ください。

以上、よろしく御審議を賜り、御認定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

〔浅野医療介護部長登壇〕

○浅野医療介護部長

認定第９号「令和５年度西予市病院事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の 170 ページをお開きください。

全国的な医師及び看護師の不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。

また、令和５年５月からは、新型コロナウイルス感染症が、５類感染症となり、国からの補助は打ち切りとなりましたが、感染力に変化はなく、集団感染等の影響を受けた大変厳しい経営となっております。

そのような中、西予市民病院におきましては、内科、外科、泌尿器科及び整形外科の常勤医師及び、必要な診療科等の非常勤医師を確保し、また、野村病院におきましても、内科、整形外科の常勤医師及び必要な診療科等の非常勤医師を確保し、両病院とも、年間を通して入院・外来診療等を行うことができました。

これらによりまして、両病院が連携して、公立病院としての診療機能や市内の二次救急体制の維持に努めてきたところであります。

今後におきましても、指定管理者制度を導入いたしますが、医師及び看護師等の確保に努め、医師会や関連機関とも連携し、西予市内の地域医療を維持していく所存でございます。

次に、171 ページの業務量でございますが、西予市民病院では、年間入院延患者数２万 6420 人、外来延患者数４万 2345 人、野村病院では、年間入院延患者数１万 5429 人、外来延患者数３万 8462 人となっております。

次に、158 ページの収益的収入及び支出について御説明いたします。

病院事業収益 38 億 8474 万 7443 円に対しまして、病院事業費用は 41 億 5175 万 6617 円となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。

詳細につきましては、162 ページの損益計算書で御説明いたします。

医業収益 27 億 9938 万 5969 円に対し、医業費用は 39 億 1872 万 5061 円で、差引き 11 億 1933 万 9092 円の営業損失となりました。

その主な要因といたしましては、診療収益の減、新型コロナウイルス感染症に係る補助金の減、西予市民病院建設及び野村病院の大規模改修に係る減価償却費などでございます。

次に、医業外収益は 10 億 2444 万 8808 円で、うち 6 億 1288 万 7265 円が一般会計からの負担金及び補助金、7140 万 9000 円が国・県からの補助金でございます。

医業外費用は 2 億 1603 万 4493 円で、主に企業債の利息、控除対象外消費税として計上される雑支出及びスマイル保育園の運営費でございます。

以上によりまして、経常損失 3 億 1092 万 4777 円、当年度純損失 2 億 6886 万 1303 円となり、当年度未処理欠損金は 11 億 7185 万 955 円となっております。

続いて、160 ページの資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入の総額は 3 億 6099 万 6874 円で、内訳は一般会計出資金 100 万円、一般会計負担金 2 億 7509 万 6874 円、企業債 8490 万円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額は 4 億 9739 万 2466 円で、これは、医療器械の更新などの建設改良費 9820 万 4480 円、企業債償還金 3 億 9918 万 7986 円となっております。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して

不足する額１億 3639 万 5592 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

197 ページから西予市民病院及び野村病院の決算資料を掲載しておりますので、御参照ください。

今後とも、指定管理者を中心に、関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と経費節減に努めるとともに、引き続き安全・安心な医療を提供してまいります。

続きまして、認定第 10 号「令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和５年度西予市公営企業会計決算書の 244 ページをお開きください。

令和５年度についても、利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、手厚いケアの提供とともに、在宅復帰・在宅療養支援に力を入れてきました。具体的には、超強化型に変更した施設基準を継続し、在宅復帰に向けたリハビリをより強化してきたところでございます。

令和５年度は新型コロナウイルス感染症の影響も少なく、１年間の施設利用者数は、入所・通所ともに微増いたしました。

今後とも関係機関と緊密な連携を図り、新型コロナウイルスの感染対策を徹底しながら、さらなるサービスの向上と利用者やその家族の生活支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、業務量でございますが、年間の施設入所延利用者数は３万 949 人、短期入所延利用者数は 1,490 人、入所短期を合わせた延べ利用者数は３万 2439 人、１日平均利用者数は 88.6 人となり、また、通所利用者数は年間利用者数 6,655 人、１日平均利用者 21.4 人となりました。

次に、230 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出について、決算報告書で御説明いたします。

施設事業収益６億 1083 万 1549 円に対しまして、施設事業費用は５億 9277 万 3270 円となっております。これらは消費税込みの金額であります。

このことを 234 ページの損益計算書で御説明いたしますと、施設運営事業収益は 5 億 2993 万 3624 円に対しまして、施設運営事業費用は 5 億 7853 万 5016 円となり、差引き 4860 万 1392 円の営業損失となりました。

令和５年度は施設内クラスタの発生がなく、年間を通じ安定的な経営ができたことにより、施設運営事業収益は、前年度比 1587 万 7367 円の増収となりました。費用においては、施設内クラスタが発生しなかったことから、給与費や材料費はともに減額となっております。

次に、施設運営事業外収益は、市からの補助金、国・県補助金などにより 4732 万 9626 円となっており、施設運営事業外費用は企業債の支払い利息などで 1371 万 6831 円を支出しております。

以上によりまして、経常損失は 1498 万 8597 円、特別利益と特別損失をあわせますと、当年度純利益は 1805 万 8279 円となり、当年度未処分利益剰余金は 1232 万 3100 円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

232 ページをお開き願います。

資本的収入につきましては 8202 万 3785 円となっており、市からの繰入金を計上したものであります。一方、資本的支出につきましては 8226 万 5385 円となっており、建設改良費及び企業債償還元金を支出しております。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 24 万 1600 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

事業の概要につきましては、239 ページの貸借対照表及び 244 ページからの事業報告書等を御参照願います。

今後とも感染予防に配慮しながら、地域や関係機関とつながり、職員が一丸となって西予市型地域共生社会の実現を目指してまいります。

以上、よろしく御審議を賜り、認定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩　午後０時 06 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午後１時 00 分）

ただいま議題となっております認定第１号から認定第 10 号までの監査報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

正司代表監査委員。

〔正司代表監査委員登壇〕

○正司代表監査員

決算審査意見について御報告申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、市長から審査に付されました令和５年度西予市一般会計・特別会計の決算、及び西予市基金運用状況、並びに地方公営企業法の規定に基づき審査に付されました西予市公営企業会計の決算について、慎重に審査を行い、去る８月 13 日に決算審査意見書を市長へ提出したところでございます。

以下、その内容について御報告させていただきます。

お手元の令和５年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の１ページを御覧ください。

第１、審査の対象は、令和５年度一般会計、及び令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計ほか、３特別会計の歳入歳出決算です。

第２、審査の概要であります。

まず、審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の確認を行うとともに、定例監査や例月現金出納検査の結果も参考に審査をいたしました。

次に、審査の期間ですが、令和６年６月 27 日から８月２日までの間、実施をいたしました。

第３、審査の結果であります。

計数に誤りはなく、歳入歳出予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われていると認められました。

次に、決算の概要であります。

２ページの（１）決算規模を御覧ください。

アの総計決算額は、歳入が 442 億 8578 万円、歳出が 427 億 2106 万円となっています。

ウの総計決算額の比較を見ていただきますと、前年度に比べて、歳入が 33 億 9115 万円、歳出が 28 億 9925 万円、それぞれ減少しています。

続いて、３ページの（２）決算収支状況を御覧ください。

一般会計及び特別会計の決算収支の状況は、合計欄に記載のとおり、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支が 15 億 6472 万円、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支は 13 億 2959 万円となっております。

一般会計と特別会計に分けて見ますと、まず、一般会計の形式収支は 13 億 6690 万円で、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支は 11 億 3177 万円の黒字ですが、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、１億 9209 万円の赤字となっています。

次に特別会計では、形式収支・実質収支ともに 1 億 9782 万円の黒字ですが、単年度収支は 1 億 3438 万円の赤字となっています。

なお、各会計決算収支の状況につきましては、６ページ以降に記載しておりますので、お目通しをいただき、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、45 ページを御覧ください。

まとめでございます。

中ほど 15 行目から見ていただきますと、財政指標の結果では、公債費負担比率が 18.8％となり、危険ラインに近づきつつあり、経営収支比率も 97.5％と財政構造の硬直化が深刻な状況にあります。また、財政力指数においても 0.24 と低く、依然として厳しい財政状況が続いています。

このような状況を踏まえ、今後の行財政運営に当たり、御配慮いただきたい３点について要望させていただきます。

まず１点目は、財政運営であります。

本市はこれまでに実施してきた大型事業に係る公債費が、財政運営をより圧迫をしていると考えられます。起債額の抑制のため、令和６年度の方針では、地方債発行において枠設定による公債費負担の削減に向けた取組や、収支バランスに見合った予算規模の実現を目標とされており、その実現に向けたさらなる行財政改革に取り組んでいただきたいと考えます。

２点目は、自主財源であります。

本市の自主財源は 87 億 5682 万円で、自主財源比率は 26.9％と低い水準となっており、昨年度と比較して、１億 1966 万円減少しております。自主財源比率が高いほど、行政の自主性や安定性の確かな礎となってまいりますので、積極的な改革に取り組まれ、自主財源の確保に努めていただきたいと期待するものであります。

３点目は、市民への情報提供についてであります。

本市の財政状況は年々厳しさを増してきております。財政状況はもとより、市政全般にわたり市

民の関心は年々高まってくるものと考えられます。これから先の行財政改革の取組において、市民から不信を招くことのないよう、分かりやすく、納得のいく丁寧な対応に心がけていただくよう望むものであります。

以上、一般会計及び特別会計決算の審査報告とさせていただきます。

なお、46 ページ以降の西予市基金運用状況審査の結果につきましては、各基金の計数はいずれも正確であり、適正に運用されていると認められましたので、報告させていただきます。

続きまして、令和５年度西予市公営企業会計決算審査意見書の１ページを御覧ください。

第１、審査の対象は、令和５年度水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計の各事業会計の決算です。

第２、審査の概要であります。審査の方法につきましては、市長から提出されました各事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定められた書類について、これらの計数・経営成績・財政状態が適正に表示されているか、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、定例監査や例月現金出納検査の結果も参考に審査をいたしました。

次に審査の期間ですが、令和６年６月 28 日から８月２日の間、実施をいたしました。

第３、審査の結果であります。

いずれも法令に基づいて作成され、計数、経営成績及び財政状態についても適正に表示されていると認められました。

次に、決算概要及び総合意見について説明させていただきます。

２ページの（１）の決算概要を御覧ください。

アの経営成績総括表のとおり、各事業会計の事業損益は費用が収益を上回り、公営企業会計全体の事業損失は 19 億 2539 万円となっており、事業外損益と特別損益を含めた純損失は、前年度の 2 億 6224 万円から 2 億 9681 万円に増加しております。なお、純損失の増加要因は、主に病院事業会計の医業外収益の減によるものであります。

続いて、６ページの（２）総合意見の９行目からを御覧ください。

各事業会計の経営分析結果では、財務比率の流動比率・当座比率・現金預金比率はおおむね良好に推移していますが、損益その他の比率の事業収支比率では、各事業会計とも 100％未満で事業損失が生じており、仮に当年度決算で純利益が生じていたとしても、依然、事業外収益の負担金や補助金がなければ経営が成り立たない厳しい状況にあります。

公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉増進を果たすことを目的としております。特に、経営の安定と市民生活に対するサービスの維持が求められておりますが、給与費の増加や物価高騰が直撃し、経営を圧迫してきております。新型コロナウイルス感染症は５類に移行いたしましたが、その影響はいまだに大きく、経営の影響が引き続き懸念されており、中長期的な視点に立って、公営企業に係る諸問題に対し計画的かつ柔軟に取り組んでいただき、市民生活に寄り添った経営を望むものであります。

当面、各事業会計において留意して取り組んでいただきたいことを 22 行目以降に挙げさせていただきました。

まず、水道事業です。

水道施設・設備において、水道管の老朽化など整備が遅れております。災害に備えた経営戦略を立て、計画的に整備を進めていただくとともに、令和６年度からは水道料金が改定されたこともあり、経営の健全化、インフラ整備にも寄与していただくようお願いいたします。

次に、簡易水道事業です。

少子高齢化や過疎化が進み、経営が困難になってきている事業体もあります。このような状況を踏まえ、これから先の経営の在り方について、真摯に取り組み、方向性を導き出していただくようお願いいたします。また、料金設定についても検討していただくよう望むものであります。

次に、下水道事業です。

下水道事業に農業集落排水事業等が加わりましたが、経営は、一般会計からの繰入金があって経営が成り立っている状況に変わりはありません。令和６年度からは下水道使用料改定により、収入の増収は見込めますが、経営に大きな変化はないと考えられますので、引き続き、接続推進による水洗化率の向上と料金収入の確保に努めていただくようお願いいたします。

続いて、病院事業です。

医療収益の約９割弱を職員の給与費で占め、これに医療材料費を加えると医業経費が医業収益を上回り、純損失は 2 億 6000 万円に及び、極めて厳しい赤字経営が続いています。人口減少による患者数の減少、医師の確保、給与費の増加等の問題に直面しており、時間的猶予のない現状を踏まえ、地域性・病院の規模も考慮に含めて早急に経営の在り方について取り組み、改善を求めるものであります。また、利用者が安心して受診できる安定した経営にも配慮を望むものであります。

最後に、野村介護老人保健施設事業です。

野村介護老人保健施設では、施設基準を超強化型に切替えて３年がたち、延べ利用者数も増加しており、経常収支も 100%に近く安定的に推移しています。引き続き利用者の維持・確保に努めて、経営の安定を図っていただくようお願いしたいと考えます。

なお、各事業会計の決算審査の状況は７ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、説明は省略させていただきます。

以上、公営企業会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

○井関議長

以上で監査報告は終わりました。

（日程６）

○井関議長

次に、日程第６、報告第８号「令和５年度西予市一般会計継続費精算報告について」から、報告第 17 号「西予市ＣＡＴＶ株式会社の運営状況について」までの 10 件を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井副市長。

〔酒井副市長登壇〕

○酒井副市長

報告第８号「令和５年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和５年度において、ＣＡＴＶ整備事業における城川サブセンター整備工事及び監理委託、児童公園整備事業における遊具設置工事等、消防本部署庁舎建設事業における造成工事及び設計委託、及び、宇和文化会館管理運営事業における舞台機構設備取替工事について、継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行例第 145 条第２項の規定により、継続費精算報告書を添えて報告を申し上げます。

続きまして、報告第９号「令和５年度健全化判断比率の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和５年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断４比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

なお、財政健全化判断比率と申しますのは、市の財政運営が将来を含め、今どういう状態であるかを見るためのものでございます。その比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計並びに全ての会計を通しての実質赤字額はございません。

次に、実質公債比率は、借入金返済の度合いを、将来負担比率は将来の財政運営を圧迫する度合いを見るものでございます。

いずれの比率につきましても早期健全化の基準値を下回っており、現状では健全な財政運営状況であることを御報告いたします。

続きまして、報告第 10 号「令和５年度資金不足比率の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計及び野村介護老人保健施設事業会計につきまして、令和５年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第１項の規定により、監査委員の意見を付し報告するものであります。

この資金不足比率とは、公営事業の経営状況の悪化の度合いを見るものですが、一覧表のとおり全ての会計において資金不足を生じておらず、健全な経営がなされている状況であることを御報告申し上げます。

続きまして、報告第 11 号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第 12 号「株式会社

城川ファクトリーの経営状況について」、報告第 13 号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第 14 号「明浜シーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第 15 号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第 16 号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第 17 号「西予ＣＡＴＶ株式会社の経営状況について」、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第 221 条第３項で規定する市の出資比率が 50%以上の法人等につきましては、同法第 243 条の３第２項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられており、本議会に７法人の令和５年度経営状況について報告するものであります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

〔兵頭産業部長登壇〕

○兵頭産業部長

初めに、報告第 11 号「株式会社エフシーの経営状況について」御説明いたします。

同社は、森林の保全や林業の担い手育成などを主な目的としまして、伐出、除伐、作業道開設などの森林整備事業と林産物の生産、加工、販売及び、西予市指定管理者として、木質ペレット製造施設の管理運営を行っております。

令和５年度の森林整備の作業面積は、前年度の 46.8 ヘクタールから、67.5 ヘクタールに増加している一方で、皆伐の実績はなく、間伐を中心に事業を推進したことから、搬出材積は、前年度の 8,380 立方メートルから 6,969 立方メートルに減少しております。

次に、木質ペレット等の木材加工品の販売実績は、ペレットが 272 トンとなっており、前年度から４トンの減、おが粉は 424 立方メートルで横ばいの状態です。これらを合わせた売上高は前年度に比べて 7.1%増の約 1 億 2440 万円となっておりますが、当期純利益につきましては、補助金収入等の減により、前年度より減収の約 238 万円となりました。

令和６年度につきましては、引き続き人材の雇用と担い手の育成、機械化による作業の効率化及び林家の所得向上等を目指すとともに、計画的な森林整備を行い、安定的な経営を行うように取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 12 号「株式会社城川ファクトリーの経営状況につきまして」御説明いたします。

同社は、市内経済の活性化及び農家所得の安定、雇用機会の創出を目的に地元産品を使用した特産品の開発、生産、加工、販売を主な業務としており、西予市指定管理者として、特産品センター、農産物加工センター、食肉加工センター、産地形成等促進施設の運営を行っております。

令和５年度の売上高は、和栗ブームの落ちつきや原材料等の高騰に伴う商品の値上げの影響が大きく、前年度に比べ 4.8%減の約 5 億 3188 万円となりました。当期純利益につきましては、大口取引先の買い控えや栗の仕入れ量の増加、従業員の人件費の見直し、役員退職金などの支出により、約 72 万円にとどまっておりますが、業務や体制の見直しなど、しっかりとした計画を立てて、経営改善を進めていることから、今後の経営の収益性や安全性に問題はないと考えております。

令和６年度につきましては、和栗における新商品の開発及び販売、また、城川自然牧場商品を中心に、既存ブランドの再構築を行い、新たに城川ベーコンとしてブランド発信を行うことで、安定的な売上の向上に努めてまいります。

詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 13 号「株式会社どんぶり館の経営状況について」御説明いたします。

同社は、地元農産物及び特産品の販売等を通じて、観光物産事業の振興と市内事業者の活性化を目的に、西予市指定管理者として、どんぶり館のあおぞら市場特産市場、レストラン、駅前店あおぞらなどの運営を行っております。

令和５年度の経営状況につきましては、新型コロナウイルス感染症が５類に移行したことから、来館者は約 49.5 万人と以前の状況に戻ってきており、商品の販売が好調であったこと、また、物

価上昇に伴い、あおぞら市出荷手数料を 10%から 13%に値上げしたことから、売上高は前年度に比べて 9.2%増の約 2 億 1377 万円となりましたが、物価高騰による仕入れ高の上昇などにより、当期純利益は約 543 万円となっております。

令和６年度は、隣接していますちぬやパークの指定管理運営を開始したため、イベント開催などで来場した多くの方をどんぶり館へ誘客できるようＰＲしていくとともに、引き続き地元産品の販売促進に力を入れ、健全な運営を行ってまいります。

なお、詳細につきましてはお配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 14 号「明浜シーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」御説明いたします。

同社は、地域産品の開発、販売、柑橘搾汁、観光振興等による地域活性化及び住民福祉の増進を目的に西予市指定管理者として、明浜柑橘加工施設、明浜観光交流拠点施設、明浜オートキャンプ場の管理運営を行っております。

令和５年度の経営状況につきましては、明浜観光交流拠点施設及びオートキャンプ場では、最盛期の夏場における長雨やかっぱＭＡＴＵＲＩの中止、料理人の退職等による影響で、利用者数、売上ともに減少となりましたが、明浜柑橘加工施設につきましては、11 月に待望の新施設が稼働となり、増産体制が整ったことから売上が増加し、その結果、３施設の売上げ総額は前年度に比べて 21.4%増の約 2 億 750 万円となりました。

しかしながら当期純利益は、人件費、設備投資による減価償却費、物価高騰に伴う光熱水費等の増加により、約 1310 万円の赤字となっておりますが、資金繰りに問題はなく、また、柑橘加工施設への投資的経費につきましては、生産量向上のための先行投資であることから、今後はさらなる品質向上と増産化、新たな商品開発や販売拡大などを積極的に行いまして、加えまして、導入を予定しております自家消費型太陽光発電システムによる光熱費の抑制やジュースかすの堆肥化販売などの新たな事業展開を進めることで、経営の安定化に取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 15 号「株式会社グリーンヒルの経営状況につきまして」御説明いたします。

同社は、農家所得の向上及び地域雇用創出を目的に、農産物の生産、加工、販売を主な業務としており、西予市指定管理者として、野村青汁工場の管理経営を行っております。

現在の食品業界を取り巻く環境は、人口及び働き手の減少、それに伴う消費量の減少などが続いており、急激な物価高騰なども重なり、厳しい状況にございます。青汁製品の市場におきましても、以前は安定的に推移してきたものが、コロナ禍を境に緩やかな減少傾向に転じており、また、原材料費や設備投資負担、労働力確保に向けた人件費の増加が収益面に影響しております。

そのような中、令和５年度の経営状況は、原材料であるケールが黒すす病や軟腐病の影響にて、計画の 69.6%の入荷量にとどまり、製品の生産量が減少したことから、売上高は前年度に比べて 23.8%減の約 5 億 4217 万円となり、また、当期純利益は、前年度比 30.7%減の 2191 万円となりました。

ケールの病害虫対策につきましては、ファンケルと共同で、病気に強い新品種の試験栽培や県外２カ所の農業法人と協力して、栽培適地の拡大を模索するなど、原材料の安定的な確保に向けて取り組んでいるところであり、令和６年度は、さらなる安定経営に向けて改善を図ってまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

以上で補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

〔大野本政策企画部長登壇〕

○大野本政策企画部長

報告第 16 号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」補足説明を申し上げます。

一般財団法人宇和文化会館は、本年４月から引き続き指定管理者として、芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。

令和５年度は、文化会館長寿命化計画に基づき、令和４年度から継続事業として、舞台機構設備の改修工事を本年８月 15 日に完了いたしました。この間、大ホールは利用を停止しており、その他

の会館施設につきましては、来館者及び定期利用者の皆様に利用していただきました。

芸術文化事業につきましては、自主事業公演を３公演、この３公演の内訳といたしまして、宇和文化会館１事業２公演、三瓶文化会館１公演、また、共催事業として７つの公演を実施いたしました。

まず、宇和文化会館の自主事業としましては、ものまねＤＲＥＡＭ ＬＩＶＥ2023 と題し、ものまねスペシャルライブを開催し、幅広い年齢層から集客を得ることができました。

三瓶文化会館におきましては、フォークシンガーイルカのコンサートを実施することができ、大変好評でありました。

次に、共催事業においては、第 16 回西予市ふれあい歌謡祭、第５回男性合唱団ジェントルゲザング発表会、ゴスペラーズコンサートツアーを実施するなど、市民の皆様の要望に応じた事業を実施してまいりました。

続きまして、令和５年度の貸館業務につきましては、いまだに新型コロナウイルス感染症の影響がある中、年間利用件数 514 件、利用人数が１万 4925 人となり、前年度と比較しますと件数では９件の増、利用者数では 2,174 人の減となりました。これは先ほど述べました改修工事により、大ホールの利用を停止したことによる利用減でございます。

次に、収支の状況について御報告をいたします。

事業活動収入につきましては、合計 4927 万 2877 円、事業活動支出につきましては、合計 5003 万 9400 円、収入合計から支出合計を差し引きました事業活動収支差額は、マイナス 76 万 6523 円、さらに、投資活動の収支差額を合わせた当期収支差額は 559 万 4046 円となっております。前期繰越収支差額がマイナス 239 万 2928 円で、次期繰越収支差額は 320 万 1118 円となっております。

今後とも、施設の適切な管理運営を行いながら、地域住民の皆様を巻き込んだ自主事業の展開や市民の皆様のニーズに合った取組を行い、さらに利便性を高めることにより経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第 17 号「西予ＣＡＴＶ株式会社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

西予ＣＡＴＶ株式会社の事業は、光ケーブルを伝送路としたＣＡＴＶ事業であり、きらりニュース、行政情報番組等、自主放送番組の制作放送、エリアの天気予報や定点カメラの映像、緊急情報の発信などを行っております。

令和５年度におきましては、前年度に引き続き営業活動に力を注ぎ、キャンペーンの実施等による加入促進を行い、新規加入者を増やしましたが、同時に解約者も多く、令和６年３月末の西予ＣＡＴＶが提供するテレビ加入件数は１万 303 件、インターネット加入件数は 7,726 件となりました。テレビ加入件数は 32 件減少しておりますが、インターネット加入件数は 161 件増加しております。

その結果、令和５年度の売上高につきましては、4 億 6328 万 9555 円、経常利益 8227 万 3474 円、当期純利益 5482 万 1174 円となっております。

令和５年度は、前年度比のテレビ加入件数が会社設立から初めて減少となりました。年々人口減少、転出などによる解約・休止の件数が増加傾向にあることから、テレビ加入件数については、今後も厳しい状況が予測されます。

この状況を踏まえて事業の多角化により、新たな事業の柱を構築するため、新規事業について研究を行っているところでございます。情報通信技術の技術革新は目まぐるしいものがあり、業界を取り巻く環境だけではなく、業界そのものの環境が大きく変わろうとしております。今後も変化を見極め、的確に対応し、市民の皆様に必要な情報やサービスを提供することで、明るく安心安全なまちづくりに貢献し、企業としてさらに成長していけるよう努めてまいります。

詳細につきましては、お配りをいたしております資料をお目通しください。

以上、所管の経営状況の補足説明とさせていただきます。

○井関議長

理事者の報告は終わりました。次に、日程…

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

先ほど議案第 88 号「令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）」の提案理由におきまして、歳入歳出予算の総額を 1494 万 6000 円と説明申し上げましたが、正しくは 2535 万 6000 円でございます。

訂正しておわび申し上げます。

（日程７）

○井関議長

次に、日程第７、発議第２号「西予市決算特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、16 名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって、本案については 16 名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

次に、選任第４号「西予市決算特別委員会委員の選任」を議題といたします。

本案につきましては、委員会条例第８条の第１項の規定により、西予市決算特別委員会委員に１番まつもとみき議員、２番大森揚子議員、３番山下昌和議員、４番宇都宮久見子議員、５番加藤美香議員、６番宇都宮俊文議員、７番加藤美香議員、８番中村一雅議員、９番河野清一議員、10 番山本英明議員、11 番竹﨑幸仁議員、13 番源正樹議員、15 番二宮一朗議員、16 番兵頭学議員、17 番森川一義議員、18 番酒井宇之吉議員をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました西予市決算特別委員会委員の諸君は直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し、議長に報告願います。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　午後１時 41 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午後１時 41 分）

失礼いたしました。

５番信宮徹也議員をそれぞれ指名いたします。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　午後１時 42 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午後１時 52 分）

西予市決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市決算審査特別委員会委員長に 13 番源正樹議員、副委員長に９番河野清一議員、以上のとおりであります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

９月６日は午前９時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会　午後１時52分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長　　井関　陽一

同　　議員　　源　正樹

同　　議員　　二宮　一朗

第　２　日

９月６日（金曜日）

令和６年第３回西予市議会定例会会議録（第２号）

１．招集年月日　令和６年　９月　６日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和６年　９月　６日
　　午前　９時００分
１．散　　会　令和６年　９月　６日
　　午前１１時５５分
１．出席議員
　１番　まつもと　みき
　２番　大森　揚子
　３番　山下　昌和
　４番　宇都宮　久見子
　５番　信宮　徹也
　６番　宇都宮　俊文
　７番　加藤　美香
　８番　中村　一雅
　９番　河野　清一
１０番　山本　英明
１１番　竹﨑　幸仁
１２番　小玉　忠重
１３番　源　　正樹
１４番　井関　陽一
１５番　二宮　一朗
１６番　兵頭　　学
１７番　森川　一義
１８番　酒井　宇之吉
１．欠席議員
　な　し
１．会議録署名議員
　１６番　兵頭　　学
　１７番　森川　一義
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名
　市　　長　管家　一夫
　副市　長　酒井　信也
　教育　長　宇都宮　明彦
　総務部長　山住　哲司
　政策企画部長　大野本　敦
　生活福祉部長兼
　福祉事務所長　長野　静香
　産業部長　兵頭　章夫
　建設部長　三瀬　計浩
　医療介護部長　浅野　幸彦
　会計管理者　岩本　博文
　消防本部消防長　宇都宮　憲治
　教育部長　谷口　佳代
　明浜支所長　池田　いずみ
　野村支所長　土居　文人
　城川支所長　中城　多喜恵
　三瓶支所長　藤井　兼人
　総務課長　山崎　徳博
　財政課長　安岡　克敏
　監査委員　正司　哲浩
１．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　事務局長　片山　勇一
　議事係長　松本　史子
１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　　事　　日　　程

１　会議録署名議員の指名

（１６番兵頭学、１７番森川一義）

２　一般質問

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名

2　一般質問

開会　午前９時00分

○井関議長

おはようございます。

本日は、このように大勢の方に傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○井関議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。今定例会の会議録署名議員に、16番兵頭学議員、17番森川一義議員を指名いたします。

（日程２）

○井関議長

次に、日程第２、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、７番加藤美香議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

おはようございます。

議席番号７番、加藤美香です。

議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を３点させていただきます。

１点目は、不登校児童生徒の支援についてお伺いいたします。

令和５年３月31日に、文部科学省が「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」ＣＯＣＯＬＯプランを取りまとめております。

また、令和４年度の不登校児童生徒数が、小中学校合わせて全国で29万人と過去最高となっております。

そこで、西予市における不登校児童生徒の現状と支援状況を何点か質問いたします。

まず初めに、不登校児童生徒数の過去３年間の推移と現状をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

おはようございます。

本日は一般質問に当たりまして、このように多くの皆様が早朝より傍聴にお越しいただきまして厚く御礼申し上げます。

朝夕は少しずつ、秋の気配も感じられるような状況になりましたけれども、日中は相変わらず厳しい暑さが続いております。体調管理くれぐれも御留意いただきたいと思います。

昨日、内閣府と国土交通省におきまして、災害の教訓を伝える施設や活動に対しまして、全国で22件をＮＩＰＰＯＮ防災資産に認定をしたということを発表されました。

そして西予市もその伝達式がありましたけれども、その中で、乙亥会館災害伝承展示室の発災後から復興までの歩みの展示とともに、市民の語りべによる被災現場案内や、そして野村小学校を中心とする教育、体験談の伝承活動などが高く評価され、認定をいただきました。施設の関係者並びに語りべの皆さんに対しまして心からお喜びを申し上げる次第であります。

今後も災害の記録展示とともに、復興に向けた取組を後世に伝えながら、防災意識の高揚と復興に向けた思いや勇気の大切さについてつなげてまいりたいと思いますし、自分の命は自分で守るというそういう強い気持ちをつなげていきたいなとそのように思っております。

さて本日から土日を挟みまして３日間にわたりまして、８名の議員さんから一般質問を承ります。

それぞれの質問に対しまして真摯に回答させていただきますとともに、市政運営の根幹に関わる御質問には私が回答し、専門的・技術的な分野におきましては、各部長を中心として回答をさせていただきますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

西予市における過去３年間の不登校の推移と現状についてお答えいたします。

令和３年度の不登校児童生徒数は、小学校14名、中学校 31 名、合計 45 名。令和４年度は小学校13名、中学校47名、合計60名でございます。令和５年度は、小学校 19 名、中学校 52 名、合計71 名となっており、年々増加している状況であり、特に中学校におきまして不登校生徒数の増加が顕著になっております。

令和６年度につきましては、７月末現在で小学校６名、中学校26名となっており、想定としてこのままのペースで試算しますと、年度末には小学校９名、中学校39名、合計48名となります。

西予市では、不登校の解消に取り組みつつも、新たな不登校を生まない予防の取組を強化しているところであり、この取組により、新規の不登校児童生徒数は令和５年度の38名から、令和６年度末試算では７名と、31 名の減少を見込んでおり、新たな不登校児童生徒の増加にブレーキをかけることができているのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

不登校の定義と、また、令和５年度で構いませんので欠席状況をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

不登校の定義と、不登校の欠席状況についてお答えいたします。

文部科学省が定める定義では、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものが不登校となります。年間30日以上というのは、連続であっても断続的であっても、年間トータル30日以上かどうかで判断となります。

また、不登校の欠席日数状況についてでございますが、令和５年度において、71名のうち、30日以上 50 日未満が 21 名、50 日以上 100 日未満が24名、100日以上が26名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

欠席日数にばらつきがあると思うんですけれども、昨年は不登校であったが今年は学校に戻ることができている不登校児童数をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

不登校から学校に戻れた児童生徒数についてお答えいたします。

令和４年度に不登校として計上していた60人のうち、中学校３年生を除く38人の児童生徒のうち、令和５年度に不登校が解消されましたのは５人でした。

また、欠席数が減少した児童生徒は 38 人中16名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

今の答弁では、何人かの子どもたちが学校に戻ることができている、また、欠席日数も減っているということでございますが、不登校の子どもたちへの対応、並びに支援状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

不登校児童生徒の対応並びに支援状況についてお答えいたします。

各小中学校におきましては、不登校児童生徒を生まない魅力ある学校づくりに努めるほか、児童生徒の思いや悩みを受け止めるための教育相談の充実、早期対応、支援を行っております。

これまでの取組に加えまして、今年度、新たに２つのことを取り組んでおります。

１点目は、市内３つの小学校を拠点として、適応指導サポートリーダーの配置をいたしました。学校生活に不安や困り感を抱える児童が自信を持

って学校生活を送ることができるよう、不登校の予防的な視点で適切な支援、指導に努めております。

２点目は、本市の不登校対策の指針「西予市版不登校対応スタンダード」の配布です。

各学校で不登校対応には精一杯取り組んでおりますが、指針となるものがあれば、より適切な対応が可能となるのではないかと考え、全教職員を対象として「不登校対応スタンダード」の作成・配布を行いました。学校では、これをもとに研修等を行い、共通理解を図りながら、不登校対策に取り組んでいるところでございます。

今後も、児童生徒の自己肯定感を高め、不登校の児童生徒を生まない学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

いろいろな取組を行い、支援をされておりますが、私が一番心配することといたしましては、自宅から全く出られない不登校の子どもたちに対する支援が届きにくいのではないかと思いますが、現在西予市ではどのような取組をされているのか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

不登校により自宅から出られない児童生徒への対応についてお答えいたします。

登校したくても登校できない児童生徒に対し、１人１台端末を利用し、事業をライブ配信したり、オンライン学習を教員と行ったりと、ＩＣＴを活用した学習も各学校で進めております。

しかしながら、そういった学習も受け入れられず、家庭にこもりがちな児童生徒も一定数おります。そのような場合、学校での対応には限界があるとも感じております。

今後は、今年度、市役所内に新設された子ども家庭センターとも連携しながら、家庭への支援も含めた不登校対策も考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

全ての不登校の子どもたちの支援をしっかりやっていただきたいと思います。

次の質問になりますが、以前、二宮議員も質問されておりますが、学校内に設置しているサポートルームの取組と成果をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

校内サポートルームの取組と成果についてお答えいたします。

サポートルームは、不登校またはその傾向にある生徒への支援に特化した取組を推進することを目的として設置されたものでございます。

本年の県内の状況は、東予管内４校、中予管内３校、南予管内は宇和中学校と八幡浜市立保内中学校、宇和島市立城東中学校の３校で、計10校となっており、昨年度と比較し、県内で２校増加しております。

当市におきましては、令和４年度から宇和中学校にサポートルームを設置し、専任教員である登校ナビゲーター、ＩＣＴ支援員等を配置し、支援を行っているところですが、個々に応じた指導・支援がさらに充実するよう、今年度より県費による非常勤の不登校対策支援員１名と、市単独による適応指導サポーター３名を新たに配置いたしました。

このことによりまして、学習に集中したい生徒や、学級とのつながりを深めたい生徒が利用できるサポートルームを拡充したステップアップルームを設置することができました。

サポートルームではライブ配信にも取り組み、学級や家庭等オンラインでつないで授業を行ったりするなど、多様な授業スタイルにも対応し、不登校生徒やその保護者の悩みや思いを受け止めながら、生徒の進路実現に向けた学びを保障する場として機能しております。

その成果につきまして、具体的な数値としましては、実際にサポートルームに登校し利用した人

数が、令和４年度が延べ 2,123 人、令和５年度が 2,533 人です。また、令和５年度に宇和中学校サポートルームに登録し利用した21人全ての生徒の登校状況等を分析した結果、支援開始時の令和５年４月と令和６年１月末時点を比較しますと、大幅な改善が見られました。

具体的には、毎日登校する生徒が、4.8％から61.9％に増加、ほとんど登校できなかった生徒が33.3％から 4.8％へ減少、全く学校に来られない生徒が、9.5％から 4.8％へ減少しておりました。宇和中学校校内サポートルームでの取組が大きな成果につながっていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

令和４年より宇和中学校にサポートルームを設置。また、本年度よりサポートルームを拡充し、ステップアップルームも設置し、不登校の子供たちの支援を行い、効果も出ていると思いますが、宇和中学校以外の学校においてはどのような対応をされているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

宇和中学校以外の学校での対応についてお答えさせていただきます。

現在、不登校児童生徒の有無にかかわらず、市内全ての小中学校におきまして、不登校対策に取り組んでおります。

実際に、不登校の児童生徒が在籍する学校におきましては、サポートルームの設置には至らないものの、不登校対策の非常勤講師等が、宇和中学校のサポートルームの取組の成果である不登校児童生徒へのかかわり方や、組織として機能するための不登校対策、ＩＣＴを活用した学習支援などを参考に、各学校の実情に合った取組を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

サポートルームは宇和中学校だけでございますが、ほかの学校においても、それに近い支援をしていただいているということでございますが、本来は、全ての小中学校にサポートルームがあればいいと思いますが、人員の関係などで、なかなかそれはできませんので、またそれに近い支援をまたしていただきたいと思います。

次に、不登校の子どもたちの学校以外の居場所として、全国的にフリースクールが大きな役割を担っております。現在、西予市にもフリースクールができておりますが、学校とフリースクールの連携をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

学校とフリースクールの連携についてお答えさせていただきます。

昨年度５月に文部科学省が作成した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」ＣＯＣＯＬＯプランにおいては、全ての不登校の児童生徒に対して学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整備しなければならないと指摘しております。

その具体策の一つとして、学校や教育委員会が不登校児童生徒に対する支援を主たる目的とするフリースクールやＮＰＯ等と連携を図ることが必要となっております。

愛媛県におきましては、令和２年度から、不登校児童生徒等支援事業の一環として、県の教育支援センターとフリースクールが連携をとりながら、不登校対策に取り組んでいます。

これは県が認定したフリースクールや教育支援センター等に児童生徒が通う場合、交通費や体験活動・実習費を支援したり、選定審議会で選定されたフリースクールに対し、人件費や授業料免除額を補助したりする取組になります。

今年度、西予市内に新たにフリースクールが設置されたことを把握しております。不登校になった児童生徒がフリースクールで意欲的に学び、その学びが学校の教育活動に準じた活動であると学校長が認める場合には出席扱いとしたり、フリースクールでの活動の様子を学校と情報共有を行っ

たりするなど連携を図りつつある状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

学校とフリースクールの連携を深めていただき、また、学校で受け入れられない子どもたちがフリースクールに通い、また学校に戻れるようになるように支援を続けていただいたらと思います。

次に、不登校生徒（中学生）の進路について、出席の扱い、成績のつけ方を含めてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

不登校生徒（中学生）の進路、成績のつけ方等についてお答えさせていただきます。

進路保障は学校教育においてもその根幹をなすべきものと考えております。高校進学という観点から答弁させていただきますと、高等学校入学者選抜いわゆる入試に関わることとして、学校への出席状況や学習状況が考えられます。

先ほど答弁しましたように、１人１台端末を利用した学習活動については市内の学校において取り組んでいただいているところであり、ＩＣＴ等を活用した学習活動による不登校生徒の「指導要録上の出席扱い」について、市内共通申合せ事項を作成し、条件を満たしたものについて出席扱いとしています。

成績のつけ方についてですが、筆記や実技などの試験、作品、レポートなど成績に加味することができる材料がある場合に評価が可能となります。

さらに、ＩＣＴ等を利用した学習の様子、家庭で行った学習の成果物、別室での学習の様子などを総合にして評価を行います。長期の欠席が直接成績に関係するわけではなく、個々の頑張りをもとに成績がつけられています。

このことは、令和６年８月 29 日に施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示」により、より明確化されました。

また、高等学校入学者選抜の出願手続におきまして、１年間に 30 日以上の欠席があり、その理由の説明を希望する入学志願者は、欠席の理由などを記載した「自己申告書」を入学願書に添えて、志願先の高等学校長に提出することができます。入学志願者を理解するための補助資料とするなど、高校入試においても、個々の入学志願者を評価しようとする姿勢が見られます。

不登校生徒の具体的な進路についてでございますが、ほぼ 100％の者が、市内外の県立学校、私立学校、通信制の学校に進学しております。進学後の状況ですが、新たな環境で充実した学校生活を送っている者もいますが、進学先で不適応を起こし進路変更を余儀なくされる者もおります。

教育委員会としましても義務教育における進路保障を学力だけにとらわれず、自己実現や自己決定力を身につける場となるよう不登校対策の後押しをさらに図ってまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

不登校であっても、今はいろいろな受験方式があり、高校進学ができるということですので、不登校の生徒にいろいろな学校の情報を伝え、それぞれに合った学校の選択ができるよう支援をしていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、学校以外の場所に公的機関が設置する教育支援センター設置の考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

教育支援センター設置の考えについてお答えさせていただきます。

まず、教育支援センターの県内の設置状況についてでございますが、東予管内では、四国中央市に４カ所、新居浜市に１カ所、西条市に２カ所、今治市に１カ所ございます。中予管内では、松山市に２カ所、東温市に１カ所、伊予市に１カ所、南予管内では、内子町に１カ所、大洲市に１カ所、

宇和島市に１カ所ございます。

また、愛媛県総合教育センター内には「こまどり教室」と「メタサポキャンパス」がございます。

現在、西予市には教育支援センターが設置されておりません。先ほど答弁いたしましたサポートルームへの登校や別室登校などもできておらず、学校外での対応が必要な児童生徒、さらにはそうした児童生徒の今や将来に不安を抱かれる保護者への対応など、不登校児童生徒に関する支援を充実させるためにも、設置の必要性を強く感じているところでございます。

現在ある施設等の機能を利用しつつ、人材配置を行うなど、設置できればと考えておりますが、設置に係る体制の整備や人材の確保など、設置に向けた課題が現在山積している現状でございます。近隣市町の教育支援センターを参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

63％の自治体で設置されておりますので、西予市も不登校の子どもたちの学校以外の居場所として設置を前向きに検討していただきたいと思います。

２点目は、空き家対策についてお伺いいたします。令和６年４月 30 日の総務省調査で、全国の空き家が最多 900 万戸と発表されております。国は令和５年 12 月に改正空家対策特別措置法、改正空家法を施行し、西予市も内容の充実や強化を図るため西予市空家等対策計画を改正しております。

そこで令和４年に引き続き、空き家の現状と、実施してきた施策と成果、今後の取組について何点か質問させていただきます。

まず初めに、西予市の空き家数と空き家率の推移をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

西予市の空き家数と空き家率の推移についてお答えをいたします。

令和４年第２回定例会一般質問で御答弁をいたしました空き家等の総数は 1,952 件、空き家率は 7.9％です。その後、令和４年度に実施をいたしました２回目の実態調査結果では、空き家等の総数は 3,013 件、空き家率は 12.7％となっております。空き家等の総数並びに空き家率ともに増加をしている状況でございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

空き家が増えておりますが、空き家対策に関する施策をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

西予市で行っております空き家等に関する施策についてお答えをいたします。

事業につきましては、５事業ございます。

まず、「西予市危険空家除却事業」は災害時に家屋等が倒壊して公道を塞がないようにするための事業で、危険空家と判定され、公道に面している空き家を解体する場合に、補助率５分の４以内で 80 万円を限度として補助する制度で、平成 27 年度から実施をしております。

次に「西予市空き家情報提供制度」は、いわゆる「空き家バンク制度」です。空き家の利活用の促進・不動産市場への流動化を目的として、所有者等から申請のあった空き家の情報を西予市などのサイトで紹介し、空き家物件の流通を促進する制度で、この事業も平成 27 年度から実施をしております。

次に３事業目ですが「西予市移住者住宅改修支援事業」は、県の移住施策と連携した事業で、県外からの移住者が、空き家バンクに登録された物件の改修等を行う費用を補助する制度です。住宅改修の補助率は、補助対象経費の３分の２、または 200 万円（18 歳未満の子どもがいる子育て世帯にあっては 400 万円）のいずれか低い額を補助する事業です。本事業は、平成 28 年度から実施をしております。

次に「西予市移住定住促進空き家活用住宅事業」は、当市の移住促進と空き家利活用促進の一環と

して、所有者等から空き家を無償で借り上げ、移住者向け住宅として、市でリフォームを実施して貸し出す事業です。本事業は、平成29年度から実施をしております。

次に、「西予市子育て世帯等空き家活用定住支援事業」は、子育て世帯及び若年夫婦世帯の安定的な住宅確保と、空き家の利活用促進とともに空き家不動産市場の活性化を目指した事業で、西予市の空き家バンクに登録された物件を、子育て世帯等が購入する費用を補助する制度で、補助率は２分の１以内で 200 万円を限度額として補助をしております。本事業は、人口減少対策事業の一環として、本年度４月から開始をしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

危険空家の件数と危険空家の除却件数の推移をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

危険空家の件数と危険空家の除却件数の推移についてお答えをいたします。まず、危険空家の件数の推移につきましては、令和４年第２回定例会で答弁をいたしました危険空家の件数は 501 件です。その後、令和４年度の実態調査結果では527件となっております。

次に、危険空家の除却件数につきましては、西予市危険空家除却事業を利用されず、全額自己負担で除却される方もおられるため、全体の数字を把握することはできませんが、「西予市危険空家除却事業」を利用して除却された件数は、前回の答弁で、制度を始めた平成27年度から令和３年度までの累計が 145 件でしたが、令和４年度から令和５年度の２年間で72件除却をされ、令和５年度までの累計が217件となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

令和４年度の一般質問において、除却が進まない理由として、所有者が亡くなり相続代表者が定まらない、また、更地になると固定資産税の減免措置がなくなり、固定資産税が高くなるという理由を挙げておられましたが、令和６年４月から相続登記の義務化が始まっておりますが、効果は出ているのか。

また、他市では更地にした後、期限を決めて固定資産税の減免措置を行っておりますが、西予市はどのようになっているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

これまでは、相続をされず放置されることで、解決に至らない空き家がございましたが、今年度から、相続登記の義務化がなされたことや、改正空家特措法により、管理不全空家等の指導・勧告が可能となったことで、空き家の所有者及び相続人が、空き家がいずれの状態にあっても、常に当事者として、適正な管理に取り組まなければならなくなりましたので、今後は除却も促進されると考えております。

空き家等の除却後の固定資産税の減免措置につきましては、空き家等の除却促進のために有効な方法と考えておりますが、税負担の公平性の観点から、固定資産税の減免措置の導入に際しましては、慎重に判断をしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

空き家バンクの登録件数と成立件数をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

空き家バンクの登録件数と成立件数についてお答えをいたします。

西予市空き家情報提供制度、いわゆる空き家バンクにつきましては、平成27年度末に事業を開始

しております。

事業開始から本年８月末までの約８年半の間に、空き家バンクの物件として登録された件数は245 件となっております。そのうち成約に至った件数は140 件となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

先ほど答弁にもありましたが、令和６年４月より、空き家対策の施策として、空き家活用住宅事業が始まっておりますが、補助金の申請状況をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

空き家活用住宅事業の補助金の申請状況についてお答えをいたします。

空き家活用住宅事業の補助金は、先ほど御答弁を申し上げました、人口減少対策の一つとして、今年度４月から開始をいたしました「西予市子育て世帯等空き家活用定住支援事業」です。西予市の空き家バンクに登録された物件を、子育て世帯等が購入する費用を補助率２分の１以内で 200 万円を限度として補助する事業です。

今年度は2000 万円の予算を計上して実施をしております。８月末現在で５件の申請を受け付け、うち４件については、補助金交付決定を行っております。

また現在、このほかに２件、申請の御相談を受けている状況でございます。本事業を開始したことにより、協力不動産業者側からの働きかけもあり、空き家バンクへの登録申請件数が増え、事業目的である子育て世帯等への支援とともに、空き家情報提供制度及び空き家不動産市場の活性化に効果が出てきているものと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

いろいろな空き家対策が行われておりますが、令和５年12 月に改正空家法が施行されておりますが、その効果もお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

改正空家対策特別措置法の効果についてお答えをいたします。

令和５年12 月に施行されました「空家等対策の推進に関する特別措置法」の大きな改正内容は、放置すれば特定空家になる恐れのある「管理不全空家等」に対して、市が指導・勧告を行えるようになりました。勧告を行った管理不全空家等は固定資産税の住宅用地特例を解除することができるようになりました。改正以前の空家特措法の効果は限定的でございましたが、今回の改正で、法的拘束力を持って解決を促すことができるようになりました。

加えて、以前の空家特措法では、多数の市民生活に影響を及ぼす状況となった空き家等であっても、緊急に措置を行うことが認められていませんでしたが、改正空家特措法では、代執行手続きの一部を省略した「緊急代執行」が可能となりました。

今回の空家特措法の改正により、課題解決に法的根拠が与えられるとともに、所有者等への空き家について考える動機づけも含め、前進した形となっています。当市としましても、空き家等の課題解決に向け進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

最後の質問になりますが、空き家解消に向けた今後の取組をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

市の今後の取組についてお答えをいたします。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正や相続登記の義務化が開始されたことにより、課題でありました未相続の問題が改善されていく

と考えております。

令和４年第２回定例会の答弁では、危険空家の除却や空き家の活用が進むよう、それぞれの方向性を定めたいと答弁をいたしました。その後、人口減少対策とともに、空き家利活用の促進を目的として、「西予市子育て世帯等空き家活用定住支援事業」を今年度から新たに開始したことにより、利活用事業も前進をいたしました。

また、昨年度、空き家対策ガイドブックの市内全戸配布や「広報せいよ」、行政情報番組等で広報・周知を実施してまいりましたが、今後も様々な情報の発信など、啓発活動も継続していきたいと考えております。

加えまして、現在把握しております空き家等のデータを見直し、空き家対策のＤＸ化により、データに基づいた計画的な空き家対策をさらに進めてまいりたいと考えております。

当市においては、令和４年度に「西予市空家等対策計画」の改定を行いましたが、改定を行う中で、これから５年から10年の間に、空き家等の数が大幅に増加していくことが予想をされます。今後も引き続き、空き家対策を継続していくことが重要であると改めて認識をしているところでございます。

これからも空き家対策の各施策の継続と有効な施策の研究を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

これからも地域づくり活動センターなどを利用し、相談会や啓蒙活動を行い、空き家の適切な管理を進めていただきたいと思います。

３点目の質問に移り移ります。

３点目は情報公開についてお伺いいたします。

平成16年に西予市情報公開条例が制定され、それに基づき、市民が公文書の開示請求ができるようになっております。

情報公開条例の目的は、公文書の公開を請求する市民の知る権利を保障するとともに、情報の公開に関して必要な事項を定めることにより、開かれた市政の実現を図り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としております。

そこで西予市における情報公開開示請求の現状と、今後の制度の見直しなどについて、何点かお伺いいたします。

まず初めに、過去３年間の情報公開開示請求の件数、公開等の決定件数、審査請求の件数の推移をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それではお答えさせていただきます。

まず、公開請求を行うことができる公文書とはどういったものかという点でございますけれども、職員が職務上作成をいたしまして、または、取得した文書等が、写真及び電磁的記録であって決裁等の手続が終了し、組織的に用いるものとして保有・管理しているもの、これが公開できる公文書となっております。

それでは公開請求の件数等についてお答えさせていただきます。

令和３年度は請求者２名、請求件数11件、その内訳といたしましては全部公開が４件、部分公開１件、非公開６件でございました。令和４年度におきましては請求者２名、請求件数35件、そのうち全部公開が14件、部分公開１件、非公開20件でございます。令和５年度でございますが請求者18名、公開請求31件、内訳といたしまして、全部公開７件、部分公開15件、非公開９件でございます。

令和５年度からは条例を改正をいたしまして、より透明性のある市政を推進するため、公開請求権者を市民等に限定しない、そのような取扱いを開始をいたしました。その結果、令和５年度は市外からの請求者数が増加をいたしております。

なお不服申立てに係る審査請求については発生はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

次に、情報公開開示請求を行って、部分公開、一部黒塗りになって公開される理由をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

部分公開、いわゆる黒塗りとしていることについてのお答えをさせていただきます。

組織的に用いるものとして保有・管理をいたしております公文書は、原則、情報公開制度の対象文書となりますが、西予市情報公開条例第７条各号に規定をされておりますように、「特定の個人が識別される個人情報」や「公開することにより行政機関の意思決定が不当に損なわれたり、不当に市民の間に混乱を生じさせる恐れのある審議、検討、協議過程にある情報」、「法人等の正当な利益が損なわれる恐れのある法人等に関する情報」、「生命、身体の保護、犯罪の予防などに支障が生じる恐れのある公共の安全に関する情報」等を含む場合で、当該部分を分離できる場合は、その部分を非公開、いわゆる黒塗りとして部分的に公開をする、そういった運用を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

今の答弁ですけれども、７条に規定されている内容は抽象的になっており、判断の厳格化という点で、西予市は具体的な基準、内規のようなものを設けておられるのか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

非公開とする場合の具体的な判断基準についてお答えをさせていただきます。

この条例の運用につきましては、解説書を作成をいたしております。いわゆる、条例に関する逐条解説というものを作成をいたしておりまして、条例の内容でありますとか意図を明確にするため、各条文について、目的、適用範囲、具体例などを示して、その解釈、運用の基準を定めているところでございます。

議員御指摘の非公開情報に関する各号の判断基準につきましても、それぞれこの逐条解説の中で、具体的な非公開情報の例を挙げまして、各実施機関におきまして適正に判断をいたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

次に、非公開となる理由をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

非公開の理由についてお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、情報公開条例には非開示事由として、７条各号に該当しているものは非公開とさせていただいております。７条各号に該当し、文書の全部を公開することができないもののほか、請求に係る事務がそもそも市の所管する事務でないなど請求に係る事務に関する文書そのものが存在しない場合や、既に保存年限が経過をし、文書そのものを廃棄している場合、こういった場合はその理由をつけて非公開の決定を行うことといたしております。

過去３年間の非公開決定の事由といたしましては、まさしく請求に係る事務が市の所管する事務でないものや、請求に係る事務文書そのものが存在しないものに対する請求について、そういったものがございましたので、それらについては非公開の決定をいたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

非公開の理由として、事務文書そのものがない、文書不存在という理由が挙げられておりましたが、2011 年に公文書管理法が施行されており、公文書を適正に管理した上で、情報公開が西予市はなされているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

公文書管理法は、行政機関や独立行政法人が保有する公文書の作成、管理、保存、廃棄等に関する統一的なルールを定めた法律でございます。情報公開制度は、文書が適切に管理されることによって円滑に機能するものでございます。

この法律におきましては、地方公共団体に対しましてもその趣旨に基づく努力義務を規定をしておりますが、本市におきましては同法の趣旨に従いまして、保有する文書の適正な管理を実現するために、文書の分類、保存年限等を定めました西予市文書事務取扱規程や西予市事務決裁規程などを制定をいたしております。これらに基づきまして、適正な管理運用に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

最後の質問になりますが、時代の流れに応じた運用を図るための制度の見直しの考えをお伺いいたします。オンライン申請開示などを含めてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

制度の見直しとオンライン申請についてお答えさせていただきます。

オンライン申請は時間や場所を問わず手続ができるということで申請者にとりましては、利便性の高い仕組みであると考えております。

情報公開請求に当たりましては、公文書を特定できるように請求を行う必要がございますけれども、実際に請求された時点におきましては、公文書が特定しにくい場合も多くございます。

運用におきましては、請求された方と直接電話や窓口でのやりとりが何度か必要になってくる場合がございます。そして公文書を特定した後に請求を行っていただいているというのが現状でございます。

このことからも、オンライン申請は文書の特定に時間を要することが想定をされております。そういったことから、慎重に導入については検討したいと考えているところでございます。市の重要な政策、また、市民生活に関係が深い情報、市が設置をいたしております審議会等の審議結果などにつきましては、情報公開請求を待たずに積極的に公表をし、市民との相互信頼に基づく公正かつ開かれた市政の実現に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

加藤美香議員。

○７番加藤美香議員

情報公開開示請求は、市民の知る権利を保障した制度となっております。市民の方がなぜと思われることがあれば、積極的に利用していただき、それによって公開された情報をホームページ上に公表するなど、開かれた市政を実現していただきたいと思います。

以上、一般質問を終わらせていただきます。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　午前９時 55 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午前 10 時 10 分）

次に、３番山下昌和議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

○３番山下昌和議員

議員番号３番山下昌和です。

議員になって初めての一般質問となります。

議長の許可を得て、ただいまから一般質問させていただきます。

早速ですが、質問番号１、危機管理について。海岸部での孤立集落について。災害時の船舶による輸送に関する協定書が２社と締結されておりますが、十分と考えるか、についてであります。

現在、西予市は、災害時の船舶による輸送に関する協定書を、令和元年６月３日三瓶町の株式会社あさ屋と明浜の愛媛県漁業協同組合明浜支所の２社と締結をされております。２社の所有する船舶は、株式会社あさ屋が観光屋形船定員 60 名、船外機プレジャーボート定員 10 名の２隻、また明浜

支所が作業用ドライブ船定員７名一隻となっておりますが、災害時予想される孤立集落数及び人口からすると、少ないのではないかと思われます。

また、その席数が少ないとエンジン不良となったとき、その船を活用することができなくなることも考えられます。小型船舶機構の検査を受け、一定数の定員を確保し、トイレも完備している丸釣り遊漁船及び漁船に対して、西予市は、今後このような契約を締結する考えはないのか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま山下議員から質問がありました災害時の船舶による輸送について、お答えをさせていただきたいと思います。

三瓶明浜地区の海岸部におきましては国道 378 号線が、津波等による被災で使用不能になることが想定されております。物資、支援が滞る孤立集落が発生することも想定をされているところであります。大規模災害では応急復旧を実施する前に、救援ルートを確保する道路啓開の必要がありますが、船舶による支援も重要なものと認識をしているとこであります。

議員の御質問にありますように、命を守る道とともに命をつなぐ航路として、緊急輸送のさらなる拡充が必要であると考えておりまして、このことにつきましては、引き続き民間事業者の遊漁船等への協力要請を行政として検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

○３番山下昌和議員

非常に前向きな答弁ありがとうございます。確かに船舶の数が足りませんので、これから締結されるときも船の大きさにも十分留意をしていただきたいなと思っております。

もう１点関連した質問になりますが、実は私が、平成 30 年 12 月 19 日三瓶支所において、平成 30 年 7 月豪雨復興座談会の折に、災害時の船舶の利活用を提案させていただきました。私自身７月豪雨により、国道 378 号の三瓶明浜で土砂崩れが発生し、陸上通行ができなくなったとき、三瓶港から蔵貫まで船外機プレジャーボートで運んでいただいた経験があったからでした。ただそのとき、小さな船で定員いっぱいの乗客ありましたので、海面がすぐそこに見える状況で、少しでも波があれば航行不可能であったと思いますし、転覆する二次災害発生の危険もあったように思います。皆さんも御存じのとおり、令和４年４月に発生した知床観光遊覧船ＫＡＺＵＩ（カズワン）の事故以来、国交省による規制基準が非常に厳しくなりました。観光船事業者の負担も増加しております。そこで、仮に災害時対応していただける船舶が、加入している保険料に対して、市からの支援はないか、再度お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

遊漁船等との協定締結に伴います、支援の在り方ということでございますが、民間事業者と協定を結ぶに当たりましては、災害時の船舶による輸送等に関する協定書、こちらのほうを締結させていただきまして、これに基づきまして災害時においては海上輸送を実施した場合に限り、業務に要した費用の実費をお支払いさせていただく、そういう運用とさせていただいております。

ただ、船舶の民間事業者は限られておりますので、平時におきましては人の輸送に使用しない作業船などに対しては、災害時において人を輸送する場合に備えまして対人賠償責任保険等への加入、また、必要な装備品の購入、これらを市からお願いをしている、そういった場合もございます。

そういった場合につきましては、必要最小限の経費についてはお支払いをしている、これは現にそういった事例がございます。議員が御指摘になられました協定締結に伴います保険料等に対する支援につきましては、そういった事例等を参考に、今後考えてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

○３番山下昌和議員

前向きな答弁ありがとうございました。

保険料につきましては、個々の船によって違ってくると思いますので、今後ともよろしく御検討のほうお願いをいたします。

それでは続きまして、危機管理についての（２）国道 378 号改良工事について。生活及び避難路として重要な国道 378 号の改良工事の進捗状況についてお聞きをいたします。

西予市に限らず、山間部の国道の整備状況は、海岸沿いに比べてはるかに進んでいると感じますが、当市内の国道 378 号の改良工事は、遅れていると言わざるを得ません。

日々の生活路としてはもちろんのこと、万が一の原発事故等における避難路及び農水産物を輸送するための大動脈であるとともに、医療、福祉施設へのアクセスなど、重要な交通基盤であるための早期の改良事業が必要と思われます。

国道であるため、市の管轄ではないのは十分に理解をしておりますが、異常気象による豪雨災害の多発及び今後必ず来るであろう南海トラフ巨大地震が心配される昨今、現在の改良工事の進捗状況を、分かる範囲で構いませんのでお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

国道 378 号の改良工事の進捗状況についてお答えをいたします。

国道 378 号は、伊予市を起点として、大洲市、八幡浜市、西予市を経由して、宇和島に至る、宇和海沿岸地域を結びます幹線道路でございます。温州ミカンに代表される豊富な農水産物を輸送するための大動脈であるとともに、通勤、通学や医療、福祉施設へのアクセスなど、地域住民の日常生活を支える重要な交通基盤となっております。

工事の進捗につきまして、事業実施主体であります愛媛県西予土木事務所に確認をしたところ、西予市区間の延長は 43.9 キロメートルございます。

このうち、改良率は、令和５年４月１日現在で 72.6％となっているとの回答がございました。早期整備が望まれる路線ですが、整備要望につきましては、令和６年１月に、国道 378 号八幡浜宇和島間整備促進期成同盟会から、国に対して要望書の提出を行っております。

特に、災害が頻繁に発生します明浜町田之浜地区、三瓶町有網代地区において、仮称ではございますが、田之浜トンネル、有太刀トンネルとして整備に係る新たな補助制度創設の要望を行ったところでございます。

また、先般の愛媛県議会６月定例会にて、防災対策等としてのトンネル整備、改築に係る個別補助制度の創設の内容を盛り込んだ、防災減災、国土強靭化対策のさらなる推進を求める意見書を愛媛県議会から国へ提出する議案が議決されたところでございます。今後も引き続き、国道 378 号の早期整備に向けた要望活動や情報収集を粘り強く継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

○３番山下昌和議員

ありがとうございます。

ただですね今、説明の中に全長 43.9 キロのうちに改良率 72.6％という回答がありましたが、私の感覚としてはこの 72.6％というのは非常に高いように感じるんですけど、もし分かる範囲で構いませんので、この 72.6％の事業内容のところ、どういうふうな内容で 72.6 っていう数字が出たのか、分かれば御説明いただきたい。

お願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

改良率についてお答えをいたします。

詳細の内容につきましては、ちょっと確認はできておりませんが、県のほうに確認をした中で、２車線、それから、1.5 車線での改良を進めております。この両方を合わせまして、現在までに改良ができている区間が 72.6％という数字で出てきております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

○３番山下昌和議員

先ほど三瀬部長からも説明がありましたが、ただいま三瓶の有太刀バイパス、これはもともと蔵貫バイパスというところが、計画に上がっていたと思いますが、非常に予算的なところが、計上が難しいということで、有太刀バイパスに変更になったと説明を受けております。

いずれにしても大変危険な道路が各所にありますので、今後とも強く要請をしていただいて、１日も早く 378 号線が改良できますように御尽力をいただきたいと思います。

それでは続きまして、質問番号２、ジオパークについて。令和２年７月に発生した須崎海岸の土砂崩れについて。土砂崩れが発生して、４年経過したが、今後の復旧見通しはどうかについてお伺いをいたします。

陸地から、須崎海岸への唯一のルートであった須崎観音入口の遊歩道が、現在、令和２年７月から８月にかけて降り続いた大雨により、須崎海岸の遊歩道沿いで発生した土砂崩れのため、４年経過した現在も、手つかずのまま通行止めとなっております。

４億年前の地層が目の前に迫る景色は、西予ジオパークにとっても、大変貴重な風景であると思いますが、今後の復旧の見通しはどうなのか、お聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

四国西予ジオパークの代表的な見どころの一つであります、須崎海岸ですが、海側から見学ができるジオクルーズと、陸側から遊歩道を歩いて見学できる２つのコースがございました。

しかしながら、議員が言われましたとおり、令和２年に発生した豪雨の影響で、遊歩道の斜面が崩落し、その後は利用できない状態が続いており、ジオパークを推進する立場としましては、直接地層に触れながら見学できる遊歩道を活用できないことは非常に残念に思っております。

遊歩道の見通しとしましては、堆積した土砂を撤去したとしましても、新たな崩落が発生する危険性があるため、令和４年度から測量会社に委託しまして、斜面に発生した亀裂の観測調査やドローンによるモニタリング調査を継続しておりますが、令和５年１月には、小規模ではありますが、新たな土砂崩れが発生しております。

現在の斜面状況につきましては、観測している斜面の亀裂が少しずつ拡大をしておりますことから、いまだに危険性が高い状態が続いており、委託業者からも立入りを許可できる状況にはないとの報告を受けておりますので、須崎海岸の見学方法につきましては、船舶を所有されている方々の御協力を得ながら、海側から観察ができるジオクルーズを中心に推進していくこととしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

○３番山下昌和議員

残念ですが、復旧工事への着手については、今のところは考えられてないということでよろしいでしょうか。

それでは先々月７月 22 日の愛媛新聞に、元東京新聞写真部記者堀内洋助氏の「愛媛の海岸 1,700 キロを行く」の記事が、掲載をされました。

その中で、彼は残念ながら立入禁止のため、対岸からの撮影であったが、日本列島よりも古い４億年前の地層を間近で見たいと思った、と書かれております。

次の質問にも関係しますが、４億年前の地層に直接触れることの意義は、私たちが考えている以上に重要であろうと思いますので、今後とも、海からの市の対応については、よろしくお願いをいたします。

それでは続きまして、ジオパークについて、須崎海岸へ海からの見学及び上陸について、先ほど、海からの見学について答弁がありましたが、須崎海岸のクルージング及び上陸案内ができる観光船への市の支援は、についてお聞きをいたします。

先月、須崎海岸へのクルージング及び須崎海岸への直接上陸できる観光船が営業を始めました。

その方が始めたきっかけは、県外から須崎海岸を見に来たが遊歩道が通行止めのため、見学できなかったという方々からの要望を受け、ジオパーク推進室と相談した結果、見学プランを作成したとのことでした。また、クルージングとイカ釣りをセットにした、丸釣り遊漁船が活動したり、今

までとは違った視点で、ジオパーク須崎海岸見学が可能になりつつありますが、ジオ観光の一環として、このような事業に対して市の考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ただいま議員が言っていただきましたように、新たな観光船がジオクルーズを開始していただきましたし、先日は、イカ釣りツアーとして、イカ釣り遊漁船がジオクルーズとあわせまして、そういう活動を行っていただいておりますことに対して非常に感謝をしております。

観光客向けにクルーズを行っていただくこのような観光船への支援といたしましては、本市が整備しております西予市ジオパーク推進支援事業補助金のうち、ジオツーリズム整備支援事業と、ジオサイト整備保全事業の補助金が活用可能と思われます。

ジオツーリズム整備支援事業は、観光客への対応に必要な船舶の装備品購入や整備などへの補助で、補助額は、補助対象経費の２分の１以内、上限は50万円です。ジオサイト整備保全事業は、ジオクルーズの案内版や説明版等の設置に利用可能な補助で、補助額は、補助対象経費の３分の２以内、上限は100万円となっております。

いずれの事業とも補助要件等がございますので、補助金を検討される場合には、ジオパーク推進室まで御相談いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

○３番山下昌和議員

ジオツーリズム整備支援事業の中にも、新規ツアーの開発を行う場合への補助事業っていう項目があります。これからおそらく１隻ではなくてまたいろいろな船がこの事業に参加してこようと思いますので、その節にはどうかよろしくお願いをいたします。

続きまして、質問３、三瓶文化会館について。文化会館の空調設備の修理について。平成29年に空調設備２基のうち１基が故障したが、修理はどうするのか、についてお伺いをいたします。

平成29年三瓶文化会館大ホールの空調設備に不具合が発生して、もう既に７年になります。令和５年に空調改修工事見積りが提出され、本年令和６年度に着工予定でしたが、いまだに着工見通しが立っておりません。

また、令和４年11月２日、三瓶支所で行われたサテライト市長室意見交換会での席でも、市長自ら、令和５年度に設計をして、令和６年度か令和７年度には着工するとの発言が会議録として残っております。現時点での空調改修工事の見通しをお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今ほどありました、三瓶文化会館の修繕についてお答えをいたします。

三瓶文化会館は平成２年、心豊かで住みよい地域社会を目指し、三瓶地区の文化施設として設置をされまして、建設後34年が経過しており、これまでも外壁の改修工事や１階部分及び２階研修室等の空調設備改修工事を行いまして、施設の運営に支障がないように進めてまいりました。

そのような中、今ほど議員御質問のとおり、平成29年に広域学習ホールの空調設備２基のうち１基が故障をし、改修の検討が必要になっておりまして、その設計に着手をしておりましたが、平成30年豪雨災害による復旧工事を優先させていたこと、また、令和２年からの新型コロナウイルス感染症流行によるイベントの制限などにより、着手のめどがついておりませんでした。

昨年度、新型コロナウイルス感染症が５類感染症へ移行されたこともありまして、改めて今ほどもありましたように空調改修工事の設計を行いまして、現在検討を進めているところでございますが、改修工事に約３億円程度の予算が必要となりまして、議員も御承知のとおり、財政状況の非常に厳しい当市におきましては、公共施設改修の優先度を見極めた上で、予算計上をしていかなくてはならない状況であります。

現在、三瓶文化会館の広域学習ホールの令和５年度における利用人数は約 4,400 人ということと、稼働率が 9.5%となっておりまして、同様の施設

を有する近隣市町のホールの稼働率と比較しても、やや低い状況にあります。

このことにつきましては、人口減少の進展や、新型コロナウイルス感染症流行の影響もあろうかと思いますが、今後の利活用について重要であると考えておりまして、三瓶文化会館を中心に現在地域の皆様とともに、御検討をいただいているところであります。

市としましては、その検討結果を見極めながら、空調設備の改修について、検討していきたいと考えております。

また、参考までにですが参加人数が 100 名程度の事業であれば、隣接しております朝立会館の利用も可能ではないかと考えておりますので、その辺もあわせて御検討いただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

○３番山下昌和議員

今の答弁にもありましたが、現在ですね、三瓶のメンバーで、大ホールの利活用についての協議を進めております。その流れの中で、やはり今後とも、大ホールの使用に関しては、常時使えるような状況には持っていきたいと思ってますので、また利活用の計画ができた折には、十分判断をしていただきたいなと思っております。

また違った観点から、もう１点関連の質問をさせていただきたいと思います。

今大野本部長から非常に財政が厳しいという話がありました。令和５年度の西予市の財政状況が、経営収支比率、実質公債費比率、将来負担比率及び財政力指数、このいずれも数値が非常に厳しく財政に余裕がないことは十分理解をしておりますが、西予市民の文化、教育の拠点として、今後も必要不可欠な施設である文化会館が、完全な形で利用できない現状は、憂慮すべきであると思っております。

また逆に、空調修理に多額の経費が使われることに対して、反対する声も当然耳にしますが、もともと、文化教育施設に過大な費用対効果を導入することには、一定の違和感を覚えます。

このような文化教育施設の維持管理に対して、市はどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今ほどありました、文化教育というものに対して費用対効果でははかれないものがあるといったような御質問だったかと思いますが、当市におきましては、2024 年度西予市教育基本方針において、人生を豊かにする文化芸術の振興として、文化や芸術の継承に努めるとともに、いつでもどこでも誰もが文化活動に取り組める環境づくりについて定めております。

地域の文化や芸能の継承保存、地域の実情に応じた人材育成、文化活動に触れる機会の創出など、子どもから高齢者までが心豊かに生きがいを持って暮らしていけるまちづくりを目指し、関係機関、団体等と連携しながら、文化芸術の振興に努めていかなくてはならないと考えております。

議員がおっしゃるとおり、文化芸術、教育といった分野につきましては、費用対効果だけでは判断できないところももちろんあります。先ほど述べました教育方針も踏まえながら、文化会館も含めまして、今後の文化施設の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

○３番山下昌和議員

この教育施設あるいは文化施設については、この文化会館にはとどまらないと思います。いろんな面で教育に対してあるいは文化に対しての今後の西予市の考え方、当然費用対効果のところは十分理解できますが、その点も十分に考慮して、今後のこの施設の維持管理に関して、配慮をしていただきたいと思います。

それでは関連して、三瓶文化会館についてもう１点お伺いをいたします。現在三瓶文化会館は、災害時における避難場所の指定を受けている施設であります。空調設備の２基のうち１基が故障しているということで、今のところ何とか対応できておりますが、今後片方の空調が故障すれば、大ホールの夏冬等の季節的に使用が困難になること

が懸念されております。

防災上の観点からも、早急な修理が必要と思われますが、この防災に関しての答弁をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今ほどの指定避難場所としての活用についてお答えをいたします。

三瓶文化会館は、避難場所に指定をされておりますが、先般もありましたような大雨警報発令時の際には、これまで広域学習ホールを利用はしておりません。１階の和室、それから、２階の研修室を開放して対応してまいりました。こちらのほうは、空調設備が改修されており、問題なく対応できると考えております。

もう一つ、今後発生が想定されております南海トラフ地震での津波災害においては、津波浸水区域に文化会館があるということから、避難所としては指定しておりませんので、これについても、そういう理解でお願いできたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

○３番山下昌和議員

答弁ありがとうございました。

それでは、最後の質問に移ります。

同じく、三瓶文化会館についてです。三瓶文化会館の利活用について。令和６年度文化会館大ホールの利活用計画を作成中であるが、宇和文化会館委託事業及び三瓶文化会館自主事業の予算化はできているか、についてお伺いをいたします。

平成２年に建設された三瓶文化会館は、文化教育の拠点として、三瓶町民はもとより、近隣の市町村からも大勢の来館者でにぎわっておりましたが、合併後、特に平成20年度宇和文化会館が指定管理者制度へ移行し、その運営を委託してからは、ホールの利用率が低下の一途をたどっております。

現在、大ホールの利活用計画についての協議が進められておりますが、令和５年度宇和文化会館委託事業の一部として 180 万円、また、三瓶文化会館自主事業として 170 万円の予算が計上されておりましたが、本年令和６年度は、空調改修工事が予定されていたためということで、双方とも予算化されておりません。

今後大ホール利活用計画ができれば、補正として予算化できるのかどうか、市のお考えをお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

自主事業の予算化についてお答えをいたします。

三瓶文化会館の利活用につきましては、先ほどからありますように、三瓶文化会館の担当者とともに、関係者により現在積極的な利活用の検討がなされていると伺っております。

今年度における大型のコンサートや講演会の実施については、難しいとは考えておりますが、検討を進めていく中で、地域住民を巻き込んだ盛り上がりのある文化イベントの実施についての要望がある場合は、市といたしましても、三瓶文化会館の自主事業の実施といたしまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

○３番山下昌和議員

今の答弁の中で、文化会館大ホールの利活用の計画ができた場合、予算化は可能と判断してよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

お見込みのとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山下昌和議員。

○３番山下昌和議員

今、利活用についての計画を立てている１人として安心をいたしました。

しかしですね、そもそも令和６年度空調改修工事に着工しないと決まった段階で、三瓶文化会館利活用計画を立て、宇和文化会館委託事業費及び

三瓶文化会館自主事業費を予算化されるべきであったと思っております。これがなぜできなかったかということについては、今後検証をすべきだと思いますので、この辺はもう、答弁を求めませんが、十分に御理解をいただきたいと思っております。

以上、私の初めての質問を終わらせていただきますが、大変、真摯な答弁をしていただきましたことに関しまして、お礼を申し上げまして質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　午前 10 時 50 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午前 11 時５分）

次に、10 番山本英明議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

議席番号 10 番山本英明です。

議長から発言の許可をいただきましたので、申合せ事項、通告等に従いまして、一般質問を行います。

今日は、医療体制について、財政状況について、一問一答で質問を行います。

初めに、医療体制についてお伺いをします。

私は、７月の臨時会におきまして、指定管理者制度導入について賛成討論を行いました。その折に、理事者側にお願いをしておりましたことについて、指定管理者制度が今後ともうまく推進できますことを念じながら質問をいたします。

まず最初、制度導入決定後、医療職員に対して、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

指定管理者の指定についての議決後、医療職員への具体的な対応についてお答えをさせていただきます。

先月８月８日、９日に３施設の職員に対しまして、地域医療振興協会と合同で職員説明会を実施させていただいております。

内容につきましては、市から協会に移行した場合、退職時の給料月額と移行後の支給額の差額支給を行う現給保障、退職にかかる手当や各種手続きを説明し、地域医療振興協会からは協会の概要、３施設の運営方針、就業規定、職種別の給与・手当に関する説明を行ったところでございます。

そのあと、説明会の内容を受けまして、職員からの質問を受け付け、質問に対する回答を行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

今、説明会をなされたというふうな答弁でしたけども、その際ですけども、医師、看護師、検査技師、介護士、調理員等それぞれの職種があると思うんですけども、職種個別に実施されたのかをお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

お答えさせていただきます。

個人面談は、９月中旬から、職位・職種に基づき、経歴・担当業務等に係る質疑応答、就業・処遇に係る質疑応答という内容で、面談を実施することになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

それでは、続いて、現在勤務しておられる医療職員たくさんおられると思いますけども、たくさんの方にとどまってもらうのが一番のいい方法だと思うんですが、引き続き雇用してもらうためにどのような手だてをとられておるのかをお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

現在の医療職員に対しまして引き続き雇用するための手だての御質問に対してお答えさせていただきます。

市からは、引き続き勤務希望のある方の採用につきましては優先的に採用していただくよう求めているところでございます。協会の事業計画におきましても、同様の方針と理解いたしております。

また、給食、ボイラー等の一部業務におきましては、専門の委託業者を活用することになっておりますけども、委託先の選定条件として、引き続き勤務希望のある方に対する、現在の雇用の引受けを条件としているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

その際に、手当などの配慮、あるのかを再質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

地域医療振興協会へ移行する職員に対しましては、正職員は５年間、会計年度任用職員は２年間、ともに 100％の現給保障を実施することにしております。

また、正職員は、通常の定期昇給に加えて、２号給の特別昇給を行うとともに、退職時に２号給の特別昇給を行うことといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

ありがとうございます。

もう一つ突っ込んだ質問ですけども、そのような手段を講じても、なお、人材が不足しそうではないかなというようなことが予想される場合には、医療人材の確保にはどのような手だてを立てられる御予定かをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

それでも職員が集まらない場合はどのように職員を集めるのかにつきまして御答弁させていただきます。

市としましては、医師の無料職業紹介を行っている愛媛プラチナドクターバンク、医師人材紹介会社を活用しての職員の確保に取り組んでおり、引き続き、人員確保に全力で取り組んでまいります。

また協会では、不足が見込まれている職種の新規募集を９月 14 日以降に新聞折り込みを入れて行う予定となっており、可能な限り、市内、近隣から職員を確保できるよう準備をしているところでございます。

それでも不足する場合は、協会が全国で多くの施設を運営しておりますので、希望者を募った上で、補充を行うことになろうかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

職員が残ってもらうのが一番だと思います。患者さんへの対応にしても、すばらしい職員が今までどおり残っていただいて対応していただくのが一番ですので、引き続き職員も残ってもらえるような手だてをよろしくお願いをしておきます。

ちょっと順番前後するんですけども、来年の７年４月の指定管理者制度の導入実施予定のときの、そこまでの運用のスケジュールはどのようになっておりますかお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

今後の指定管理者制度の運用体制のスケジュールについてお答えをさせていただきます。

まずは、９月中旬に医師・事務職員を除く正職員に対しまして、地域医療振興協会のほうが、個人面談を実施する予定といたしております。

職位・職種に基づき、経歴・担当業務等に係る質疑応答、また、就業・処遇に関する質疑応答を行う形で実施する予定にしております。

なお、事務職員につきましては、９月末から10月にかけて、臨時職員希望者は、10月頃に個人面談を予定することといたしております。

移行していただく職員がある程度めどがつきましたら、二次救急の集約等、安定的な医療提供が図られるよう職員配備体制を確立させ、来年４月からの協会による運営がスムーズに行えるよう、３月からは協会での運営の研修や、維持システムの並行稼動など準備を行うことといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

７月の臨時会で、この指定管理者制度導入が決定をすれば、住民への説明会を実施すると言われておられましたが、地域住民への説明、特に野村・城川地域への住民の説明会は、どのように実施をされるのかをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいま御質問ありました、住民説明会に関する市の見解のほうをお答えさせていただきたいと思います。

地域住民の方、特に今ほど申されましたけども、野村・城川地区の方々が心配されている野村病院の無床診療に関する診療体制や運営につきまして、現在、職員の身分が市から地域医療振興協会へ移行することになり、９月中旬に移行に関する職員面談を実施する予定としていることは先ほど申し上げたとおりでございますけども、医療・福祉従事者がある程度確定して、職員配備が決まり、野村診療所やつくし苑を初めとする運営方針の見通しがつきましたら、速やかに説明会を実施する運びとしております。

実施の方法といたしましては、多くの方に参加いただけるよう、例えば、地域づくり活動センターと説明会会場をインターネットでつないで実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

これまでも同じ問題もあったと思うんですけども、病院まで非常に遠距離を行かなくてはいけない、病院まで距離のある住民への配慮というものはどのようにお考えでしょうか、お伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいま御質問ありました、病院まで距離のある住民への配慮につきましてお答えさせていただきます。

当市における交通弱者対策としましては、病院受診、買い物などのお出かけ支援として、様々な施策を展開しているところであります。

各地区の隅々まで、できる限り交通体系を確保するため、生活交通バス、デマンドタクシーなどの運行に取り組んでおり、また、宇和島自動車等の路線バスを利用する70歳以上の方に対する助成事業を実施しているところでございます。

現在、今回の二次救急、入院機能の集約などに伴う住民の皆様の負担軽減につなげるため、既存の取組を整理し、関係部局・関係機関とともに、検討を進めているところであります。

実現可能な取組の姿が明確になりましたら、随時、周知していきたいと考えておりますので、どうぞ御理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

再度細かいことですけども、医療交通弱者といいますか、例えば、夜間等に、今言われた二次救急で市民病院に搬送され、夜間では公共の交通機関がなくて、帰りの便がないなというふうに困った場合が起こりうると思うんですけども、そのような場合の配慮はどのようにお考えがあるのかをお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

夜間等に二次救急で運ばれ、受診後、入院する必要がなく、自宅に帰宅せざるを得なくなった場合、本来なら、早朝までの公共交通機関が運行していない時間帯の帰宅に関しましては、お身内の方々の協力を得て対応していただくのが最善ではありますけども、独居高齢者、高齢者のみの世帯等、協力者の確保が困難な方々に対する帰宅手段の確保として、タクシーによる交通手段の確保、また、タクシー利用者の負担軽減策として、タクシー利用運賃補助を検討しているところでございます。

一方で、近隣に深夜・早朝に運行しているタクシー会社が少ないため、関係機関と協議の上、効果的に対応できる方法をさらに検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

確認ですけれども、先ほどから度々部長の答弁で出ておりますけども、指定管理者制度導入のときの最大の市の命題でありました令和７年４月からの二次救急の集約につきまして、予定どおり進捗をしておるのかをお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

御質問のありました、二次救急の集約についての進捗状況についてお答えをさせていただきます。

現在、令和７年４月からの市民病院への二次救急の集約に向けて、医療提供体制を整えるべく、職員の移行のための個人面談や、新たな職員採用に取り組んで、人員確保に努めているところでございます。

あわせて、両病院の機能分担を踏まえた、医師を始めとする職員配備体制を協会と協議しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

次の質問です。

指定管理者であります地域医療振興協会との今後の様々な協議を行っていかれると思うんですけども、そのような中でスケジュールや状況の変化が出てくるやもしれないというふうな危惧もあるわけですけども、その際、地域住民への情報公開等を遅れることなく、随時実施される予定であるのかを確認でお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

住民への情報提供につきましては、これまでも広報せいよや、市のホームページ、ＳＮＳで情報発信を行ってまいりました。

引き続き、市立病院、つくし苑の「経営改革かわら版」、ホームページ上でアップされますけども、それを活用しまして、最新の情報発信を行ってまいりたいと思います。

また、特に関係する通院や通所、入院、入所者に対しましては、施設内に情報を掲示したり、窓口で伝えるといったように、細やかな情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

現在、野村病院で実施をしていただいておりますサテライトセンターありますけども、そのサテライトセンターへの医師の派遣等も含めて、愛媛県との医師の派遣に関する連携強化、関係維持の交渉は進んでいるのか、予定どおり今までどおり進んでいるのかをお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

医師派遣についての愛媛県との連携、維持の交渉の状況でございますけども、先般、地域医療振

興協会と一緒に愛媛県を訪問させていただきました。その折に、来年度以降の医師派遣につきまして、引き続き派遣していただけるよう要望を行い、継続的な医師派遣について、前向きな御返答をいただいております。

また、愛媛大学関係者からは、指定管理者制度の導入により、３施設を一体的にして運営する当市の取組について、先進的であると評価をいただいており、医師派遣につきましては、引き続き維持・協力していただけるものと思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

御答弁ありがとうございます。

安心して住める西予市の医療を守るために、指定管理者制度の導入が決定して進み始めた今だと思うんですけれども、この制度の進捗具合というのは、地域住民にとりまして、非常に大きな関心事であります。

特に、医療機関から遠隔地に居住する私もそうでありますけども、遠いところにおります地域住民にとりましては、この医療問題は一番大事な関心事であります。地域住民にとりまして、この指定管理者制度を導入してよかったと早く言えるように、今後とも理事者側からもしっかりと振興協会のほうに言うべきことを伝えていただいて、住民の立場に立っていただいて、推進していただくことを切にお願いをして、次の質問に移ります。

次に、西予市の財政について質問をさせていただきます。

先月、先々月です。７月の 27 日、29 日の愛媛新聞に、愛媛県下 20 市町の財政状況に関する記事が掲載をされました。西予市も公債費比率、自主財源比率の現状が掲載されていました。

西予市に住んでいる私にはかなりセンセーショナルで、ショッキングな内容でもありました。

今までは、西予市の現状を見さしていただいて情報をいろいろ教えていただいて、絶対評価といいますか、そういうふうな見方をしておったんでありますけども、あの新聞記事の内容を見まして、県内の他の市町の状況をグラフ等で見ることがありますと、県内他の市町と相対的な評価で見れるようになりました。

そこで、財政について質問をさせていただきます。

今回の議会の報告案件にもありますが、令和５年度決算の成果報告書によりますと、令和５年度の一般会計決算における実質単年度収支は、3 億 7538 万 5000 円の赤字決算となっておりました。この赤字決算とは、どのような状態を意味するのかをお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

赤字決算はどのような状態を意味するのかについてお答えをさせていただきます。

令和５年度一般会計の決算でございますが、歳入 325.1 億円、歳出 311.4 億円となりまして、差引き 13.7 億円の黒字の形式収支となっております。

そこから令和６年度への繰越財源となります 2.4 億円を除いた 11.3 億円、これが実質収支となります。

一見いたしますと、11.3 億円の余剰が生じているようにも見えますけれども、その中には、前年度の繰越金や貯金であります財政調整基金の取崩し・積立て、そういったものが含まれております。

そのため、そういったものの要素を除いて、純粋にその年度の収入と支出だけで見るとどうなるのか、それをあらわしたものが、実質単年度収支となります。

実質単年度収支で見ますと、令和５年度においては、議員御指摘のとおり、3.8 億円の赤字決算でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

関連してですけども、近年の実質単年度収支の推移は、どのようになっているのかをお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

実質単年度収支の推移についてお答えをいたします。

実質単年度収支は、平成27年度には8.3億円の黒字でございましたが、その後徐々に減少傾向となっております。

平成30年度には、豪雨災害の影響もございまして、12.4億円の赤字となりました。

その後も、令和元年度 0.3 億円、令和２年度 6.3 億円、令和４年度 5.5 億円、そして令和５年度 3.8 億円と近年、６年度中におきまして５期が赤字決算という状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10番山本英明議員

近年６年が若干赤字決算の状況だというふうにお伺いしました。

その赤字決算になっている要因といいますか、その辺はどのようにお考えになっておられるのかをお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

赤字決算の要因についてお答えをいたします。

先ほど平成27年度以降に、実質単年度収支が減少に転じたと御説明をさせていただきましたが、この頃に市財政は大きな転換期を迎えておりました。

主たる財源であります国からの交付金、普通交付税でございますけれども、これは、平成16年の旧５町合併後、合併によります算定上の不利益を被ることがないよう特例措置によりその交付額が保障されてまいりました。

しかしながら、この交付金は、制度に基づきまして、平成27年度から段階的な縮減期に移行をいたしており、この時期から市の収入の減少が始まったということになります。

近年と10年前の特例措置を受けた時期と比べてみますと、国からの交付金は15億円以上、減少いたしております。

本市の市税の収入は約32億円でございますので、国の交付金の減額は、財政運営を左右する規模となっております。

したがいまして、この収入の減少に併せて、早い段階から見合いの支出とするよう抜本的な見直しを行わなければ、毎年の採算は合わないといったことになります。

国の交付金の減少に対しまして、支出の抑制が十分にできてない、このことによりまして、実質単年度収支の赤字が慢性的に生じている。そういう考えにもなろうかと思います。

では、なぜ近年において支出の抑制ができていなかったのか。その理由といたしましては、平成30年７月豪雨災害からの復旧・復興に注力をしてきたこと。また、新型コロナウイルスへの対応や、それに伴います地域経済の維持・活性化に全力で取り組んできた。こういったことが挙げられます。

また、合併後の新市建設計画に基づきまして、一体性及び均衡あるまちづくりを目指しまして、旧５町におけます道路・林道・漁港などの社会インフラの整備とともに、学校、庁舎、消防、観光、産業、体育、文化など各公共施設の整備や大規模改修にも取り組んでまいりました。

しかしながら、自主財源が乏しい本市におきましては、これらの事業を実施する場合、財源としての起債、つまりは借金に依存している現状がございます。この借金の返済のための予算が急速に膨らんでいるということも、実質単年度収支の赤字決算を結果として助長する要因ともなっている。そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10番山本英明議員

関連しまして、財政指標についてもお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

財政指標についてお答えをいたします。

新聞報道にもございました経常収支比率でございますけれども、最新の令和５年度の経常収支比率が97.5%でございました。

その年度の市税や普通交付税などの経常的な収入となる一般財源は、義務的経費である借金の返済、また、人件費のほか施設の維持管理費など、経常的な支出に 97.5%が使われている。そういったことを示してる指標でございます。

裏を返しますと、市独自の政策的な事業などに自由に使える財源は 2.5%しかないということになります。金額にいたしますと約４億円しかないということで、財政の硬直化が著しいことをあらわしております。

財政運営上の理想は、この経常収支比率が 70%から 80%とされておりまして、平成 27 年度におきましては当市も 85.3%であったものが、近年急激に悪化いたしております。

令和４年度の決算では、県下 20 市町で見ますと、本市は最下位でございます。県内では、内子町が 79.9%と最もよいと。近隣の市の宇和島市でありますとか八幡浜市、いずれも約 90%となっております。

続いて財政健全化判断比率の指標の一つでございます実質公債費比率で見てみますと、最新の令和５年度で 12.9%となっております。企業会計なども含めました借金返済額の度合いを見ると、こういった指標でございますけれども、資金繰りの危険度をあらわすものとされております。

この数値が 18%を超えますと、借金をする際に、国が関与してくることになります。現在は 12.9%ということで基準内には収まっており、見かけ上、健全化判断の制度上では問題がない状況と言えますが、これも平成 29 年度には 8.5%であったものが右肩上がりに悪化している状況にございます。

本市の令和５年度の財政力指数が 0.24 という極めて低い状況であることを踏まえますと、様々な指標が基準内ではあるものの、自治体自らが借金の制限を行う段階に来ている、西予市としてはその制限をしなければならないという状況にあるということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

0.24 という数字が出ましたけども、今、0.24 という財政力指数から見ました西予市の現状をお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

財政力指数から見た西予市の現状についてお答えをいたします。

この財政力指数でございますが、この指数は、市の財政力の豊かさをあらわす指標でございます。市の標準的な行政活動に要する経費を１といたしますと、本市の場合、市税等で自ら調達できる財源は、わずか 0.24 の割合しかないということになります。

この指標が１を超えますと税収等が豊かであるとされておりまして、普通交付税の交付がないということになります。県下 20 市町で見ますと、松山市、新居浜市、四国中央市は 0.7 を超えております。自ら調達できる財源が７割以上あるということになります。

県内市町の平均でいきますと、0.42 ということで４割強の財源を自ら調達をしているという状況でございますが、こういったところと比較いたしましても、２割強しか調達をできてない本市の財政力は非常に乏しく、地方交付税による補填などによりまして依存しているということを表しております。

合併算定替えの特例制度の終了など、国の制度や景気の動向は、本市の財政運営に大きな影響を与えることになります。

先ほども申し上げましたが、健全化判断比率の基準は超えておりません。その上では、国の制度上、健全化は示しておるということになりますけれども、指標となる数値は年々悪化傾向にございます。

本市の財政力を考慮すれば、実態として、危機的状況の入口にあるのではないかと、そういった認識に立っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

ありがとうございます。

非常に厳しい現実を出していただいて、若干重

い気持ちになっておりますけども、大変苦労されておられると思うんですけども、平均が0.42で西予市が0.24という財政力指数ですけども、このような決算の中、今までたくさんの御苦労があったと思うんですけども、具体的にどのようなやりくりをされてきたのかをお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

具体的なやりくりについてお答えをさせていただきます。

先ほど御説明をいたしましたとおり、国からの交付金が大きく減少した中で、本来は相応分の支出の抑制、つまりは節約を行う必要がございました。

しかし、先ほど申し上げましたが、平成30年豪雨災害、コロナ禍、物価高騰など、市内の事業者・生活者へ配慮すべき事情もあります。毎年の予算を一定程度確保し市民サービスの安定を維持してきたところでございます。

そのための財源でございますけれども、毎年度収入に対して支出が超過する状態となっておりました。これ先ほども申し上げたとおりでございますけれども、収支の不足分につきましては、財政調整基金などの貯金を取り崩すことによりまして、これまでやりくりを行ってきたというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10番山本英明議員

今部長の御答弁の中にもありましたけども、いわゆる貯金の部分であります、財政調整基金の今後の見通しをどのようにお考えなのかをお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

財政調整基金の今後の見通しについてお答えをさせていただきます。

財政調整基金は、平成28年度末におきましては48.3億円の残高がございました。

しかしながら、毎年度の予算収支のバランスをとるために、補填財源として毎年度取崩してきたところでございます。

本年度におきましては９月補正において、前年度余剰金の積み戻しを行いますので、その内容を反映いたしますと、直近の残高では17.4億円となります。

しかし、今後、本年度の下半期も相応の取崩しが必要と想定をいたしております。年度末残高はそういったところで取崩しを行うということで、さらに減少する見通しでございます。

また、来年度令和７年度の当初予算編成におきましても、例年どおり同規模の取崩しを見込みますと、当初予算編成後の期首の時点での財調残高につきましては、10億円を切り、わずか数億円の残高になる見通しでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10番山本英明議員

関連しての質問であります。

西予市の現在の人口規模での財政調整基金の適正な規模と言えば、どの程度になるのかをお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

財政調整基金の適正規模でございますが、従来から標準財政規模の20%である、30億円あたりを目標としてきたところでございます。

本市におきましては、平成30年豪雨災害の際に、発災後数カ月の間における数度の補正予算を行いましたけれども、合計いたしまして財政調整基金から約27億円を取崩し、迅速に対応してきたと、そのような実績がございます。

その年度末には、特別交付税の増額による補填などがございまして、一部積み戻しができた事情もございますけれども、大規模災害時における初動対応に備えるためには、やはり30億円あたりが適正な規模であると考えております。

参考までに、近隣の市の財政調整基金の残高で

ございますけれども、令和５年度末残高におきまして宇和島市が 45 億円、八幡浜市が 40 億円、大洲市が 30 億円でございます。

本市におきましては、今後財政調整基金の枯渇が危惧される状況にございますけれども、実質単年度収支の赤字が慢性的に続く財政構造であるため、あらゆる面におきまして、抜本的な改革を進めない限り、先ほど申し上げました災害に備えた基金の確保、その額を達成することは困難ではないかという認識でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

非常に厳しい現実ではありますけども、なおかつ西予市を運営していただけなくてはなりませんので、今後の財政状況の見通しと財政健全化に向けての取組について、大きな課題ではありますけどもお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

財政状況の今後の見通しにつきまして私のほうからお答えさせていただきます。

国の交付金の特例期間が終了した中で、市税がほぼ横ばいで推移するという予測がされております。交付税、また市税による一般財源につきましては、今以上の確保を見込むことは難しいものがございます。

一方で、支出につきましては、近年の物価高騰や社会保障経費等で増加し膨張する傾向にある中で、これまで、社会インフラや施設整備に伴う借金返済のピークを令和９年から 10 年あたり、このあたり迎えるのではないかという見通しでございます。

そのため、現状と同じような変わらない財政体質が続きますと、先ほど申しました令和９年から 10 年あたりに、収支バランスがさらに大きく崩れ、極めて厳しい財政運営を余儀なくされる見通しでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

健全化に向けての取組について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど説明いたしました財政見通しの中で、健全化に向けた取組でございますが、収入面では、自主財源としまして今、力を入れておりますふるさと納税につきまして、引き続き新たな商品開発やブランド化に取り組むとともに、企業版ふるさと納税におきましてもその取組をし、安定的な財源の確保に努めたいと考えております。

次に支出面でございますが、経常収支比率が 97.5％と硬直化していることを鑑み、義務的経費の公債費、そして人件費に加え、公共施設の維持管理費用の３点に着目したいと考えております。

第１に、赤字決算の要因である借金の返済額を減らす取組が急務であると考えております。

近年、毎年の借金の可能額に枠を設けさせていただき、効果が出るまでは、数年の時間を要しますが、借金自体を自主的に制限する取組を進めております。そのためインフラ整備や、公共施設の整備・改修に関しましては、多くの御要望をいただく状況ではございますけれども、その中で優先順位や施設利用に関する事業計画を慎重に精査した上で、実施する事業の選択と集中に努めたいというふうに考えているとこであります。

第２に、人件費の抑制を図るための定員管理計画を着実に実行する取組が必要であると考えております。

まずは今年度から 10 年間で、正職員を 50 人削減する取組を開始いたしました。ただし、働き方改革が求められる社会におきましては、ＩＣＴやデジタル技術等を活用した業務改革及び効率化をあわせて取り組みたいと、そのように考えております。

第３に、公共施設の在り方やその機能の見直しが必要であると考えております。

広大な面積を誇る当市は、公共施設の数が多数あります。今後の急速な人口減少を見据える中で、旧町時代からの公共施設の整備や改修の在り方を適正な規模や機能に再編する必要がございます。

このことから本市が策定をしております「公共

施設等総合管理計画」に基づきまして、今後人口の推移や財政状況など、社会環境の変化に対応しながら、施設の機能、そしてサービスの適正化とともに、公共施設の保有量についても、最適化を図ることとしております。

令和４年度に改訂しました同計画におきまして、令和５年度から40年間で公共施設の延べ床面積の20％を削減する目標を設定しております。この取組を今進めているところであります。

また、同計画においては、効果的かつ効率的な施設管理を進めるため、施設の性質に応じて、市の直営から、地域力、そして民間活力を活用した指定管理制度の導入を推進しておりまして、病院・つくし苑改革もその一例であります。

これらの取組によりまして直面する財政課題を乗り越え、そして、維持可能な自治体運営とともに、災害に備えたまちづくりを実現していきたいと考えているところであります。

市民の皆様の御理解、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山本英明議員。

○10番山本英明議員

市長の答弁、誠にありがとうございました。

非常に厳しい状況は分かったのは分かったんでありますけども、人口３万5000人を切るような西予市の現状におきましては、今後、今もありました医療問題だけにかかわらず、西予市の将来を見据えた施策の推進、収益の確保、予算の適正配分、また適正な支出の考慮、課題は山積していると思いますけども、財政的な厳しい面、非常に切実になっていることも、市民目線でも私たちも共有したいと思います。

しかしながら、西予市の健全な育成、健全な将来のためには市長の手腕を発揮していただくことが一番の大切なことですので、今後とも変わらず、市民のために御尽力していただきますよう、お願いをしまして私の一般質問を終わります。

○井関議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

９月９日は午前９時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会　午前11時55分

地方自治法第 123 条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長　井関　陽一

同　議員　兵頭　学

同　議員　森川　一義

第　3　日

９月９日（月曜日）

令和６年第３回西予市議会定例会会議録（第３号）

１．招集年月日　令和６年　９月　９日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和６年　９月　９日
　　午前　９時００分
１．散　　会　令和６年　９月　９日
　　午後　０時１５分
１．出席議員
　１番　まつもと　みき
　２番　大森　揚子
　３番　山下　昌和
　４番　宇都宮　久見子
　５番　信宮　徹也
　６番　宇都宮　俊文
　７番　加藤　美香
　８番　中村　一雅
　９番　河野　清一
１０番　山本　英明
１１番　竹﨑　幸仁
１２番　小玉　忠重
１３番　源　　正樹
１４番　井関　陽一
１５番　二宮　一朗
１６番　兵頭　　学
１７番　森川　一義
１８番　酒井　宇之吉
１．欠席議員
　な　し
１．会議録署名議員
　１８番　酒井　宇之吉
　１番　まつもと　みき
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名

市長	管家　一夫
副市長	酒井　信也
教育長	宇都宮　明彦
総務部長	山住　哲司
政策企画部長	大野本　敦
生活福祉部長兼福祉事務所長	長野　静香
産業部長	兵頭　章夫
建設部長	三瀬　計浩
医療介護部長	浅野　幸彦
会計管理者	岩本　博文
消防本部消防長	宇都宮　憲治
教育部長	谷口　佳代
明浜支所長	池田　いずみ
野村支所長	土居　文人
城川支所長	中城　多喜恵
三瓶支所長	藤井　兼人
総務課長	山崎　徳博
財政課長	安岡　克敏
監査委員	正司　哲浩

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	片山　勇一
議事係長	松本　史子

１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　事　日　程

1　会議録署名議員の指名

（１８番酒井宇之吉、１番まつもとみき）

2　一般質問

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名

2　一般質問

開会　午前９時00分

○井関議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○井関議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。今定例会の会議録署名議員に、18番酒井宇之吉議員。１番まつもとみき議員を指名いたします。

（日程２）

○井関議長

次に、日程第２、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言をしてください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、６番宇都宮俊文議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

改めましておはようございます。

議席番号６番宇都宮俊文です。

先ほど大谷翔平さんが46号ホームランを打ちました。何かもう、これが時候の挨拶になってるんじゃないかなというぐらい本当にすばらしいことで、質問するよりテレビ見よるほうがいいんじゃないかなと思うところでございますが、今回は、避難、津波避難関係、それから、救急医療の関係を中心に質問させていただきたいと思います。

まず南海トラフ大地震について入りたいと思います。

先月の８月８日午後４時43分頃、宮崎県南部で震度６弱の地震がありました。震源地は、南海トラフ大地震の想定震源域内で、気象庁は発生可能性が平常時に比べて、相対的に高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報を発表した。

また、高知、愛媛、大分、宮崎、鹿児島の各県に一時、津波注意報を出したと愛媛新聞に掲載されておりました。西予市においても三瓶町、明浜町において避難指示が発令されました。

皆さん聞いておりますと、あまり避難はしていなかったという人が多かったわけでございますが、幸いに何事もなく終わったかなと、一安心しておりますが、まだこれがいつ起こるやも分からないということで今回質問させていただきます。

まず、現在の津波避難のやり方について質問したいと思います。

明浜町及び三瓶町における避難場所と方法についてはどのようになっているのかお答え願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現在の避難場所及び避難方法についてお答えをいたします。

津波の避難場所といたしまして指定緊急避難場所は102カ所を指定をいたしております。その内訳といたしまして明浜地域で41カ所、三瓶地域61カ所となっております。沿岸地域の特性上、海と山の間にある限られた平地に集落が形成されておりまして、津波から迅速かつ安全に避難をするためには、背後に位置する山などが条件を満たす最短の高台になり、そういった場所が津波災害指定緊急避難場所に指定をさせていただいております。

また、避難場所へは限られた平地からのアクセスとなります。そのため、道が狭い場所が多く、移動手段が限られる。そういったことから、徒歩による避難を原則として検討するということが主流となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

それでは過去の避難訓練、具体的にどのような訓練だったのかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

過去の訓練の成果検証についてお答えをさせていただきます。

本市におきましては地震津波防災訓練といたしまして、平成25年度に明浜地区及び三瓶地区、平成26年度に明浜地区、令和元年度以降は明浜地区、三瓶地区を隔年ごと、交互に実施をいたしております。

また、令和５年度からは夜間避難訓練を実施をいたしているところでございます。

各地区の訓練によりまして避難経路や避難場所を実際に移動することによりまして、避難経路の危険箇所などの確認を直接行い、情報を共有することができたほか、訓練終了後は参加者及び参加各機関に対しましてアンケートなどを実施いたしまして、訓練に対する御意見や感想等を収集、分析をし、次年度の訓練等への参考といたしております。

特に、令和５年度から実施をいたしました夜間の津波避難訓練におきましては、愛媛大学の指導を受けまして、訓練前にワークショップを行い、住民自らが夜間における避難場所への避難に要する時間、経路等の危険箇所、避難に際しての準備事項などについて考え、実際の避難訓練において、そうした事前に考えたことについて検証をし、問題点等について自ら気づきを得ることによる効果的な訓練になったものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

一般的には、特に夜、避難を前提にしているのはもう全国で当たり前なんですが、現在の避難場所に行くには道幅が狭く、街灯もない。暗くて、夜はとても危険で歩けない。

また、避難場所は屋根もなく、雨風をしのぐことすらできない状況です。

過去にも５年前ぐらいだったと思うんですが、同じ提案をしましたが、高齢者が多く、歩行困難な方にとって、徒歩で高台へ上がることは、まず無理だろうと思います。自動車避難であれば安全に避難でき、少なくとも一晩ぐらいはとどまれる。

また、軽トラックの荷台などであればベッドにもなるし、移動にも使えるなどの理由から、特に明浜町においては、地理的、気象条件、時間帯、家庭環境など、様々な条件を想定すると、自動車による避難が有効だと思います。

また、明浜町のような道路であればほとんど渋滞の心配もなく、５分もあれば高台へ上がれる。ただ、状況によっては例えば建物が倒壊とかいうことも想定されますが、それも想定した上で、どのように考えられるかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

避難方法の考え方、見直しについてお答えをさせていただきます。

津波から迅速かつ安全に避難できる環境整備を最優先に、自主防災組織を中心として津波災害指定緊急避難場所の選定を行い、県や愛媛大学の協力による実地検証も加えながら指定を行っているところでございます。

今後につきましても、迅速かつ安全の視点に加え、地元の意向等も踏まえながら、適切に津波災害指定緊急避難場所を指定してまいりたいと考えております。

そこで、避難の方法についてでございますが、先ほども若干触れられましたし、議員からも御指摘ございましたが、従来から徒歩避難の原則というものが言われております。

しかしこれは、決して他の避難手段を否定するものではございません。徒歩を原則としながらも、歩行困難者が避難する場合や、徒歩圏内に適切な避難場所がない場合などによりましては、自動車などほかの避難手段を組合せながら、その地域の実情等に即した避難の在り方を地域住民の合意のもと、計画することも可能であると認識をいたしております。議員御指摘のように、地域の実情、特性、地理的条件などの諸条件に照らし、徒歩避難以外にも自動車による避難が手段となりうるところもあるかと存じます。

しかし、一方で、自動車避難にはアクセス道路上に倒壊物が生じることによる交通障害、渋滞の発生、幅員の問題によるすれ違いや、方向転換の可否、避難場所における駐車スペースの有無など、課題が多くあることも事実でございます。徒歩避難には徒歩避難の課題があるように、自動車避難には自動車避難特有の課題が存在することも事実でございます。

こういうことを踏まえますと、地理的条件などを鑑みながら、その地域に合った避難手段の在り方を検討することが重要なことであると考えております。

今後、市が主催をいたします、地震津波防災訓練の機会等におきまして、訓練の前後でワークショップや振り返りなどを行っていただきまして、地域住民の意見や地理的条件などを把握することに加え、徒歩避難の原則のみにとらわれることなく、ほかの避難手段を組み合わせることによる有効性などについても、調査研究を行い、その地域に合った適切な避難について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

当然の御意見であろうと思います。例えば、分かりやすい例で言いますと明浜町の俵津地区、これは御存じのように広い道路があって宇和までに行く野副峠２車線でずっと広いです。特にここは小学校、中学校あります。スクールバスもあります。考え方によったらスクールバスに定員はオーバーするかもしれませんが、スクールバス２台３台あれば、全校生徒が一遍に乗って移動できます。これがあるのにどうしてこういう発想にならないのか、やはりここら辺はもう少し本気で、本気で言うたら失礼なんですが、全くと言っていいぐらい心配ない２車線で広い道があって、本当５分もかからずに野副峠、途中まで上がれます。それをわざわざ車を置いて歩いて逃げる。こういう常識は、もう少し本当に自分たちで考えるべきであろうと思います。

そして、東北であった地震でもそうですが、やはり、保護者が迎えに来たりとか、そういうことがあって大混乱をしたり、そういう事例がありますんで、もう学校は学校だけでぱっと逃げる。そういうことをしないともしものときには大変なことになると思います。

この件については答弁を求めませんが、特に俵津地区全員の方が車で途中まで上がれば、最悪の場合、宇和まで行くこともできますし、そういう避難の在り方、それで途中桜まつりをやる会場とかに、仮設トイレの一つでも年間置いておけば何とかなるんではないかなと思います。トイレ１つぐらいであれば金もかかりませんし、非常時にだけ使えるような仕組みで置いてもらう。これはトイレカー置くよりしっかり安くできるんではないかと思いますんで、今後、検討していただきたいと思います。

続きまして消防団及び自主防災組織の役割についてお尋ねいたします。

津波避難時において、それぞれの役割と方針はどのようになっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

津波避難時におけます消防団及び自主防災組織の役割、機能についてお答えをさせていただきます。

まず、消防団でございますが、津波警戒時の活動につきましては、全ての消防団員が自らの命を守ることを最優先とした退避ルールなどの安全行動を原則といたしまして、警戒巡視、避難誘導活動など様々な役割を担っていただいております。

自主防災組織は、即時即応ができる組織として、地域や近隣住民をよく知っているからこその迅速な対応、細やかな対応ができるというメリットを持っております。地域防災機能とコミュニティー機能の両方を備え、共助の中心的な役割を担う組織であると認識をいたしております。

津波避難時におきましては、消防団と自主防災組織が協力し、避難時の助け合いや避難誘導、地域住民の安否確認、避難先での防災用品等の適切な使用、避難所運営など、消防団と自主防災組織が持つ機能を活かした役割分担、役割を果たしていただけるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

それについての検証ですが、津波避難については台風や豪雨災害、土砂崩れなどと違い短時間での避難が想定されるため、まず、自分の命を守ること、またそのときの条件によって自分で判断す

るしかないと思います。繰り返しになる質問ですが、本当に避難場所で確認するとかそういうことには実際ならないと思います。やっぱり自主防災責任感持ってやられとる考えられてはおると思うんですが、それが一番命取りになると思います。限られた時間、当初はこの辺、津波が来るのが40 分とか 50 分とか想定されておりましたが、それは例えば高知県沖で発生した場合のことで、前回のように日向灘などで起きた場合、多分 10 分か15 分で来ると思います。当然集まることもできないし、もうその場でおる人で逃げる。それしかできないと思いますんで、それについてどのようにお考えかお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

東日本大震災などの過去の災害や、最近では能登半島地震など、各地で頻発をいたしております地震災害におきましては、様々な角度から検証した結果やそこで得られた教訓などが国や防災を担う専門機関等から出されております。そうした貴重な情報また結果の分析などから、自主防災組織の役割等について検証し教訓を活かす。そういったことも重要であると考えております。

大原則といたしましては、自主防災組織に期待される役割は、一方的に課せられるものではなく「自分の命を守る」という自助が大前提にあった上で、共助としての役割を担うものであると考えております。実際に災害に遭遇した場合、適切な判断や行動を行うためには、やはり相当程度の事前想定と訓練が必要ではないかと考えております。

このようなことから、共助の役割を担うためには、日頃から防災意識を高揚させるための研修や啓発、危険個所などの把握、防災力向上を図るための訓練、資機材整備や備蓄などの推進、災害対策基本法でもうたわれておりますけども、隣保協同の精神に基づいて、平時から活動を積み重ねていくそういったことが何よりも大事であるかと思いますし、そういった備えで、実際の災害が起きたときに速やかな対応ができるものと考えております。

市といたしましても、引き続き自主防災組織の活動促進そして、機能強化のため活動に対する補助制度、研修や訓練機会等の充実、自主防災組織の活動を支援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

次にドローン配備についてお尋ねいたします。

消防本部には調査用のドローンが配備してるのは知っておるんですが、緊急物資を運ぶためのドローン、20 キロ程度運ぶぐらいなら 100 万から200 万ぐらいであろうかと思います。

議員仲間でも河野議員が農薬散布するぐらいのドローン 100 万円で買うたらしいんですが、これであればペットボトルの４、５本あるいは食料、それから医薬品なんかも運べると思います。物によるんですがそんなに人が乗るわけでもないし、深く考えることもない、簡単に考えればそれぐらいで整備できると思います。

ただやっぱり行政側から言うと安全性の問題とかなんとかあろうかと思うんですが、何度も言いますが、やはりそんなに高いものを買う必要がない。そのときで便利で実際もそこにあるもの、これを配備することは当然これ義務ではなかろうかと思います。そんなに専門的に考えると 300 万、400 万かかるかもしれませんが、実際にそれぐらいの安いもので対応できるんではないかとなと思いますが、その点どのようにお考えかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

緊急物資輸送のためのドローンの配備についてお答えをさせていただきます。

ドローンは大型の資機材や広大な場所を必要としないその特性上、迅速性や機動性に優れ、災害時に孤立が発生した場合など、空路からの輸送を可能とする手段として、近年その活用に向けた検証等が各地で行われているものと認識いたしております。

本年５月には企業と愛媛・高知の 12 市町によります「災害時における相互応援及び支援協力に関する連携協定」これに基づいて行われましたシン

ポジウムの中で、物資輸送が可能なドローンのデモンストレーションがございました。

飛行時の荷物の揺れを抑える機能等安全性を高める機能が付加されておりますが、その一方でバッテリー機能の向上の余地がまだ示されているなど、今後のドローン本体の技術進歩に期待をするそういった面もございますが、議員御指摘もされておりましたが、ドローンを配備する場合は、操縦者の操縦ライセンスの取得や育成、物資を受け取った先での荷物の受渡し方法の確立など、ドローン本体もそうですが、ソフト的な取組も同時並行的に行う必要があると考えております。

今後ドローンの有用性を踏まえた上で、企業等とも連携をいたしましてほかの事例等情報を収集、そして参考にしながら、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

またまた余談ですが、前回の豪雨災害のとき信宮議員が個人的に所有しているドローンを持っていて、私も一緒にいたんですが、そのときに下川の水源地の災害の撮影しました。

このように行政より早く利用できるものは私は利用していいと思いますし、力も借りないといけないと思っております。特に議員の中で信宮議員、河野議員、ドローンをすばらしいの持ってますんで、もし何かあったらただで使ってもらうような考え方も議員ですので私は構わないんではないかなと思います。あまり公表しないでいただきたいと思います。

続きまして、ＡＥＤについて御質問いたします。

まず心肺停止に対する取組についてですが、さきの愛媛新聞でも掲載されておりましたが、明浜中学校において心肺停止となった市民に対し、職員がＡＥＤを使用し協力して尊い人命を救ったとの内容でございました。大変喜ばしい事例でありますので改めて状況を御説明願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました明浜中学校の活動状況についてお答えいたします。

本年６月 10 日午前８時 49 分頃、明浜中学校の敷地内において、体育館屋根の修繕に訪れていた作業員の男性が心肺停止状態となりました。

この事案では、明浜中学校の職員数名が協力し、校長先生が現場を統制しながら 119 番通報、心肺蘇生法、ＡＥＤによる電気ショック等を行い、救急隊に引き継いでいただきました。

男性は、救急車に収容後、会話ができるまで意識が回復し、既に退院して社会復帰されております。

このように、現場が円滑に統制された中で、途切れることのない救命のリレーがうまく社会復帰へとつながったすばらしい行動に対し、消防長感謝状を贈呈させていただきました。救急を担う消防としましても、本当にうれしくまた感謝しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

ＡＥＤの使用について消防本部で取組をされていると聞きますが、このような心肺停止事案に対応するため消防本部ではどのような取組をされているのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました消防本部の取組についてお答えをいたします。

心肺停止といった緊急事態では、救急隊が到着するまでの数分間が患者の予後を大きく左右する非常に重要な時間となります。患者を救うためには、現場に居合わせた人、これをバイスタンダーと言いますが、バイスタンダーによる応急手当てが患者を救うための重要なポイントとなります。

そこで、消防本部ではバイスタンダーの育成を目的に、救命講習を実施しておりますが、特にＡＥＤを設置している公共施設等を対象とした「ＡＥＤでたすけ隊」という当消防本部独自の講習会を実施しているところでございます。

この講習会は、平成29年度から実施しているもので、その施設で起こりうる事案を職員が組織だって活動できるよう、シミュレーション訓練を中心とした講習内容としており、これまでに延べ4,000 人の方が受講していただいております。また、明浜中学校の皆様も毎年この講習会を受講いただいております。

今後も救命率向上のため、救急隊が到着するまでに、的確な応急手当てを実施していただけるよう、講習会を通じて、広く市民の皆様にお願いしていきたいと考えております。また、その患者を引き継ぐ救急隊の質の向上にも、今まで以上に取り組んでいく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

このＡＥＤですが個人で購入できるのかということでございますが、消防本部で講習会を実施していただきバイスタンダー育成を推進していただいていることで、今回の明浜中学校職員によるすばらしい事案につながったのではないかなと思います。さらには中学校にＡＥＤが設置されていたことで、早期に電気ショックが実施できたことも大きな要因であったかと思います。

しかしながら、西予市においては、まだまだＡＥＤが設置されている施設が少ないのが現状だと思います。さらなる救命率の向上のためにも個人あるいは企業、地域団体等で購入することは可能なのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ＡＥＤの購入についてお答えいたします。

ＡＥＤの購入には、個人、法人問わず資格は必要ありません。どなたでもＡＥＤの購入が可能となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

一遍に聞けばよかったんですが、このＡＥＤの価格とランニングコストはどれぐらいかかるかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ＡＥＤの価格とランニングコストについてお答えをいたします。

ＡＥＤを購入する場合、本体価格は20万円から50 万円となっており、各メーカーで価格に差があるようです。

ランニングコストとして、除細動パッド及びバッテリーが消耗品となっていることから、未使用でも３年から５年で消耗品を交換する必要がございます。除細動パッドを救命処置で使用した場合、再使用が禁止されていることから新しいパッドに交換する必要があり、価格は１万円程度となっております。

また、バッテリーにつきましては交換の警報が発せられるまで、または交換期限までに新しいバッテリーに交換する必要があり、価格は４万円程度となっております。

なお、メーカーによって保証期間中の消耗品交換費用が必要ないものもあるようでございます。

ＡＥＤは購入する以外にもリースすることも可能です。その場合には月額 5,000 円程度となっており、消耗品交換費用も契約の中に含まれていることから、ランニングコストがかからないというメリットがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

各地域づくり活動センターにもＡＥＤは設置されていると思いますが、昼間は職員おられます。ただ夜はいないということで、なかなかこの使用するのが難しい面があろうかと思いますが、その状態はどのようになっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました地域づくり活動センターのＡＥＤの使用についてお答えいたします。

活動センターに設置しているＡＥＤは全てリース契約となっており、いつでも使用できるよう管理されております。平日・日中は職員が在館していることから、付近での心肺停止事案にＡＥＤを使用することが可能と考えますが、ただいま御指摘のとおり、夜間・土日は活動センターが施錠されていることから、有事の際にＡＥＤを取り出し、使用することが困難となります。

そこで現在、危機管理課及びまちづくり推進課と連携し、消防署の通信指令室から遠隔操作により活動センターのカギを解錠する仕組みを検討しているところでございます。この仕組みが構築されることにより、有事の際にＡＥＤを使用することが可能となり、今まで以上に救命率の向上に期待できることと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

では現在の市内の設置状況はどの程度かお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

市内のＡＥＤ設置状況についてお答えいたします。

消防本部が把握しておりますＡＥＤの設置施設につきましては、西予市全体で 99 施設となっており、旧町単位で見ますと、宇和町が 35 施設、野村町が 24 施設、三瓶町が 19 施設、城川町が 11 施設、明浜町が 10 施設となっております。

この施設数につきましては、一般財団法人日本救急医療財団が作成した「財団全国ＡＥＤマップ」に登録されているもので、西予市のホームページにＷｅｂ版とＱＲコードから利用できるアプリ版を掲載しております「財団全国ＡＥＤマップ」は、それぞれのＡＥＤ設置施設が登録していただくことで、マップ上に反映される仕組みとなっていることから、マップへの登録について協力依頼しているところではございませんが、強制でできるものではなく、未登録の施設も一定数あると考えられ、実際にはもう少しＡＥＤが設置されているのではないかと想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

思った以上に設置されているなと感じます。

ただ先ほども言いましたが、本当にこれ管理が難しいと思います。カギがかかっていれば対応できない。先ほど言われたように遠隔操作で開ける。これもかなり経費もかかるし、それでも時間がかかると。簡単に言えばカギのかかっていないところに置くのが一番いいのではないかなと思うんですが、私もいろいろ考えました。公民館の外であったり、例えば電話ボックスの中とか、あるいは消防の詰所、カギがかかってないんでここに置くとか、例えば消防団の詰所であればカギをしないのが当然ですが、それに対して防犯カメラを設置するなり、防犯カメラ設置済みと大きく貼っておくだけでも防犯対策にもなろうかと思います。やはりそれぐらい本当の意味で１分１秒を争うことから、カギがかかっていたんじゃいけないと私は前々から思っておるんですが、これ質問しても答えが難しいと思いますので、独り言ということで置いていただいたらと思いますが、いろいろ知恵を出していただきたいと思います。

それでは最後の質問になります。

救急体制についてです。

まず現在の救急体制について御質問いたします。

令和７年度からの指定管理制度の移行に伴い、来年度から西予市の救急当番病院が集約されるのではないかと思います。

まず初めに現在、今の段階での救急体制についてどのようになっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました、救急体制についてお答えをいたします。

救急医療体制には、比較的症状の軽い患者に対

応する一次救急、入院や手術が必要な患者を受け入れる二次救急、さらには、特に症状の重い患者に対応する三次救急に分かれております。

一次救急は市内の個人病院が対応しており、二次救急は西予市民病院、野村病院が１日交代で対応していただいております。三次救急は、南予唯一の救命救急センターがある市立宇和島病院が担っており、重症患者を受入れていただいているところです。

当消防本部の救急事案は、基本的に、二次救急である西予市民病院及び野村病院で受入れていただいておりますが、患者の容体や救急隊の観察結果等から重症と判断した場合には、対応可能な市立宇和島病院へ搬送することとなります。

搬送先病院の選定につきましては、二次救急病院の医師の助言をいただきながら判断しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

それでは今の続きになるんですが、令和５年の救急搬送件数とそれから搬送先病院の内訳についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

搬送先病院の内訳についてお答えいたします。

当消防本部の令和５年の救急出動件数は1,887 件で、そのうち 1,786 人を救急搬送しております。収容医療機関別搬送人員の内訳といたしまして、西予市民病院に 752 人、野村病院に 523 人となっており、全体の約７割は両市立病院に搬送しております。

また、管外搬送として最も多いのが市立宇和島病院の 382 人、次に、喜多医師会病院の 27 人、独立行政法人宇和島病院の 23 人になっており、管外搬送の合計は 485 人で、全体の約３割となっております。その中で、市立宇和島病院への搬送が多くなっておりますが、これは市内には脳疾患や心疾患などの治療を行う病院がないこと。また、野村病院の二次救急時に外科系の対応ができないことから増加しているものと思われます。

さらに、病院から病院への搬送、いわゆる転院搬送件数も多く、市立宇和島病院への搬送件数382 人のうち、175 人は転院で搬送された患者数となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

特に明浜町については、宇和島へ連れていってくれんかという患者が多いです。その中で言うんですが、そんな勝手にいけませんよと私はいつも言っとるわけなんですが、その点について、患者の希望により、かかりつけ病院へ救急搬送をしていただくことが可能かどうか、その理由について御説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました、かかりつけ病院への救急搬送についてお答えをいたします。

かかりつけ病院へ救急搬送することで、日頃の健康状態や処方されている薬の状況等も把握されており、スムーズな診察、継続した治療につながるのではないかと考えています。

それを踏まえて、治療中の病気に関係する救急要請であれば、かかりつけ病院に優先的に受入れ交渉をし、可能であれば搬送させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

最後の質問になります。

令和７年度からの二次救急についてですが、指定管理制度の移行に伴い、令和７年度からは野村病院が無床となることから、二次救急が西予市民病院へ集約されるのではないかと思います。

その場合の救急体制についてどのように考えるかお答え願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井副市長。

○酒井副市長

ただいまの指定管理制度移行後の二次救急体制についてお答えをさせていただきます。

職員数がある程度見通しが立って、協会と医師をはじめとする職員配置体制や管理者をはじめとした医師との協議を行って検討をしてまいります。

市内で二次救急に該当する救急搬送を受入れられる体制を最優先に整えていき、症状によって近隣医療機関との連携も構築してまいりたいと考えております。

さらに、医療従事者の負担軽減を図れるよう効率的な体制をしっかり構築した上で取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮俊文議員。

○６番宇都宮俊文議員

ありがとうございました。

本当にこれから原稿書いておりませんので、本当に様々な難しい問題ばかりだろうと思います。

特に消防本部、今移転しておりますが、数年前から南予での広域連携を模索しておったのですが、話が全くつかなかったということで南予は宇和島市が中心でこの広域消防、あるいは救急体制をとっていただきたいと私の頭の中では思っておるわけなんですが、一番津波が心配ないようなところに大きな消防本部、それと救急病院をつくることが一番ではないかなと思いますが、やっぱりそれぞれの市単位で本気で取り組んでいただいてないんではないかなと。特に西予市は小さい市でございますので、当然宇和島市に頼らなければならない。ただ、宇和島市は自分の市でいっぱいいっぱいであろうというところで今回、消防本部はもう西予市だけで通信もやるという結果になったんですが、東予地方では今、四国中央、新居浜、西条が広域連携をやるという情報あるんですが、やはり愛媛県内でも当然松山は中心で中予地区やって、東予地方もそのようになって、やはり南予だけこれ取り残されたという状況だろうと思います。

今後は、これも我々議員も本当責任があることなんですが、やはり本気で考えないともう南予の医療はもう崩壊していると実際思います。災害がないときでさえこのような状態でございますんで、また今後に向けていろいろな情報を出して意見も出していかなければいけないかなと思います。

それから津波避難の関係ですが、私の地元でも今月、９月に避難訓練されます。ここで私口出したんですが、やはり徒歩のための避難を前提にしておるということで、そこで逃げる場合にどこが危ないのかそれを検証しますということですが、先ほどから何遍も言ってますように、徒歩を中心に考えるから行けない人は車で逃げてくださいという自主防災の人もいるんですが、徒歩できない人は車は当然乗れんこと分かっとるんで、そこら辺からやっぱり根本的に考えないと。徒歩ができないからではなしに、車がいないときは徒歩で行く。例えば車が通れないときには徒歩で逃げる。こういうふうに、考え方を根本から考えないと避難訓練をしても、徒歩前提にするとそのための通路を確保するとかいうことが中心になってますが、やはり幹線道路を広げることから大事だと思います。

先ほども言いましたが、俵津地区においてはもう広い道路があるので、もう津波の心配はほとんど大丈夫ではないかなと思います。ただ、それから向こうというか西なんですが、狩江から田之浜については本当に道が狭いと。ただひとつ農道があったり峠があるんで、そこまでの道の確保さえできれば行けるということで今回提案をしましたが、なかなか皆さんもそこの理解がまだ進んでないかなと私思うんですが、こういう事例をいろいろ出して、本当に自分たちが助かるための方法をもう少し自分たちでこれはやっぱり考えないといけないと思います。それに対して行政が協力してもらえれば、というふうなやり方が一番のこの避難になろうかと思います。

取り留めのないことを言いましたが以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　午前９時 50 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午前 10 時５分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

先ほど宇都宮俊文議員のＡＥＤ設置状況についての御質問に対し、回答の中で、財団全国ＡＥＤマップの登録について協力依頼しているところではございませんと答弁いたしましたが、協力依頼しているところでございますの間違いでございましたので、訂正とおわびを申し上げます。

以上でございます。

○井関議長

一般質問を続けたいと思います。

次に、18 番酒井宇之吉議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

おはようございます。

議長に通告いたしております２点につきまして一般質問を行いたいと思います。

国の改正法案の対応について、そして２番目の防犯カメラの設置について、２点とも市民のほうから関連のあることを一般質問で聞いてくれないかというようなお話がございましたのでお尋ねをいたします。

どちらにしても暑いですね本当、９月の初旬になってこのような気象がずっと続くのであるかと常々思っております。来年も続くというような話になっておりまして、２年続けての猛暑がずっと続いております。この気象現象によって地球が悲鳴を上げてるような感じがするんですよね。そこに住んでる人たちのこの作業、農作業にしても、後でまた後ほど質問をしますけども、農業の作業そのもの自体が非常に大変になってる。そういう問題が出ておるようでございますので、この気象条件の非常に暑いの何とかなりませんかって聞いてもこれもいけんわけでございますので、これはそのままこれが当たり前になるということを前提にして、これからは対処していかないといけないのかなとかように考えておるところでございます。

暑いのは、気象条件だけではなして、今、この国の在り方が熱く問われておるところでございます。立憲民主の党首が選ばれる選挙、そして自由民主党の総裁が選ばれる過程、このような問題がずっとこの国の将来、この国はこれからどうなるんだろうということを国民一人ひとりがやはりこの選ばれる人たちの資質、そして公約等々について目を光らせる一番の必要があるんじゃないかと思います。

この問題につきましては、ずっとこの国の総裁選びの中で国の代表を選ぶんですが、この国をどのようにしたいのかってのがちょっと見えないんですよ私も、この国の政策はこうしたいっていうのは見えるんですけども、この国をどういう国にしたいかってのが見えないんです。その辺りも含めてしっかりと見届けたいと思います。熱い戦いが、この国の将来を今問われている。この何カ月であろうと思います。

そういう面も含めまして、国の改正法案の対応についてお尋ねするわけでございますが、１月 26 日の通常国会が始まりまして、そのあと、政治資金規正法改正案が最大の眼目のものでございました。

これは裏金だとかなんとかいう問題がございまして、これにかかりっきりの国会であったように見えますけれども、この国会の中に、非常に我々国民に身近な重要な法案が改正が成立しております。目に見えないところでございますけれども、世の中の移り変わりそしてデジタル化、アナログからデジタル化、そしてＡＩ化、そのような問題の中でいろんな法案が改正案が出ております。

主に言うなれば、少子化の中での児童手当の支給拡充など、子ども子育て支援策の強化を盛り込んだ改正子ども・子育て支援法、それから、セキュリティークリアランス強化を図る重要経済安保情報保護活用法、これは国際的なＡＩだとかいろんな問題があって、このような法案をつくらなければならない世の中になってきたとこういうことでございましょう。

そして、子どもと接する仕事に就く人の性犯罪歴を雇用する側が確認することを命じたこども性暴力防止法、これについてはいわゆる日本版ＤＢＳ法と言われるもんでございますが、そして改正放送法、改正ＮＴＴ法などが生まれております。

そして、大規模なプラットフォーム事業、これは雨とかいろんなものが、アメリカの大きな企業の事業家に対して、ＳＮＳ上での誹謗中傷などを受けた人が投稿の削除を求める窓口の設置などを義務づける情報流通プラットフォーム対処法などが出ております。

そして、今回私が質問します３点、改正入管法、そして改正農業基本法、改正自治法を質問をさせていただきます。

今回この３点につきましては、各改正された背景、そしてこれを各自治体がどのように消化して、どのように対応していくかというのが非常に問題だと思います。農業も転換期に自然保護とかいろんなとこできておりますので、この問題につきましても、私のほうが、改正農業基本法についてまずお尋ねしますが、これは農業基本法といいましても、食料・農業・農村基本法という正式な名前でございます。

どのように変わったのか。そして、温暖化などが気候変動、自然災害があったり、栽培適地環境の変化、明浜の柑橘でも非常に温暖化によってあったか過ぎると味がぼけるというような問題も出ておりますし、後継者不足、そして人口減少による農業従事者不足など、諸問題の改正によってどのように解決できるのか変わっていくのか。

このような問題を西予市として、この改正がどのように変わったのかお尋ねしますけど、後ほどまた、西予市の農業にどのような影響があるか。これからの対応はということでお尋ねしますので、まずもって、どのように変わったのか、そしてこの農業法が 25 年ぶりに変わったように聞いておりますがこれについての御答弁を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

まず初めに、農業を取り巻く情勢についてですが、気候変動や大規模自然災害の増加、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加や有害鳥獣による農産物被害の拡大など、依然として厳しい状況にあります。

また加えまして、近年では、ウクライナ侵攻等の国際情勢や円安の影響により、生産資材等の高騰が拍車をかけておりまして、食料安全保障の議論が巻き起こっている状況でございます。

こうした全国的に厳しい農業情勢を背景に、農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」が 25 年ぶりに改正されました。

今回の法改正では、「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「農業の持続的な発展」「農村振興」を４つの柱としまして、基本理念の見直しと関連する施策が規定されております。

具体的には、食料安全保障の確保では、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とすることとし、「食料供給の能力の維持」や「農業者、食品事業者、消費者等による、持続的な供給に要する合理的な費用の考慮」などが規定され、環境と調和のとれた食料システムの確立では「食料システムにおける環境負荷の軽減と調和」の規定、農業の持続的な発展では「生産性及び付加価値の向上による、農業の持続的な発展」、農村振興では「地域社会が維持されるための農村の振興」が追記されております。

厳しい農業情勢は、本市でも同様でございます。特に、地球温暖化等の栽培環境の変化に伴う農作物への影響、人口減少や高齢化に伴う、農業従事者の減少や新規労働力の確保問題、耕作放棄地の増加等に対し、危機感を強めているところでございます。

今後、国では、食料安全保障の強化をはじめとする農業の構造転換を図るため、改正法に伴う新たな法整備や関連法の見直し、及び、基本方針の策定などが集中的に実施されていくものと承知しておりますので、本市が抱える問題を踏まえつつ、課題解決に向けて、いち早く情報が得られるよう、改正法に伴う国の動向に注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

食料安全保障の強化とかいろいろうたってる割にはですね、昨今の米の値上がりだとかこれどういうことですか。

この国は食料安全保障と言いながら、中国なんかと比べて、備蓄米は大体人口割にしても 10 分の 1 ぐらいなんですよ。

そのような世界で、米自体にしても世界の米そのもの自体にしても、世界の米は長粒米が主流なんです。今の短粒米は日本人が食べてるやつは 1 割から 15%ぐらいまでだと思いますが、そのような中で、日本の世界における食料安全保障の強

化って言ったって、少し地震の関係とかいろんな関係で米を備蓄し、昭和47年のトイレットペーパーのような感じするんですよね。みんなが買い行ったらすぐ底をついてしまう。

そのような形で、もちろん農家にとっては、これを契機に肥料代やいろんな機械代や上がってるわけでございますので、このままの単価で生産農家が売れるような形になればいいんですけども、これがまた下へ落ちてくるような、悪く言えば後追い農政、何かあると対応する農政になってないか、そのようなことを最近危惧しておりますが、西予市の農業にはどのような現状影響があって、そして今、西予市の農業の現状はどうであるのかそれに対してこの改正がどのように影響がありどのような指導をこれから考えておられるかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

農林業センサスの統計結果によりますと、本市の農業経営者の平均年齢ですが、2020 年時点で68歳、10年前と比較して４歳増加しており、耕作可能な農地面積は、2020 年までの 10 年間で約２割も減少するなど、人口減少や高齢化が原因で農業従事者が減少し、それに比例して、耕作放棄地が増加しているのが現状でございます。

本市が誇る海岸部から四国カルストに至る多種多様な気候で育つ農畜産物や農地を守り、持続させていくためには、やはり、人口減少下での農業従事者の確保や、地球温暖化等の気候変動に適応した品種への転換等による生産性や付加価値の向上、適切な価格形成による収益の確保などが重要となります。

まず、農業従事者の確保につきましては、今回の改正法における「農業の持続的な発展」において、農業担い手に加えて、多様な農業者による農地の確保や農業法人の基盤強化が規定されております。中核的な担い手だけではなく、障がい者や移住者、また外国人労働者、農業法人など多様な人や法人が協力して農地を維持することが狙いの中で、当市における農業法人の経営体数は、2020 年までの 10 年間で７法人増加しており、地域農業を守るための機運の高まりに期待する一方で、例えば百姓百品が実施されているような農福連携による障がい者の方の活躍の場の拡大や柑橘や野菜等で実績のある地域づくり協力隊をはじめとした農業移住者の促進に加えまして、外国人労働者の検討も必要になってくると考えております。

次に、気候変動に適応した品種への転換におきましては、農産物の付加価値向上の中で、高い品質を有する品種の導入促進がうたわれており、1 例としまして、ＪＡひがしうわでは、地球温暖化に対応するため、令和７年産からあきたこまちにかわって、高温の中でも生産性向上が期待できる新品種の「にじのきらめき」に切り替える取組を進めているところでございます。

また、適正な価格形成による収益の確保においては、食料安全保障確保の中で、適正な価格形成の促進と消費者の役割が明記されており、国際情勢により生産資材や燃料等が高騰する中ですが、肥料や燃料など生産コスト上昇分の価格転嫁の後押しとなりまして、その結果、適正価格での販売により、所得向上につながっていくことを期待しているところでございます。

本市としましてはこのように改正法に伴い、今後、国が打ち出します具体的な基本方針や施策に期待をしているとこではございますが、まずは、改正法に関連しまして、本年10月から施行されます「スマート農業技術活用促進法」を注視し、例えばドローン等を活用した生産性向上に向けた農業経営者支援、アシストスーツ等を活用した作業省力化のための高齢農業者支援、ＡＩ技術導入に伴う、若手農業者や女性農業者の活躍支援など、労働力確保に資するサポート体制について、県西予農業指導班及びＪＡと連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

なお今議会における農業水産課所管の補正予算としまして、国・県の補助金を最大限に活用し新規就農者や農作業の省力・効率化に対する支援経費を計上しております。この経費につきましては、対象の農業者から直接要望や課題を聞きまして、これらに柔軟に対応するため、必要な経費を把握して計上したものです。

今後も限られた財源の中ではございますが、本市が抱える諸問題に対応するため、生産現場のニーズを把握し、有効な予算を措置していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

先ほど私が暑いですねって言ったのはねこの地球環境、自然環境は変わってきてるということがまず農業に対して、西予市でもそうだと思うんです。この問題がありますし、西予市だけではないかもしれませんけど、農業従事者がもう先ほども年齢も出てましたけども４歳年上になってる。そして従事者の数そのもの自体が少なくなっている。それによって荒廃園ができる、放置園ができる。そして、西予市の農業っていうのは青森から下関までの温暖な気候のとこなんですよね、段階的に。

そして畜産あり、米あり、野菜あり、キウイあり、ブドウあり、イチゴあり、柑橘あり、八幡浜のようにある程度柑橘なら柑橘に固まってるような指導がなかなかできにくい。

このような問題があるんで端的に言えば、この改正法が 25 年ぶりに変わった割には、時代の必要性があって 25 年ぶりに農地法が改正されたこの意味ってのは、あまりにも後追い農政、後追い改正のようになってるように私は感じます。

これから西予市においてはいろんな問題がありますけども、後追いでやるんではなしに先ほどから答弁ありました、いろんな問題を解決するためには、先取りしていくような農業指導をお願いしたいなとかように思っておりますところでございます。

そして女性の農業者につきましても、先般、土地改良区の国や県から来まして女性の土地改良区の役員さんをつくってくれと。明浜１人もいない、三瓶２人いる。必ず今回、何年度まで必ずつくってくださいって言うんですよ。そういう土壌ができておりませんよというんだけど作らなきゃ駄目、そういう女性リーダーの農業に対する女性リーダーをつくる、醸成する努力もまた必要だと考えております。

これからたくさんの農業従事者がなかなか生まれない、その中で、飯が食えるっていうのは悪いですけども、職業として経済だけの問題じゃなしに、自然と触れ合いながら自分の一生を考える、幸せを考えるっていう視点で考える必要もあろうかと思います。

２番目でございますが、改正入管法についてお尋ねをいたします。

この改正入管法っていいますのは、出入国管理及び難民認定法、その下にですねまだあるんですよね。出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律というのがあります。大体今回の改正ってのはこちらのほうの改正なんですが、今回お尋ねしますけれども、この改正入管法についてどのように変わったのか。

まず、技能実習制度を育成就労制度に改めるということになっておりますが、これは私はもう正直言って移民の窓口を広げたというように解釈をしております。その点も含めまして、どのように変わったのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の主な改正内容についてお答えいたします。

この改正法は、技能実習制度の廃止とともに、「育成就労」という新たな在留資格の導入を通じて、日本の産業を支える人材を確保しようとするものです。これにより、長期にわたって日本で働く外国人労働者の権利が保護され、キャリアアップの道筋が明確化されました。

さらに、ブローカー対策や不適正な送出期間の排除なども強化され、より適正な外国人労働者の受入れ体制が整備されたこととなります。具体的に申し上げますとまず、新たな在留資格として「育成就労」の創設です。

これは、特定技能１号に相当する技能を持つ外国人を育成し、特定の産業分野で働くことを目的としています。育成就労制度の基本方針として、育成就労産業分野ごとの運用方針を定め、それぞれの分野で必要とされる外国人労働者の受入れ見込み数を設定します。

次に、特定技能外国人の支援体制が強化されます。特定技能１号の外国人労働者を支援する機関は、政府に登録された支援機関に限られることと

なり、適正な支援が求められます。

また、外国人技能実習機構にかわる新たな機構として、「外国人育成就労機構」が設立され、転籍支援や相談支援業務を行います。

次に永住許可制度も見直され、永住許可要件が明確化されました。要件を満たさなくなった場合には在留資格が取り消されることがありますが、特段の事情がない限りは、在留資格を変更して引き続き在留することが認められます。

次に、不法就労助長罪に罰則も強化されました。外国人に不法に就労させた場合の罰則は、従来の懲役３年以下または罰金 300 万円以下から、懲役５年以下または罰金 500 万円以下に引上げられました。さらに育成就労制度の導入により、育成就労計画の認定制度が設けられました。この計画の認定は育成期間が３年以下であること、就業内容や技能、日本語能力などの目標や内容が基準に適合していることが必要です。

また、転籍の際には新たな育成就労計画の認定が必要となり、一定の要件を満たす場合にのみ本人の意向により転籍が認められます。監理団体に代わる「監督支援機構」も設立され、外部監査人の設置が許容要件となります。

この機関は、受入れ機関と密接な関係を持つ役職員が関与することが禁じられています。季節性のある分野では、派遣形態による育成就労が認められ、制度所管省庁が地域協議会を組織することができるようになりました。地域の実情に応じた取組が行われることが期待されます。

この新しい制度の施行により、日本は国際的な人材競争の中で「選ばれる国」となることを目指しています。特定技能外国人の受入れが適正に行われることで、日本の地方経済や産業の発展に大きく寄与することが期待されています。

新たな法改正により、日本の外国人労働者受入れ制度は大きく変わります。これにより、日本は外国人労働者にとってより魅力的な国となり、長期的な人材確保が実現することが期待されています。

改正法は３年後の 2027 年までに施行される見通しとなっており、今後省令や運用要領等が示され詳細な施行内容が判明することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

改正の要点について 10 項目から 11 項目ぐらい大体説明していただきましたけれども、これが具体的に実施するっていったら、解釈するってのはなかなか難しい。

そして、窓口になるとこがブローカーになったりして、新しい育成制度になっても、そちらのほうが言葉悪いですけども、相談手数料を取っていくと、搾取するというような形が往々に出ております。このような問題を抱えながら、外国人労働者の供給の門戸を広げるという形になりました。

これについて、実を言いましたら西予市に住んでる方がこの問題を詳しく知りたいんですけども、その間に入ってる人に聞きましたら、育成制度に移るとしてもいろんな手数料を取られる。そのようなことがないような形に何とかできないかというような要望がありましたんで、この質問をできるかできないか分かりません。ただ、これを聞いてくれということで、市民の方からこの法改正の内容について、西予市はどのように取り組んでいくのかと。

次の質問になりますけれども、選ばれる国になるって書いてありますけどね、国際的な人材競争の中で選ばれる国って言いますけど、日本は今、円高・円安の関係で選ばれる国になってないんですよね。その中で、また選ばれる国になろうとしてる。そしてまた、労働力がない自治体、例えば産業、農業、建設業、運輸業、いろんなそして介護のほうもそうですね。その辺りも全部選ばれる職種になれるような形になるにはどうしたらいいのかなっていうことは私は今考えてるとこでございますが、西予市には今、在住外国人はどのように影響があるのか。そしてまた、在留外国人の数など西予市の現状についてお尋ねしてその影響がどのようにあるのか。そしてまた、労働環境の改善に技能実習制度から育成制度に改めるということになれば、労働環境の管理改善になるのか。言葉は労働環境の改善と言いますけど、労働力をしっかりと保てるかということになるんです。

実際は、三瓶に不祥事がありまして、三瓶というか、西予市にも新聞沙汰になった不祥事がありました。技能実習制度の問題でそういうことがあ

って、その中でこれから人権的なものも含まれますので、このような今の現状の西予市の現状についてお尋ねをいたします。宇和だったかな。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市の在住外国人への影響とこれからの対応についてお答えいたします。

西予市の令和６年８月末現在の在住外国人は395 人いらっしゃいます。そのうち、技能実習生は 228 人です。西予市の外国人雇用事業所はおおよそ 60 事業所あると思います。

今回の改正で外国人人材を長期雇用できれば、事業所においては人材確保において、長期間の安定化を図ることができ、雇用される外国人材にとっても安定した生活基盤を築くことができるようになります。各事業所においては、待遇・職場環境の改善、地域社会への適応支援等の受入れ支援を行っていただくことが重要と考えます。

改正により、一定の要件のもと本人意向により転籍が認められるようになることや、監理支援機関の要件の適正化により、悪質な送出機関やブローカーの排除が進むものと思われ、労働環境の改善が期待されます。

一方で、一定の要件のもと本人移行による転籍が可能となることによって、外国人人材が大都市へ集中するなど流動化することが懸念されております。市といたしましては、従来より技能実習生を含む、広く市内在住外国人への支援策として実施しております日本語教室の継続実施や、雇用関連の情報提供など、引き続き可能な範囲で支援を行うとともに、外国人労働者の定着に向けた取組が必要となっていることから、今後の国の制度設計を注視し、独自の施策・支援について検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

西予市の１％強の人が外国人になっておるようでございますが、このうち技能実習生が 228 名、そして事業所が約 60 事業所でございますが、大体どのようなジャンルっていうか事業所の中に、各事業所にどれぐらいずつおられるのかっていう知りたいんですけど、なかなか難しいと思いますけども、私とらえてるのは介護とか、それから農業、それから縫製、大体その３点が主力かなと思いますが、その辺りは行政はどのようにとらえておりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃられたとおり市としましても、農業関係分野、それから介護分野、そして縫製分野のほうで多くの技能実習生がいらっしゃると把握しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

例えば、西予総合福祉会が今 20 名、外国人が入っておりますね。その中で、16 名が技能実習生、あとの４名は経済何とかかんとか...ちょっとこれ詳しくは調べてないんですが、経済の関係のことをやってます。

野城も入っておりますので、結局このあたりから入ってるのと、それから西予市独自で入られてる方もおられると思います。

この辺りを含めて、技能実習生から育成制度に移行するための手続とか、このような相談の窓口を西予市の中でつくるという考え方はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

今回の改正法は、３年後をめどに施行されるようになっております。そこまで省令等がまだ詳細に決まっておりませんので、そこのところを十分に注視していきながら今後の国の制度設計において整備されれば、西予市で対応しなければならない施策等もはっきりしてくるのではないかと思います。

事業所への支援はもちろん、外国人住民の支援体制を構築していくことが必要だと考えております。産業、教育、人権、社会参加、生活など多方面での支援が必要だと考えております。いずれにしましても相談事業を含めまして、市の体制を構築していただきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

選ばれる国になるという形の実習育成制度でございますが、移民制度の門戸を開こうとしてる。ヨーロッパでもアメリカでも移民制度をやっていろんな国がいろんな問題をあって、歴史的にずーっとつながってる国があるんですけども、日本は一歩踏み出したという形の中で、選ばれる国になるためにまた地方のほうは、選ばれる自治体になれるような努力が必要なんじゃないかと思います。

それで市長にお尋ねするんですが、先ほどの農地法の農業の実習生、農業のほうもほとんど今度農業従事者が少なくなって、労働力がなくなって、そして荒れ地が増えてる中で、先ほどの部長も答弁があったように、一番の問題は農業従事者の問題でその中で生活ができるかということなんです。それを育成制度の中に取り込んで、農業もそうですけども、例えばほかの産業にしても西予市はほかの自治体よりも先んじて、移民制度は門戸が開かれるのを早くやるような考え方はありませんか。

また、組織によって地域協力隊を入れて、いろんなことやっておられますけども、地域協力隊的なものを育成制度の中でやるようなアイデアを持って、人口も増えていく産業も少しずつ大きくなっていくような政策をとられるようなお考えはございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま酒井議員のほうから、移民制度と言われましたけれども、国は永住許可制度ということで、似たようなことかもしれませんけれども、外国人労働者の方につきましては、やはり、先ほど言われた農業もはじめいろんな分野、産業の分野全てにおいて必要であるという認識のもとで、法改正をされております。

先ほど部長のほうから答弁させていただいたように、やはり今外国人の人口が１％ぐらいな人口、これは年々増えておりまして、技能実習生も年々増えております。60 の事業所で従事されているという現実もありますし、そして、市としましてもここで生活をしていただけるということが、やはり必要であると思います。

そういうことで、相談体制の御質問のとこにもありましたように、やっぱ産業、教育、人権、社会参加、生活等多方面で外国人の皆さんを受入れれるような、そういうことは必要でないかなと思ってます。

例えば、市民課の窓口に行って外国人の方が、今は事業者の人とともに来られているのが現状ではございますけれども、家族としてこられて対応をできるような、そういうようなことも必要であると思いますので、そういうことについては、体制をつくっていく。そのことが西予市に来やすい、また、地域の皆さんにも御理解をいただきながら共存できるそういう地域社会をつくっていきたいそのように思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

どちらにいたしましても、生産労働人口が非常に縮小している西予市の中で、これからどのように対応して農業なり、一次産業なり、そしていろんなものをどうして活性化していくかっていうことは、ここに帰すると思います。このあたり門戸が開かれようとしてるところは、やはり早く、先見性を持って取り組むという形もしていただきたいなとかように思ってるところでございます。

続いて、改正自治法についてお尋ねします。

どのように変わったのかということをお尋ねしますが、これはコロナとか大地震になったときにコロナの反省点で国と地方自治との兼ね合いで変わったと聞いておりますけれども、これには反対するある自治体議会も反対の意見書を出したところもありますので、この点についてどのように変

わったのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先般、６月19日に御質問のございました自治法改正が可決・成立をいたしたところでございます。

今回の改正につきまして大きく３点ございますが、その中でも特に今回、議員が御質問されております特に注目されておりますのが、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合や、その恐れがある場合に、個別法の規定がなくても、国が地方自治体に対して生命保護に必要な措置の実施を指示できるよう改正されたことでございます。

本来、地方自治法におきましては、国から地方自治体に対して指示を行う場合、個々の法律に基づかなければならないという規定がございます。大規模災害や感染症の蔓延などが発生し、国が予想外の対応をしなければならなくなった際、地方自治体に対して指示を行うには、これまでは個々の法律の改正手続きを待つ必要がございました。

しかしながら、今回の改正によりまして、そういった手続を経ることなく迅速に国から指示を行うことが可能となったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

東南海地震が来たときに、今までだったら災害によって自治体のほうが国に出しとったんですけれども、そういうときには、これからは今までと違ってどういう形になるのかをお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長

○山住総務部長

南海トラフ巨大地震が起きた際の対応、そのときの国と市の関係がどうなるのかといったことについてお答えさせていただきます。

今回の改正事象につきましては、あくまでも個別法の規定では想定されてない事態が発生した場合によるものでございます。

南海トラフ巨大地震が発生した場合におきましても、災害対策基本法等の災害関連の法令に基づいた対応をとるということになろうかと思います。

今回の改正はあくまでも例外的なケースに限定されるものでございまして、この改正法による国と市との基本的な関係については変わらないものと認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

この自治法改正に関しましては、地方自治体の中に何らかの反対のところもございますが、この西予市におきましては、賛成また協力体制はどのようにとられるつもりか。西予市の考え方をお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

当市におきましては非常時において国による迅速な対応が可能になるという点におきましては、どちらかといえば賛成の立場です。

今回の改正内容については、各方面から2000年の地方分権改革によって、本来あるべき姿である「国と地方が対等な関係」に改められた背景を踏まえると、地方分権の流れに逆行するんではなかろうかという批判も出ているとこでありますけれども、先般の新型コロナウイルス感染症の蔓延などによって、不測の事態が発生し、様々な問題が出てきたことも事実であると思います。

例えば、県外の事例ではございますけれども、2020年にクルーズ船で新型コロナウイルスの集団感染が発生した際に、国の権限が明確でなかったことから、自治体をまたぐ患者の移送調整に時間がかかったということもございました。

改正後の地方自治法においても、これまでと同様に国が地方自治体に対して行う関与は最低限のものとするという「関与の基本原則」は引き続き残ります。

当市としましては、あくまでも非常時にのみ適

用される例外的な措置であると考えておりますので、今回の改正によって生じる影響は限定的なものであると考えております。

ただし、この指示権が安易に乱用され、また国と地方の対等な関係が損なわれることのないよう引き続き国の動向を注視していきたいそのように考えているとこでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

３点の法改正についてお尋ねしましたが、国の在り方っていうのは、今非常に熱い戦いをしている。党首の選出についての皆さん国民としてまた、住民としてしっかりと見定めていただきたいなとそういうものが、このような法改正につながっていくということでございますので、我々も今回のこの国の行く末のトップになる人がどなたになるのか、しっかりと注視をしていきたいとこういうふうに思っております。

続いて、防犯カメラの設置についてお尋ねします。

防犯カメラの設置目的、必要性について尋ねます。防犯カメラと監視カメラ、また定点カメラというのもあるようでございますが、その辺りの違いについてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

まず、防犯カメラの機能等について御答弁させていただきます。

防犯カメラや監視カメラにつきましては、法令などで意味が定義されているものではございませんが、その使用目的や設置場所によって使い分けがなされているところでございます。

防犯カメラは、主に目立つ場所に設置をし、犯罪を未然に防ぐことを目的に使用されております。罪を犯そうとするものが防犯カメラの存在に気づけば、犯行を断念する可能性が高く、犯罪の抑止に寄与していると考えております。

一方、監視カメラにつきましては、従業員や利用者を監視するほか、犯罪やトラブル、事件が起きた際の詳細な状況の把握、交通量の計測、河川・ダムの水量計測、地震や台風などの自然災害の記録など証拠映像を振り返ることを目的として利用されているものでございます。

中でも定点カメラにつきましては、雪が降った場合の道路状況の確認、台風など荒天時においてダムや河川の水位確認などの情報取得が可能となっております。

また、ライブカメラのようにリアルタイムで情報を取得できるものもございます。情報収集に有効な手段となっているものと認識をいたしております。

防犯カメラは、犯罪防止や犯人の特定だけではなく、行方不明者捜索におきましても、行方不明者がカメラ映像に映っていれば、その方向を重点的に捜査することもできます。早期発見に向けた有効な手段になっているものと思っております。

以上のことから、防犯カメラなどは防犯をはじめ、市民の安全を守るために有効であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

先般の市議会議員の改選期のときに回っておりますと、防犯カメラをもっとつけたほうがいいんじゃないか、最近よく全国的にも犯罪というのが起きやすいと。そしてまた、先ほどの話になるんですが、外国人が入ってきたりというような話もあったりしたもんですから、このあたりも含めまして、ひとつ尋ねたわけでございます。

そこで、西予市の現状についてお尋ねしますが公の設置、民間の設置、数、場所についてはどのように、現状を捉えているかお尋ねをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市内におけます防犯カメラの設置は、西予地区防犯協会が「犯罪の起きにくい街づくり基金」により実施、設置をいたしております。

令和５年度末までに主要道路を中心に沿線の施設などに 13 カ所、27 台のカメラを設置をいたしております。

また、社会全体で犯罪予防に参加し、犯罪の起きにくい社会づくりを進めようというＣＳＲ活動というのがございまして、これに基づいて事業者が設置したカメラについても防犯カメラとして防犯協会に登録されているものが７カ所、16 台ございます。

西予市所管の施設につきましては、本庁舎はじめ、支所、病院、各施設、地域づくり活動センターなどにカメラあわせて 34 施設に 228 台設置をいたしております。商業施設など民間の事業者、また個人で設置したものについては、報告義務がないことなどから市では把握はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

いや、思うよりもたくさん入ってるんですね。

中国のほうに、個人情報がもうほとんど取られるぐらいこれでも入るんじゃないかと思うんですけども、実際のところこれをどう利用するかという問題になるんですけども、それはさておきまして、設置の要望、ここへつけてくれという形があったときには、どのように処理したらいいのか。費用、そして設置者については防犯協会でしたら、市長が今会長さんだと思いますが、このあたりも含めましてどのように要望したらいいのかお尋ねをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

防犯カメラにつきましては、その設置場所は西予地区防犯協会のほうで主要道路を中心に、交通量や事件事故の発生状況等を考慮して設置をいたしております。市独自ではいわゆる防犯カメラとしての設置はいたしてないところでございます。

市民から要望があった場合でございますけれども、現状におきましては基本的に個人で設置をいただくしかないかなというふうに考えております。

若干の補助の仕組みといたしましては、多子世帯において西予市多子世帯リフォーム等支援事業というものがございまして、そのリフォームの工事とあわせて設置をすることもできますので、設置を検討される方はこちらの補助事業のほうを御利用いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

防犯カメラってのはやはり人権に関わるようなことで、個人情報に関わるもんですから、人権を守るためのプライバシーの管理はどのようにされているのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

防犯カメラにおけるプライバシーの管理についてお答えをさせていただきます。防犯カメラの映像におきましても特定の個人を識別できるものにつきましては、個人情報にあたるということで、防犯カメラを設置するときには防犯対策を目的とする場合においても、個人情報保護法は遵守する必要がございます。

また、個人のプライバシーに関わるような映像を撮影したり、公表したりすれば、プライバシーの侵害とみなされる可能性もございます。

防犯協会におきましては、防犯カメラを設置する際には、個人住宅が映ったり特定の個人の情報を撮ることがないよう、設置場所、また画角の調整をし、設置をいたしておると伺っております。防犯カメラなどのデータにつきましては、ある一定期間が過ぎれば上書き機能によりまして自動で上書きをされまして、情報の更新がされるそういった仕組みになっております。捜査などで使われなかった不必要なデータは順次消去されるということでございます。

防犯協会におきましては、出力された防犯カメラの映像データの管理につきましても、西予地区防犯協会防犯カメラ管理運用細則に基づきまして、適正な管理を行っているということで認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

先ほど宇都宮俊文議員のときに、ＡＥＤのところへ防犯カメラつけたらいいとかありましたけども、大体センターにそれだけついとるんだったら大体分かるわけですね、そんなに感じました。

その辺りも含めまして、防犯カメラについてはこれからまた犯罪ということもありますので、それから最近はドライブレコーダーが非常にテレビなんかで犯罪の解決の方法に使われておるというようなことをお聞きしますんで、その辺りも含めた形で情報がしっかりとらえられるようにしていただきたいと。ただし、それは情報管理は個人情報なり管理がしっかりできるということの確信があってのもとでございます。

これで一般質問を終わるわけでございますが、私は非常に暑いなと。これが来年も続くんかなということの対応を、やはり法改正よりもこっちのほうがしなきゃ駄目だなと現実に。

そしてもう一つあるのは今年の秋に、やはり国のトップになる総理大臣が選ばれるというそれについて、非常にたくさんの方が出ておられますので、そういう公約、約束をしっかり見て、そしてそれを守っていただく、この国をどの方向へ持っていくのか。そういうことを国民全体またみんなが監視することによって、この国の一つの法体制なり、政治というものが新たなものができるんじゃないかと、このように思っておりますので、ＣＡＴＶをご覧の皆さん、市民の皆さんもひとつよろしく御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　午前 11 時５分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午前 11 時 20 分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

自席でよろしいですか。先ほど一般質問の中で、三瓶の縫製業者と言いましたけれども、あれは宇和の縫製業者の間違いでございましたので、改めさせていただきたいと思います。

○井関議長

次に、15 番二宮一朗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

公明党の二宮一朗でございます。

議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は大きく福祉政策と森林環境譲与税という項目で質問をさせていただきます。

１番目の福祉政策についてでありますけれども、今までも数々の福祉の政策については、一般質問をさせていただきましたが、事あるごとに、西予市のスタンスとして福祉は国がやるべきという御答弁をいただいておるところでございます。

それはそのとおりだとは思いますけれども、我々公明党議員が全国 3,000 人、いろんな自治体で一般質問をして、それぞれが実現していただいて初めて国が動くということも、ぜひ御理解をいただいて、御答弁をお願いしたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、質問項目の１つ目ですけども、単身高齢者についてお伺いをいたします。

西予市の単身高齢者の人数についてまずお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

単身高齢者の人数についてお答えいたします。

住民基本台帳からの数字になりますが、８月末現在で 65 歳以上の単身高齢者は 4,919 人です。施設入所者を除きますと 4,519 人となります。このうち 75 歳以上の方は 3,193 人となっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

その中でですね単身世帯、いわゆる独居の高齢者ですけれども、そういう方の人数等は把握をされておられるでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

高齢者の方の独居についてお答えいたします。

高齢者の方の独居については、実数の把握はなかなか難しいのですが、令和４年度に要介護認定を受けていない 65 歳以上の中から無作為に 1,000 人抽出しまして、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。その際に、家族構成について質問しており、一人暮らしと回答があった方が全体の 19%、75 歳以上では 25%となっておりましたので、全体でも約２割の方が独居の高齢者の方がいらっしゃるのではないかと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

人口減少と少子高齢化というのは、全国の今課題ではございますけれども、西予市のように、面積の広大な面積の中に、多くの集落が点在をしていると、その集落の中で、また高齢化が進んでいて、そして、なおかつ単身世帯が増えているというのが今現状ではないかと思っております。

集落によれば、ご近所といっても遠いところがあり、１日誰とも話さないという高齢者の方が増えているというのも現実ではないかと思います。

包括支援センターとか民生児童委員の皆さんによる見回り等やお弁当のお届け等によって、そういうところの軽減がされているということには本当に感謝を申し上げたいと思いますが、西予市自体として、単身高齢者からのそういう御相談については、どのように把握をされているのか質問をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

単身高齢者からの相談の状況につきまして、お答えいたします。

高齢者の悩みや心配事などの相談窓口として、地域包括支援センターがその役割を担っております。センターは、市が設置いたしまして、西予市社会福祉協議会に委託しており、野村に本所を、宇和には支所を置いて、市内全域をカバーしています。センターでは、高齢者ご本人からやその家族、また関係機関からの相談を受け、総合的な支援を行っております。身寄りのない高齢者や、身寄りがあってもなかなか頼れない高齢者からの相談では、入院したときなどの保証人の話から、身の回りの整理のこと、そして、葬儀やお墓の管理、家財の処分など、終活の話につながっていくということもあるようです。

なお、令和５年度に65歳以上の方を対象に行った介護予防効果検証調査では、60.8%の方が、地域包括支援センターが高齢者相談窓口であることを知っていただいております。センターでは、民生児童委員さんや、医療機関などなどとの連携や地域のサロンなどに参加しまして、相談窓口の周知を行っておりますが、改めて地域包括支援センターが終活を含めました総合相談窓口であることを、広く周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

高齢者の方がどこに相談していいのかということがしっかり分かるように、今後も努めていただきたいなと思っております。

単身高齢者の方からの御相談の中で、保証人がね、入院するときとか、介護施設入るときとか、保証人がなかなかおらんので大変なんですよというのは私も相談として受けるんですけれども、そういうことを市のほうに言われているということはないですかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

単身高齢者の入院や入所の際の保証人についてお答えいたします。

市のほうにも相談等ございますが、相談がありました場合には、地域包括支援センターのほうにも、改めて御案内をさせていただいて、相談等のっていただいているところです。

医療機関や介護施設等に入院、入所する際には、保証人を求められますが、身寄りのない高齢者に

は困難な状況もあるかと思われます。自分で判断ができない状況になったり、もしものときの対応に備えることは、御本人はもとより、受け入れる施設などにとっても重要なことであります。お一人で判断が難しいなど、お困りの場合には、成年後見制度を活用することができます。

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度がありまして、法定後見制度は、本人の判断が不十分になった後に、家庭裁判所によって成年後見人が選任されますが、任意後見制度は、御本人に十分な判断能力があるときに、あらかじめ任意後見人となる方や、将来その方に委任する事務など、事務や内容を決めておくことができます。

それぞれのケースに応じまして、地域包括支援センターと病院施設などが連携した取組を行っておりますので、まずは御相談いただければと思います。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

はい、ありがとうございます。

以前、市営住宅へ入居の際に保証人２人というのがネックになって、１人またはゼロにできないかという質問をさせていただいて、今 1 人というふうにねしていただいておりますけど、この際ですけどゼロにできるようにまた今後ね、ぜひ市のほうに御検討いただきたいなと思っております。

毎日のように新聞やニュース等で耳にしていることで、詐欺被害ということが課題になってると思うんですけど、高齢者の西予市の状況について聞かれていることがあれば教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

高齢者の消費者被害についてお答えいたします。

西予市消費生活センターの取りまとめによりますと、令和５年度の相談件数は 184 件、そのうち高齢者の相談は 89 件あり、御本人や家族からの相談が 55 件、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの相談が８件ございました。

令和６年度８月末現在ですが、相談件数が現在 89 件ございます。そのうち高齢者の相談は 39 件で、御本人や家族からの相談が 30 件、地域包括支援センターや社会福祉協議会からの相談が４件でございます。

地域包括支援センターでは、関係機関と連携した消費者被害への対応をはじめ、被害防止のための情報提供などにも取り組んでいただいておりますが、市といたしましても、類似の相談が一時期に重なった場合や、西予警察署より注意喚起依頼があった場合に、防災無線、ＬＩＮＥにより随時放送及び通知を行っております。

いずれにしましても、警察署と連携して対応しているところでございますが、消費者被害が大変多くなっております。高齢者の方だけでなく、日頃より十分御注意いただければと思います。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

何か思ったよりちょっと多いなというふうにも思いますので、これは市がどう対応するということももちろんですけども、やっぱ市民全体というか地域全体でも守っていかなければならない高齢者のこういう詐欺被害じゃないかなと思いますんで、今回の質問を契機にやっぱ市民の皆さんも同じようにいろんな意識でもっていただければなとありがたく思っております。

高齢化の進展によりまして、終活ということが今注目を集めております。終活セミナーとか、民間事業者による終活のサポートとかいうコマーシャルも今ネット見ておりますと、たくさん出てきてビジネスになっているという状況になっておりますけれども、この西予市は、終活相談の支援の状況また対策というか必要性というものについてはどのようにお考えなのかをお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

終活相談支援の現状と対策についてお答えいたします。

終活とは、身の回りの整理や遺言、相続、葬儀のことなど、いずれやってくる「その時」に備える準備活動です。地域包括支援センターでは終活を通じて不安を解消し、充実した生活を送るためのサポートとして、終活に関する相談のほか、研修会や市民公開講座を開催しております。

今年度７月 20 日に乙亥会館で行いました、市民の公開講座には 180 人の参加がございまして、「人生会議と看取り」をテーマに、終活の取組への理解を深めていただくことができました。また、センターではエンディングノートとして作成した「私のあゆみ」を研修会や地域のサロンなどで配布し周知を行うなど、終活の準備についての啓発を進めております。

なお、身寄りのない高齢者からの終活相談では、成年後見制度における、先ほど申し上げました任意後見人となる方や、将来その方に委任する事務や内容を決めておくことができる任意後見制度の利用についての紹介を行っており、制度の普及に向けた啓発の取組も、今後さらに必要となってくると感じております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

この間、ネットでちょっと見たんですけど、終活についての意識調査という結果が載っておりまして、一番多いのはやっぱり荷物の整理なんですけれども、ほかいろいろありましてほとんど同じような率で載っとったんですが、葬儀であるとか、相続財産そして納骨とかお墓、介護のこと、相続手続、家の処分、またエンディングノートというふうな項目は、大体２割から３割であって、多岐にわたっているなというふうに感じました。

相談できる方がいらっしゃる方はいいんですけれども、誰にどこに相談していいか分からない方もいらっしゃると思いますので、西予市の窓口とか地域づくり活動センターとか、そういうところに相談にこられるということも今後増えてくるんじゃないかなと思いますんで、先ほども言いましたようにスムーズに、そういう相談の流れがいけるように、最近ワンストップなんでそんなに心配はしてないんですけど、窓口で昔で言うたらい回しにされるとかね、そういうことのないように是非、市のほうで気をつけていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

軟骨伝導イヤホンについてです。

人生 100 歳時代というふうに今言われて、長く生きていると加齢による様々な異変が起きております。膝や股関節の手術を受けられる方も多くなっております。以前、厚生常任委員会の中で、耳が遠くなった方から、補聴器の助成はできるのかというふうな相談があったという話もちょっと議論の中にありました。これは自然に年とるもんやけん難しいなという話でそのときは終わったんですけれども、最近そういう方が私の周りにも増えております。

市役所の窓口にですね、そういう聞こえづらい方も来られてると思うんですけども、そういう方に対してのまず対応はどうなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

聞こえづらい方への窓口の対応状況についてお答えいたします。

それぞれの窓口におきまして、高齢者をはじめとした聞こえづらい方に対して、耳元でゆっくりと低い声で話したり、御希望に応じて筆談にしたりと、御本人の状態や御希望に合わせた対応を行っております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

軟骨伝導イヤホンなんですけど、先日ですね、奈良県立医科大学の理事長であり学長である細井裕司先生という方が、我々公明党の党本部に来ていただいて、国会議員の皆さんにお話をいただきました。

そういう中のちょっとお話を抜粋して御紹介したいと思うんですけど、高齢になると多かれ少なかれ難聴になる。社会での活躍の機会が減少をす

る。難聴は認知症の重要なリスクファクターであるいうふうなことで、難聴で困らないための環境整備が必要だと、聞こえの環境を整備して聞こえることの楽しさを感じてもらうことが大切、難聴を軽減して会話が弾むようにすることで、認知症の予防になるいうふうなお話がありました。

そして、加齢性難聴を改善する薬がないということと、聞こえの環境整備で高齢者また難聴者が困らない社会の実現が必要であるというふうなことを訴えられて、補聴器や集音器で今改善はできているけれどもということの中で、新発見の軟骨伝導での難聴の克服が今実現できるようになったという御紹介がありました。

こういうことを受けてですね、今年の初め３月ぐらいだったんですけども、全国の公明党議員が各自治体でそういうところの取組をしたところですね、今取り入れるところが大分増えているという状況があります。

これ西予市の窓口のほうにもね、置いたらどうかというのが今回の質問の趣旨なんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

軟骨伝導イヤホンの窓口設置についてお答えいたします。

議員が申されたとおり、加齢などによる耳が聞こえにくい方や、日常生活で聞こえに不安を感じている方が安心して窓口で説明を受けたり、相談できる手段の一つとして、軟骨伝導イヤホンの利用は、効果が効果的であると考えております。

軟骨伝導イヤホンは、耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝えるもので、通常のイヤホンとは異なり調整が要らず、形状も穴や凹凸がなく、手入れが簡単で衛生的に使用できるメリットがございます。

また、大きな声で会話をする必要がなくなりますので、プライバシーの保護にも期待できます。他市町での導入状況なども調査し、窓口への設置を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

私が聞いたところによると、大体３万円前後ぐらいでまあまあいいのがあるというふうに聞いております。できれば、市役所、市の庁舎の全域の窓口であったり、地域づくり活動センターもありますので、そういうところにもぜひ将来置いていただけるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次３項目、がん患者の対策について質問させていただきます。

これも公明党の中央議員が各地で取組を進めておりまして、がんの治療を受けながらお仕事をされている方というのが少なくないという状況の中で、放射線治療や抗がん剤治療によって髪が抜けてしまったとか、乳がんの治療などによる外見の変化や心のケアを行うことをアピアランスケアというふうに言うそうですけども、例えば医療用のウイッグや乳房切除の補正下着等の購入費など助成を通じて、がん罹患の患者の方が、生活の質の向上に向けた取組を行うことで、がんの治療後に安心して暮らせるための支援が必要だということで取組が進められております。

がん治療の影響で外見が変化することは、人に会うことが苦痛になると思えるなど、社会生活が困難になる場合が少なくないと思っております。厚生労働省でも、がん治療の進歩により治療を継続しながら社会活動を送るがん罹患者が増加していることや、治療に伴う外見変化に対して、医療現場におけるサポートの重要性というところも今認識をされているところでございます。

この現状を踏まえてですね、西予市にアピアランスケア用具の助成をすることができないものかなというふうなことで質問をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

アピアランスケア用具の助成について御答弁いたします。

この用具の助成につきましては、現在、県内で８つの市町で実施をされておりまして、その中で

も今年度から５つの市町が、助成を開始しております。

市に対して、市民の皆さんから直接問合せはございませんけれども、地域がん診療連携拠点病院であります宇和島市立病院のがん相談センターに問い合せをしましたところ、今年度に入って近隣市町がアピアランスケア用具の助成を開始した市町があることもあり、西予市民からの相談も受けているという回答がございました。

このアピアランスケアとは、がん治療の副作用による脱毛、肌色や爪の変化そして傷跡などの外見の変化に対するケアのことを指すと聞いておりますけれども、その費用については数万円から数十万するものもあり、患者さんががんと共に生きていくためには、治療やこれからの人生に前向きに生きるために必要な支援であると私も思います。他の市町も導入が進んでおりますので、助成について検討していきたいとそのように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

力強い温かい御答弁で、大変ありがとうございます。ぜひ来年度の予算に上がるように期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは大きな項目２つ目、森林環境譲与税について質問をさせていただきます。

森林環境譲与税の趣旨につきましては、森林の有する公益的機能が地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備を進めていくことは我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手不足等が今大きな課題となっているいうことで、このような状況の中平成 30 年５月に設立をした森林経営管理法を踏まえて、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2019 年３月に森林環境税及び森林環境条例に関する法律が成立をし創設をされたものであります。

これが、今年から森林環境譲与税が満額になるというふうなことで、また市民というか国民一人ひとりから 1,000 円負担していただくというふうなことで、本格的に今からスタートするというところで、今回質問をさせていただきたいと思います。

今までの西予市の始まってから譲与税の総計と基金残高についてまずお伺いをさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

森林環境譲与税ですが、議員がただいまおっしゃっていただいたように、森林の持つ公益的機能の発揮や災害防止などを目的に、令和元年度から開始されておりまして、令和５年度までの受取総額は 3 億 9208 万 4000 円、そのうちの基金残高は 1 億 4554 万 8817 円となっております。

なお、森林環境譲与税の財源である先ほども言われました森林環境税は、令和６年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として１人当たり年額 1,000 円の徴収が開始されております。

本市におきましては、引き続き西予市森林環境譲与税の活用に向けたガイドラインに沿って、適正な活用を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

今回の議案載っております決算書見ると、令和５年が 1 億 500 万ぐらいあったと思うんですけど、今年度の単年度の譲与税の額について分かれば教えていただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

令和６年度の本市への森林環境譲与税の見込額ですが、1 億 4864 万 6000 円となっております。

令和７年度以降の譲与額につきましては、大体同額とは見込んでいるんですが、税制改正の大綱等、国の制度によって譲与税が決定しますので、現時点では未定の状況です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

約１億 5000 万円が大体今から毎年入ってくるということで、今部長も言われましたけど、この間もちょっとありました人工林とかそういう割合のパーセントですかね、その変更は多少あるかもしれませんけども、今からそういう１億 5000 万円ぐらいが毎年市に森林環境譲与税として入ってくるということも踏まえて今からどういう使い道をするのかということなんですけど、ガイドラインには、１から４まで使途が書いてありましたけども、それが大体使い道で、と考えていいのでしょうかね。

そこ、ちょっと質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

森林環境譲与税の使途ですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律で決まっておりまして、西予市森林環境譲与税の活用に向けたガイドラインでの活用基本方針としましては、同法に基づきまして、１番人材育成、２番森林環境整備、３番木材利用の促進、４番普及啓発に活用を行うこととして定めております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ホームページで林業課のところ見たら、結構森林環境譲与税は、情報公開というのがされておりまして、そこの中で、私はあまり詳しくないもんやからそこの中からちょっと質問をさせていただくんですけれども、森林管理制度に基づく意向調査ということについてまず質問をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

森林管理制度に基づく意向調査ですが、森林経営管理制度は、手入れがなされていない森林について自治体が仲介役となりまして、森林所有者と森林経営体をつなぐ制度となります。

当制度に基づいて実施しております森林所有者への意向調査につきましては、令和３年度から 7,101 ヘクタールを対象に実施しておりまして、年度ごとに対象地域を分けて、令和 12 年度まで順次実施する計画としております。

意向調査の現在までの実績ですが、令和５年度までに 2,052 ヘクタール、進捗率は約 29%となっておりまして、おおむね計画どおりに進捗しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

今、御答弁で計画どおりというふうにはありましたけれども、何か問題点というのはないんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

問題点としましては、令和５年度までの意向調査のうち、回答の回収率が 53%となっておりまして、この点が課題となっております。

回答が無い方に対しましては、再度文書にて意見確認の通知を行い、回収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

２番目ですけれども、森林管理制度に基づく新規就労者支援とか、自伐林家への安全対策への支援というのがあったんですけど、これについて教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長

○兵頭産業部長

本市では、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金を策定しておりまして、財源に森林環境税譲与税を充当しております。

森林を守り育てるフォレストワーカーの育成や、林業労働力の確保、労働安全衛生等の充実を補助金で図ってきております。

内容としましては、市外から転入し、市内認定林業事業体に就業した方へ引っ越し費用や、家賃の一部を助成する移住者支援事業、林業新規就労者へ就業に要する装備品費用や、就業一時金を助成する新規就労者支援事業、市内認定林業事業体の就労３年未満の新規就労者の給与等の一部を助成する新規就労者確保支援事業、市内自伐林家が労働安全対策として、購入する装備品費用の一部を助成する自伐林家安全対策支援事業を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

今答弁いただいた事業の令和５年度の実績が分かりましたら教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ただいまの補助金の令和５年度の実績ですが、まず、移住者支援事業が対象者が２名で総額 46 万円、新規就労者支援事業が対象者が４名で総額 139 万 2617 円、新規就労者確保支援事業が５事業体で総額 568 万 3000 円、自伐林家安全対策支援事業が対象者３名で総額 11 万 7098 円、全ての合計で 765 万 2715 円の実績となっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

林野庁の全国のどういう事業しよるかというとこを見ておりますと、自伐林家の皆さんに対して、林業の機械ってもう一人でできるぐらい本当に高性能というか、ですけど高いんですよね。そういう機械を導入をされて、自伐林家の人が作業される。それが、それぞれの自治体の森を守るということなんで、なかなか機械自体の購入は難しいのかもしれんのですけども、自伐林家への支援として機械の購入とかリース料の助成をしている自治体があるんですけども、西予市はそういう考えはないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

林業に使用されます機械は、高性能林業機械と呼ばれまして、省力化や労働安全のために必要な機械であり、自伐林家等でも導入されているところがございます。

西予市は現在実施しておりませんが、近隣市町においては、今議員が言われたように実施しているところがございますので、支援方法や内容を参考にしながら、当市の実情を踏まえた上で、今後検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。ぜひ、前向きな御検討をお願いしたいと思います。

次３つ目ですけども、あと環境林整備、切り捨て間伐の実施について、状況をお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

本市におきましては、令和３年度に策定しました西予市における森林経営管理制度の運用及び第１期西予市意向調査全体計画の中で、採算性が見込める経営林と採算性が見込めない環境林の森林整備の推進方法を示しております。

意向調査の回答で、森林所有者が西予市に経営管理の委託を希望し、現地調査等の結果、環境林と判断した森林につきましては、経営管理権集積計画を策定しまして、環境林整備として切り捨て間伐を実施しております。実績としましては、令和５年度までに、48.8 ヘクタールの集積計画を策定し、環境林整備を 31.82 ヘクタール実施済みで、進捗率は約 65％となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

次４番目の担い手確保対策について、状況をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

森林環境譲与税を活用した林業の担い手確保対策といたしましては、先ほど答弁をいたしました西予市フォレストワーカー確保対策事業のほかにも、昨年度から市が地域おこし協力隊を１名雇用し、林業の担い手育成のための林業研修を実施したり、また今年度からは、都市部の大学生を対象に、当市の林業を実際に体験してもらい林業への関心を高めることで、将来の新規就業先の一つとなることを目的とした林業体験プログラム事業をこの９月中に実施することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

この９月には林業体験プログラムを実施するということで、都会の大学生ということで楽しみにしておりますけれども、やっぱり今関係人口等を増やす。いろいろな移住定住もそうなんですけれども、西予市の愛媛県で２番目に森林が多いこの特性を生かして、森林ツーリズムみたいな林業のツーリズムみたいなのも考えたらいいんじゃないかなと思うんですけどお考えがあればお聞かせ願いたいと。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ツーリズムに関しましては、今現在ちょっと予定等はございませんが、また議員の意見を参考に今後担当課とも協議をしていきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

林業だけに限らんのですけどいろんなツーリズムを以前から言っとるように、西予のこのジオの地域を生かしたいろんなツーリズムをしていただいて、人口減少抑制、移住定住、関係人口を増やすというふうないろんな取組をぜひお願いしたいなと思っております。

次もう最後になりますけれども、今後の取組についてということなんですが、今回先ほど言いましたように、森林環境譲与税を国民１人 1,000 円いただくということで、今から本当に真剣に、今まで真剣やなかったわけじゃないんでしょうけど、今から本当に本気で考えていかないと、この事業がね、国がしている事業が絵に描いた餅になってしまうというふうなことで、今後の取組を３点お伺いしたいなと思っております。

林業事業体の支援、今西予市には５団体というふうに把握しておるんですけども、それをまずお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

森林環境譲与税を活用しました林業事業体への支援につきましては、先ほどこちらも答弁しましたとおり、西予市フォレストワーカー確保対策事業の中の新規就労者確保支援事業費補助金として、市内に事業所を置く認定林業事業体を対象としまして、就労３年未満の新規就労者の給与等に要する経費の一部を助成しているところでございます。

また、西予市森林整備対策事業費補助金では、森林経営の委託を受けた林業事業体が、補助金メニューである再造林や作業道の開設等を行う場合に、必要経費に対する補助も行っております。

今後も森林環境譲与税を活用しまして、担い手育成による労働力の確保や、事業費への補助を通じて、林業事業体への支援を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

今、市がいろいろ林業活性化プロジェクトですかね、そういうところでメニューを考えられると思うんですけれども、事業体の人たちがやっぱり一番現場のことをよく御存じなので、そういうところからのいろんな要望を聞いたりしてやっぱこの森林環境譲与税を有効に活用していただければなと思っております。

次２番目地球温暖化対策についてということで、これが私は本来の、今回の森林環境譲与税の肝というか、これが一番やっぱりこの地球に与える環境の中で大事じゃないかなと思っております。

この地球温暖化対策について、今西予市が考えておられることはどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

地球温暖化の防止につきましては、温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の大気中濃度を増加させないことが重要と考えております。

森林を構成する樹木ですが、光合成によりまして、大気中の二酸化炭素の吸収、また炭素を含む有機物を蓄えながら成長し、酸素の放出を行っており、森林の適切な整備が地球温暖化対策につながると考えております。

本市におきましても、森林の適切な整備、皆伐再造林による若い森林の増加、炭素固定のための木材の利用促進など、今後も森林環境譲与税を活用して、地球温暖化対策の一助となりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

先日西予の森林組合に行ってちょっとお話を伺って勉強させていただいたんですけれども、その中で、西予市には 50 年生以上の木が約２万ヘクタール以上あると。ここを皆伐して、また植林をしてというふうなことをしていくことがやっぱり将来的に大事なことやないかというふうなことも言われました。

ただ、今それがなかなか、先ほど部長の答弁の中であったアンケートとっても半分の人が無関心とかね、そういうのもあって、また所有者、相続によって所有者や境界が分からない場合、そういうのもある。そして、一番はこの林家の人、山主さんが、森林整備の意欲を持っていただいているのかなというそこのところがなかなか一番大事じゃないかなということに森林組合のほうでもそういうお話をちょっとお伺いしたんですけど、そういうことに対しての市としての対応はどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

西予市全体の森林面積ですが 3 万 8420 ヘクタールございまして、そのうちの 65%の 2 万 5214 ヘクタールが人工林となります。

この人工林のうち約 80%が樹齢 50 年以上のスギ、ヒノキでございまして、森林整備としましては、主伐を行い次世代の森を育てていくべき森林となっております。

しかしながら、先ほど議員も言われましたように、森林は個人所有の財産でございます。それぞれの森林所有者の方の思いや事情等がございまして、整備を進めていく上で、様々な課題が発生しているところでございます。なかなかそういう問題解決難しいとこもございますが、森林は温暖化防止など、私たちの生活環境を支える上で広域的機能を有しております。

また、林業・木材産業は市の主要産業でもございますので、今後も適切な管理に向けて、政策を推進してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

それでは最後に、鳥獣被害対策についてどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

本市におきましては、国の指針に基づきまして、

西予市鳥獣害被害防止計画を策定して、イノシシ、シカなどの野生鳥獣による生活環境や農林業等に対する被害防止に努めているところでございます。

森林に対する被害の傾向としましては、枝葉の食害や剥皮などの被害の７割はシカによるものでございまして、本市においても、ニホンジカの捕獲頭数は年々増加傾向にございますが、イノシシ等も含めまして、捕獲隊の皆様の御努力によりまして被害の軽減が図られているところでございます。

本市においても、シカの食害から森林を保護するため、森林環境譲与税を活用しまして、侵入防止柵、食害チューブの購入に要する経費の一部を補助するとともに、令和６年度から新たに開始しました地域づくり活動センターでの捕獲個体の受入れ事務に対しましても、個体確認で持ち込まれる尻尾の一時保管のための冷蔵庫の購入費用に対し、森林環境譲与税を活用しているとこでございます。

農家に深刻な被害を及ぼしている有害鳥獣の対策は、全国的な問題となっております。国、県に対する補助メニューに加えまして、森林環境譲与税を有効に活用しながら対策を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

今回の質問をするに当たり、担当課の方とちょっと話をさせていただくと、今の鳥獣被害対策の森林環境譲与税がどんだけ使えるんかというふうなことを聞いたときに、何かあまり使えるメニューがないんだというふうな、鳥獣対策は農業水産課のほうにはあるんやけども、林業課のほうに使えるものがあんまりないと、山のことやのにおかしいなと私は思ったんですけども、そういうところもちょっと今後ですね、県とのメニューの中で、ぜひ進めていただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、先ほどから言っておりますように、今年度から国民 1 人 1,000 円の負担をいただいて、地球温暖化対策の一つとしてこの取組がございます。

先週税務課に行って、西予市で幾らぐらい負担してもらうんですかっていうふうに聞いたら、約 1 万 6000 人ぐらいの人から 1,000 円ずつということで 1,600 万ぐらいが大体国税として納められる。市民税県民税として納められると、それを納めて、先ほど言ったように約 1 億 5000 万ぐらいのものを国からいただいて、今回の取組に利用させていただくというのが今からの流れです。

先ほど答弁あったように、アンケートしても約半分が無関心とか、山主の思いで切るべき 50 年以上の木を切れないとか、今はそうかもしれませんけども、そういった皆さんも含めて、市民の皆さんにこの事業が賛同してもらわないかんと。やっぱり興味を持ってもらわなあかんということが大事じゃないかなと、そういう取組をしていただきたいと思っております。

そうでなければですね、以前も質問しましたけど、このカーボンニュートラルゼロ 2050、もうこれと同じように何か絵に描いた餅になってしまうんじゃないかと。先ほど酒井議員が暑い暑いって言われましたけど、本当この暑さというのは、もう他人事ではないし、これが本当 10 年たったらこのまま推移すると、私ももう来年古希になりますけど、かえるんやないかなと自分で思うぐらいの暑さですよね今年は。真剣に考えていかないと、これ地球は本当もつのかなというふうに思います。小さな自治体ですけども、この小さな自治体の一つの取組が、周辺に波及したり日本に波及して、地球の温暖化防止の効果をもたらすというふうなことになればいいなと私自身は思っております。

また問題点の中で、親から相続した山の場所が分からない。山の状況が分からない。確認するにはどうしたらいいかとか、あと処分するにはどうしたらいいかというのが本当私のところにも最近よく相談があります。

森林組合の人に、どういう山かちょっと見てきてもらえますかと言ってお願いしとるんですけど、これは森林組合で買えますとか、これは買えるような山ではありませんとかいうふうなことでちょっと今、お世話をかけとることが何件かあるんですが、今回相続登記の義務がなされました。それによってますますそういうことが増えてくるものではないかと私は考えております。

例えばこの森林環境譲与税を使ってですね、そういう相談者の窓口を事業者の人にお願いすると

か、そういうふうな事業ができないかなと。そういうふうな使途の一つに加えていただけないかなというのも、これは森林環境譲与税ができて、以前林野庁に行って説明を受けたときにちょっと思ったことですけども、そういうふうなのも今後考えていただきたいなというのもありますし、先日のちぬやパークの木製大型遊具のように、西予市はこういう西予市の有効な山を産材として使ってますよというアピールですよね。個人的には建て替え、また私が思うのは今個人的に思うのがですよ。建て替えの時期が来ている宇和中学校、ああいう中学校の建て替えのときに木造ということを考えていただきたい。

最近もずっと言ってますけど、西予市産材はたくさん使ってもらってるのは理解するんですが、ぱっと見ですね、ぱっと見西予市やなというような木造ができればいいなというふうに私自身は思っております。

今回の森林環境譲与税の今余った分をですね、それを積立てていって、ぜひそういうふうな利用していただければうれしいなということを夢を見ておりまして、今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○井関議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

９月 10 日は午前９時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会　午後０時15分

地方自治法第 123 条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長　　井関　陽一

同　　議員　　酒井　宇之吉

同　　議員　　まつもと　みき

第　4　日

9月10日（火曜日）

令和６年第３回西予市議会定例会会議録（第４号）

１．招集年月日　令和６年　９月１０日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和６年　９月１０日
　　午前　９時００分
１．散　　会　令和６年　９月１０日
　　午前１１時２９分
１．出席議員
　１番　まつもと　みき
　２番　大森　揚子
　３番　山下　昌和
　４番　宇都宮　久見子
　５番　信宮　徹也
　６番　宇都宮　俊文
　７番　加藤　美香
　８番　中村　一雅
　９番　河野　清一
１０番　山本　英明
１１番　竹﨑　幸仁
１２番　小玉　忠重
１３番　源　　正樹
１４番　井関　陽一
１５番　二宮　一朗
１６番　兵頭　　学
１７番　森川　一義
１８番　酒井　宇之吉
１．欠席議員
　な　　し
１．会議録署名議員
　２番　大森　揚子
　３番　山下　昌和
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名

市長	管家　一夫
副市長	酒井　信也
教育長	宇都宮　明彦
総務部長	山住　哲司
政策企画部長	大野本　敦
生活福祉部長兼福祉事務所長	長野　静香
産業部長	兵頭　章夫
建設部長	三瀬　計浩
医療介護部長	浅野　幸彦
会計管理者	岩本　博文
消防本部消防長	宇都宮　憲治
教育部長	谷口　佳代
明浜支所長	池田　いずみ
野村支所長	土居　文人
城川支所長	中城　多喜恵
三瓶支所長	藤井　兼人
総務課長	山崎　徳博
財政課長	安岡　克敏
監査委員	正司　哲浩

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	片山　勇一
議事係長	松本　史子

１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　事　日　程

1　会議録署名議員の指名
（２番大森揚子、３番山下昌和）
2　一般質問
3　議案第７８号　西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
議案第７９号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第８０号　西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第８１号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第８２号　西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第８３号　八幡浜地区施設事務組合からの脱退について
議案第８４号　八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について
議案第８５号　愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
議案第８６号　愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第８７号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）
議案第８８号　令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）
議案第８９号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議案第９０号　令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議案第９１号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案第９２号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第２号）
4　認定第　１号　令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第　２号　令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第　３号　令和５年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第　４号　令和５年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第　５号　令和５年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第　６号　令和５年度西予市水道事業会計決算の認定について
認定第　７号　令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
認定第　８号　令和５年度西予市下水道事業会計決算の認定について
認定第　９号　令和５年度西予市病院事業会計決算の認定について
認定第１０号　令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名

2　一般質問

3　議案第７８号　西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第７９号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第８０号　西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第８１号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８２号　西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８３号　八幡浜地区施設事務組合からの脱退について

議案第８４号　八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について

議案第８５号　愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

議案第８６号　愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第８７号　令和６年度西予市一般会計補正予算(第４号)

議案第８８号　令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第１号)

議案第８９号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第１号)

議案第９０号　令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第２号)

議案第９１号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第２号)

議案第９２号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算(第２号)

4　認定第　１号　令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第　２号　令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　３号　令和５年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　４号　令和５年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　５号　令和５年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　６号　令和５年度西予市水道事業会計決算の認定について

認定第　７号　令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について

認定第　８号　令和５年度西予市下水道事業会計決算の認定について

認定第　９号　令和５年度西予市病院事業会計決算の認定について

認定第１０号　令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

開会　午前９時00分

○井関議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 18 名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○井関議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。今定例会の会議録署名議員に、２番大森揚子議員、３番山下昌和議員を指名いたします。

（日程２）

○井関議長

次に、日程第２、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、１番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

パオ。おはようございます。

インクルせいよのまつもとみきです。

議長の許可を得て、一般質問をします。

私はなるべく誰が聞いても分かりやすい言葉で質問するよう心がけます。

６月の一般質問では、片仮名用語は分かりにくいのではと理事者の方から御指摘いただきました。ありがとうございます。解説を付け加えることや言葉選びにますます気をつけてまいります。

理事者の皆様にも御協力いただいて、分かりやすく簡潔に御答弁いただきますとうれしいです。

今回私の質問は大きく３つ、１つ目は生理の貧困について、２つ目は自治体職員の研修環境について、３つ目は市政の市民参加についてです。

まずは１つ目の生理の貧困についてお伺いいたします。

2020 年、新型感染症の流行をきっかけに生理の貧困が社会課題として目に見える形であらわれました。

生理の貧困とは経済的理由やその個人を取り巻く生活環境、社会的な背景などによって必要な生理用品を手にすることが難しいことを言います。当時この生理の貧困という言葉を聞いたときに衝撃を受けました。

民間機関が実施した学生を対象にしたアンケートでは、トイレットペーパーやティッシュペーパーで代用したり、交換する回数を減らしたり、漏れても何とかなるように黒いズボンやスカートを履くというような切実な声にショックを受けたのを覚えています。

2021 年、令和３年６月 21 日には国が発表した経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針に、生理の貧困への対策が明記され、女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021 ではより具体的に、内閣府、厚生労働省、文部科学省、それぞれの分野で課題解決や支援、調査などの取組を進めることが示されました。

そこで、西予市でのこれまでの取組とその評価についてですが、西予市では 2021 年愛媛県に本社がある製紙会社から生理用ナプキンの寄贈があり、市役所や各支所、学校へ配られました。

当時公明党の二宮議員が、市長にコロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望を出され、市も動いてくださったと聞いています。

寄贈のあった生理用ナプキンの分配と利用については、学校配布分についてデータをいただきましたので資料１にまとめました。

資料１を御覧ください。

252 パック枚数にして 8,568 枚の生理用ナプキンが学校規模に応じて分配されました。そう聞いております。

一方、本庁や支所などの公的機関にはどのように分配されどのように利用されたのか現在までの状況をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

コロナ禍で寄贈のあった生理用品の利用状況について、市の見解についてお答えいたします。

この取組は、今ほど議員が申されましたとおり令和３年度に新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、生活に不安を抱える女性への支援のため、

県内のメーカー３社から愛媛県を通して西予市へ御寄附いただいたものです。

その利用状況についてですが、配布先は、市内の小学校 12 校に 102 パック 4,068 枚、中学校５校に 150 パック 4,500 枚、各支所に合計 320 パック 3,732 枚、本庁に 144 パック 1,878 枚を配布いたしました。

総数は 572 パック１万 2728 枚でございます。

利用状況でございますが、学校での配布方法については、各学校にお任せしており、児童生徒の成長過程等も考慮した保健室での配布やトイレ個室に設置し配布していただきました。

本庁支所では、当初はトイレ等窓口にカードを設置いたしまして、困っている方はカード持参で窓口にお越しいただき、配布する方法をとりましたが、利用者が少ない状況が続いたため、生理用品をトイレ個室内に設置しました。

その結果、御寄附いただいた生理用品は全て御利用いただいたと認識しております。

市といたしましては、コロナ禍での生活不安を抱える女性への支援として生理用品の配布に取り組んだことは、経済的な負担を軽減し、女性が安心して生活できる環境を整えるために大きな役割を果たした施策であったと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

本庁と支所に寄贈されたものは全て市民に届いたということですごくよかったと思います。

資料１の西予市役所での設置という写真がついていると思うんですけれども、部長さんおっしゃっていただいたように、当初はカードだったものが人権啓発課の職員さんが手作りでナプキン入れをつくってくださって個室に設置していただいて、利用が促進されたというふうに聞いてます。

一方、学校の在庫状況を見ていると、学校によっては余っている状況が確認できるなと思います。

一部挙げますと、宇和町小学校が配布数 900 に対して児童に渡ったのは 330 で在庫が 570、田之筋小学校が配布数 264、児童にわたったのが 22、在庫が 242、宇和中学校が配布数 2,550、生徒に渡ったのは 450 で在庫が 2,100 という状態です。

在庫が多い学校は児童へ渡す方法も保健室だけというところが多いように思います。

この生理用品は製紙会社が市民や児童生徒に届けてほしいという思いで寄贈されたものです。

この残っている数についてはどのようにお考えになっていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

在庫数につきましては、今ほど議員がおっしゃるように 17 校中７校が全て利用され在庫はありませんが、残り 10 校については、現在在庫がある状況です。

当時、配布の対応につきましては、各学校の実情に合わせて様々でしたが、比較的在庫数が多い学校につきましては、衛生管理の面から生理用品を保健室で清潔に保管し、必要に応じて提供しております。

しかしながら、生理の貧困におけるセーフティーネットの観点からは、衛生面を考慮した上で、トイレに設置することが児童生徒にとって常に安心して使用できる環境につながるものと考えます。

配布された生理用品の有効活用を含め、今後は学校の養護部会と連携を図り、トイレに設置できる環境づくりに努めてまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

私この質問、トイレの個室に設置してもらいたくて次の質問をする予定だったので、進めていくというふうに回答いただいたのでとてもうれしいです。トイレ内ではなくてトイレの個室それぞれに設置してくださるようにここでお願いしておきます。

また、寄贈分がなくなった場合、現在消耗品として学校で購入しているナプキンがあると思いますが、それを活用していただけるでしょうか。

そうすることで予算が必要だと学校からもし声が上がりましたら、ぜひ予算措置もしていただきたいと考えていますがその点はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

議員がおっしゃるように、必要でしたら学校の予算で消耗品として購入してまいりますし、現在、業者のほうからそういうセットが無料で配布されてますので、そちらのほうも利用しながらいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

よろしくお願いします。

無償の提供となるとどうしても安くて素材の悪いものになってしまいがちなんですが、児童生徒の身体に直接触れるものですので、できれば自然素材のものや児童生徒の要望に沿ったサイズなど、できる範囲で検討していただきたいと思います。

初日の加藤議員の質問で不登校長期欠席の児童生徒の実情を聞いて、大変な問題だなと感じております。そうした児童生徒への支援と同時進行で学校教育の場が児童生徒にとって心も体も健やかに過ごせる場所でないといけないと私は思っています。

私たち大人はそうしたことを常に努力をし、そのメッセージを出し続けることが大切で、この取組もその一つではないかと考えています。学校に来たとき来れたときに、生理のナプキンのことでつらい思いをする児童生徒は１人もいないようにしたい。そのためにもこの課題に取り組み続けると教育長お約束をいただけないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

宇都宮教育長。

○宇都宮教育長

今のはお約束をしていただきたいという質問ですか。

先ほどの教育部長の答弁どおり、市としては積極的に推移してまいります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

よろしくお願いします。

次に、今後の生理の貧困対策についてお聞きいたします。

令和４年の３月に厚生労働省から出された生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査結果を見ますと、生理用品の入手に困難があった人のストレス尺度が高く、社会生活にも影響が及んでいるが表に出しづらい、行政の生理用品の無償提供にはつながらなかったという結果が出ています。

西予市では市役所本庁や支所も寄贈いただいたナプキンの取組が先ほど終わって、需要を認識しているというふうにおっしゃっていただきましたが、その後の継続はないように見受けられます。表に出ないからこそ、継続した取組が必要かと思いますが、西予市として今後新たな対策や取組の拡充などございますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

新たな対策や取組拡充の考えについてお答えいたします。

コロナ禍での生活不安を抱える女性の支援として取り組んだことは、経済的な負担を軽減し、女性が安心して生活できる環境を整える重要な施策であったと考えております。

このことを踏まえまして、今年度生理の貧困対策として予算を計上し、市役所のトイレ個室に生理用品を設置するとともに、インターネットフォームからアンケートに回答いただくなどして、市民の声をお聞きしながら、今後の配布方法や場所について、検証していきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

これもうれしいお答えでした。

より必要な人に届くよう場所などは柔軟に工夫いただけたらなと思います。

資料１の右上のほうの写真は、住民グループがＪＲ卯之町駅でやっている民間の取組です。女性

用トイレの個室にフリーナプキンを設置しておられます。駅を利用する高校生からたくさん声が届いているということです。

高校は県の管轄にはなりますが、男女共同参画事業でも高校魅力化事業でも構いません。西予市の高校に何とかこの生理用品設置の取組を広げていただけないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

お答えいたします。

今回、県立高校の状況についても確認させていただきましたところ、衛生管理の面から保健室で保管し、必要に応じて手渡しされており、今のところ在庫があり、配布の必要はないと伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

できる方法、これからも前向きにお考えいただきたいなと思います。

次に、課題解決のための社会的な取組についてお聞きいたします。

生理の貧困を通して女性の社会課題が大きくあらわれました。ここでは直接的な経済支援、生活支援ではなくて、女性が今置かれている根本的な社会の課題、それを乗り越えていくための取組についてお聞きいたします。現在、小・中学校では生理についての教育というのはどのように行われていますか。

また、生理など体の相談はどのように実施、対応されているでしょうか。お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷口教育部長。

○谷口教育部長

学校における生理についての教育や相談についてお答えいたします。

小学校では、第二次成長期である４年生の保健体育の授業で、思春期の体の変化について、中学校では１年生の保健体育の授業で、心身の発達と心の健康の学習の中で男女共習を行い、生理は体に起こる当たり前の現象であるという知識を身につけ、日常生活でも生理に関する配慮ができるよう指導しております。

また、集団宿泊訓練及び修学旅行の前には、女子児童・生徒に対して養護教諭等により、手当の仕方について集団指導を行い、安心して宿泊できる体制を整えております。

次に、児童生徒からの相談についてでございますが、令和３年度の生理用品寄贈の際に相談事例がございました。

生理の貧困については、児童生徒からサインが出しにくいため、年度当初に保護者から提出される健康調査や学期ごとの個人懇談の際に個々の家庭状況を把握し、校内で共有した上で、随時声かけなどを行っております。

また、養護教諭等の集団指導や個別指導時に、保健室等の生理用品の備蓄状況を伝えることで安心感が保てるよう、保健室を主体に相談できる環境を常に整えております。

教育委員会としましては、学校が子どもたちがそれぞれ抱える家庭の背景や、本人の抱える困り感をしっかりと把握し、信頼関係に基づいた相談体制を整えていくことが、学校における生理の貧困の解消につながっていくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

おっしゃるとおりだなと思って今聞いておりました。私たちの時代は女子だけ集められて教えられたなあというふうに覚えてます。自分や他者の心と体について学ぶことは、自分や相手の尊厳を持つという人権教育だと私は思います。ぜひ、人権という観点も意識していただきたいなと思います。

また、大人が子どもの権利や性を軽んじていると、それは無意識の態度に出てしまって、児童生徒は相談自体しづらくなるのかなと思っています。相談したいとき迷うことなく相談できるよう子どもの権利を尊重した学校づくりに引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、生理の課題を社会全体に認知してもらう

取組について、お聞きいたします。

学校では男女共に学ぶ場というのが確保されていますが、社会にはそういう場はありません。生理の貧困というのが言われたときに一部の男性からは本当にそんなことがあるのか、スマホを持っているのにナプキンも買えないのかという心ない言葉があがったと聞いています。生理をタブー視することなく社会課題の一つとして、一緒に考えるという認知が必要だと思いますが、市はどのように考えておられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

社会全体に課題を認知してもらう取組についてお答えいたします。

市といたしましては、男女共同参画社会の視点から生理に関することを女性だけの問題とせず、社会全体の課題としてとらえ、学校での保健授業や人権教育学習会等を通して、生理に関する正しい知識を広め、偏見や誤解を減らし、問題の認識を高めることが重要だと考えております。

コロナ禍で取り組みました学校や公共施設での生理用品の無料配布や、災害時の避難所等においても、日常生活用品として準備していることが当たり前となるよう取り組むことで、生理をタブー視することなく、社会全体の課題として認知してもらうことにつながると考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

災害時の生理用品っていうのは本当に女性にとっては多分深刻な問題で、元旦に起きた能登半島地震でも、不足している物資として生理用品があがり、知人がそれを送るという活動をしてました。

過去には避難所運営に女性が入っていないために、生理ナプキンはぜいたく品だと言われて、物はあるのに配布に時間がかかったとか、支給されても１人１枚にされたというようなことが実際に起こったというふうに聞いています。

このようなことはその人たちが悪いのではなくて、無理解からくるものだなというふうに思っています。知らなければ当然対応できないし、緊急事態のときに知ることから始めようというのはできないことだなと思います。

内閣府の避難所運営ガイドラインには生理用品の確保というのも明記されていますし、今御答弁ありましたように、防災倉庫に備蓄をされているということだったんでしょうかね。されているんであれば、避難所運営の研修などで学びの力に生かしていただきたいなと思うのですが、どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

防災の備蓄に関することですので私のほうから御答弁をさせていただきます。

本庁及び各支所の防災倉庫には、災害発生から流通在庫物資及び救援物資が到達するまでの間、必要不可欠な食料、また生活必需品などを備蓄をいたしております。

生活必需品の中には、主には毛布、紙おむつ、トイレットペーパーなどがございますけれども、議員御質問のありました生理用品につきましても備蓄品として準備をいたしておるところでございます。

女性の避難生活などにはプライバシーに配慮した運営が必要であるということは昨今言われておりますし、市としても対応が必要と考えております。

御指摘のとおり女性の御意見等も取り入れながら、地域の実情に応じて各自主防災組織で設置をしております防災倉庫におきましても、生活必需品の必要性について地域で防災訓練であるとか研修会を通して、認識をしてまたその活動取組を進めていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

ちなみに、市長、生理２日目の女性が１日に必要なナプキンの数どれぐらいだと思われます。これは別に答えてもらいたいわけではないんですが、人によって随分違うということを知ってもらおう

かなと思って言いました。大変つらくて重たい人もいれば軽くて全然気にならないという方もいます。ですから、女性同士でも分からないことがあるというのが現実だと思います。

避難所においても生理に限らずいろんなことに理解がある環境というのは安心につながります。衛生面や精神面は健康状態に直結します。知らないことも無いことにしないで、ともに考えていく土壌づくりを進めることが、生理の貧困のような隠れている課題をすくい上げる力になると思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

続いて、大きな２問目の自治体職員の研修環境についてお伺いいたします。職員研修事業の予算決算について 2016 年からのデータをいただきグラフにしました。資料２を御覧ください。

2018 年は豪雨災害、2020 年は新型感染症の影響でぐっと減っていることは仕方がないことだと思います。ですが 2023 年からは予算額が 100 万円を下回りました。正職員数で予算額を割ると、2023 年も 2024 年も１人当たり 1,000 円以下です。お金をかければいい研修ができるとは言いませんがこの額は適正でしょうか。

予算がないことから自己研さんを職員個人の裁量に求めることは、職員個人の負担を大きくし、結果市民のためにはならないのではと思います。

2023 年に予算を減らしたとき、予算を削ってもお金のかからない形で内部の人材で研修をすると言われたと記憶していますが、現在の状況について市はどのように考えていらっしゃいますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員研修の現状につきましてお答えさせていただきます。

職員研修につきましては、毎年度職員研修計画に基づきまして実施をいたしております。

職員研修計画は、職員の各階層からの人選、経験でありますとかその実績、そういったことを有する職員から成る研修委員会で、その意見を踏まえて、職員一人ひとりが新しい視点や考え方を取り入れそれぞれの立場に求められる職務遂行能力の向上に努め、西予市人材育成基本方針に掲げております職員像の具現化に資する研修の機会を提供することを目的といたしております。

職員の意欲・自己学習こそが人材育成の基本でございまして、職員自らが気づき、学習したときが最も成長する機会となるということを踏まえまして職員自らの積極的な参加を促しているところでございます。

また、職場におきましては職員が学びやすい環境をつくることが重要となりますので、「人を育てる」「人が育つ」職場環境づくり及び職場の学習的風土づくりに努めているところでございます。

研修内容につきましては、職員の要望を取り入れた研修を実施することといたしまして、新規採用職員研修でありますとか人事評価研修は、専門的な分野でございますので外部講師に委託をいたしております。

研修内容の充実を図るとともに、県の研修所で行っている中堅・係長級・部課長級それぞれの各階層研修でございますが、そういったものや「地方自治法講座」また「クレーム対応講座」など実務的な研修にも派遣をいたしまして知識・技能の習得や、県や他の市町との交流、それを派遣の中でいろいろ経験を積んでいただきまして、先進的な行政運営方法等学ぶことで、効率的な組織運営と行政課題を解決する能力を育成することといたしておるところでございます。

昨年度からは、特に職員を講師とした実務研修に力を入れておるところでございます。受講する職員の資質向上のみならず、講師となる職員の知識の体系や、伝える力、そういったところの向上も促し、双方において人材育成を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

おっしゃるとおり、自分の仕事がやりがいがあって楽しいと思うことができ、職員の皆さんが自ら学びたいものを見つけてどんどん手を挙げるっていうのはすごく大切だなと私も思います。それに応える、循環するという環境が西予市にとって必要だと思います。

西予市規模の基礎自治体は職員さんが変われば

まちが変わるんじゃないかと私は思っていて、職員さん自体が意欲や希望に満ちていることで、町が元気になるというふうに思うんですね。ぜひその学びの環境を整備していただきたくてこの質問をしています。

愛媛県 11 市に職員研修予算をお聞きして、９つの市から回答があったんですが、人口など規模が違うのでこれも１人当たりの研修予算額を出しました。そうすると、１人当たり 2,100 円から２万円っていう結果が出ました。どんなに財政が苦しくても、研修予算額が 100 万円以下、１人 1,000 円以下というのはちょっとなあと思っています。来年度は、充実した研修に必要な予算をつけていただきたいと思うのですがそれはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

当市の職員１人当たりの研修経費で見ますと、非常に低いということは十分承知をいたしております。

ただし、先ほども申し上げましたけども、コロナ禍を通じましてオンライン研修でありますとか、対面によらないような研修、そして、何よりも職員自らが講師となるような研修に力を入れておるところでございます。そういったことも相まって全体的には経費が研修に要する経費が落ちているということになっておろうかと思います。

ただ、職員の育成というのは行政としては組織の活性化、今後の全体的なスキルアップをするためには必要なことでございますので、その辺りは先ほど申し上げました研修委員会のほうとも協議をしながら、今後の研修の在り方については考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

オンライン研修も大変充実していると思うし、講師になることで人に教えることでさらにスキルが上がるっていうのはすごく分かるんですが、ただやっぱり受けたいなとかこういう勉強したいなと思ったときに、必要な予算を講じてほしいなというふうに思います。

先ほど部長がおっしゃられた西予市人材育成基本方針というの私も資料としていただきました。これ読みますと大変立派な方針を立てられているなと感心いたしました。

この中に職員全体に求められること、また階層別に求められることが具体的に記されていて、職員全体には、職務遂行能力、専門能力、コミュニケーション能力、政策形成能力、行政経営能力、階層別ですと部長、課長、課長補佐、係長、主査、主事全てにコミュニケーション能力が必要と書かれております。どの職員にもコミュニケーション能力が必要というふうにされているんですが、それを身につける、また持っているその力を高めるためには何が必要で、どういう研修をされているのかもしあれば教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ただいまの御質問でございますけど、その前段、職員のいわゆる人材基本方針で目指すべき職員像として記しておるものがどういったものかというのを具体的にまずは、御説明させていただきたいと思います。

まずは、「行政のプロとしての意識を持つ職員」ということで、自己啓発に努め高い専門知識や技能を身につけ課題に取り組む職員。２番目に「市民から信頼される職員」高い倫理感と使命感を持ち、公正、誠実な対応で市民に信頼される職員。３番目に「市民と協働する職員」市民との協働意識を持ち、地域づくりのための課題解決に取り組む職員。４番目に「経営感覚を持つ職員」コスト意識を持ち、限られた資源の中で最高のサービスを提供する職員。そして最後ですけども、５番目に「挑戦する職員」創造性、柔軟性を持って様々な課題に積極的にチャレンジする職員。これら５つの目標を掲げて、人材育成に取り組んでおりますし、職員自らもそれに向けて邁進しているところでございます。これらを掲げる職員像を目指すために、具体的には、先ほど議員も御指摘がありました各職階に応じました新規採用職員また、管理職の研修等を行っているところでございます。

また、昨今はデジタル社会の進展でありますとか少子高齢化などの課題に対応するために、多様な人材の育成・確保の仕組みが必要となってございます。職員研修につきましても、そういったデジタルスキルの強化、政策形成能力や市民対応能力、そういった実践的なスキルアップにつながる研修も行っているところです。いわゆるコミュニケーション能力を向上させる研修につきましてはそれに特化したものは、今のところ行っておりませんが、先ほど申し上げました各種研修の中で、そういったコミュニケーション能力については、一定程度向上が図られているものと認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

５つの目標、すばらしい目標だなというふうに思って聞いてました。職員さんはやはり人ですから個人差があって、得意、不得意、適性などあると思います。市民の公共の福祉のために力を尽くすという大前提が守られているんであれば、いろんな職員さんがいていいなと私は思っています。

県下、回答いただいた９つの市でも自分たちのまちの課題に合わせた研修に取り組んでおられるので、その課題をやはり明確にして、市長が考える未来の西予市、それを支える職員の育成にこれからも力を注いでいっていただきたいと思います。

続いて最後の質問です。

市政の市民参加についてお伺いいたします。

市民参加の現実についてですが、現在市が主催している協議会や審議会について、事前にお聞きして資料３にまとめました。ここでの数は常設といいますか臨時に発生するものは除いています。

市長部局では 88 件の協議会審議会があって、男性女性の比率では男性が 75%、女性が 25%、女性ゼロの会は 18 件、教育部局では 16 件の協議会審議会があって男性が 72%、女性が 28%、女性ゼロは１件ということでした。これらの実情から課題を感じておられるでしょうかお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

市民が任命される協議会や審議会などの実情と課題についてお答えいたします。

まつもと議員が示されている資料のとおり、現在西予市では、市民が任命される協議会審議会が合計しまして 104 あります。委員数は 1,707 人、男女比は男性が 1,273 人（75%）女性が 434 人（25%）の実情でございます。

男女共同参画推進の観点から、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるよう、行政として取り組む必要があることから、協議会審議会における女性比率が４人に１人という現状はまだまだ低い状況であり、多くの女性に参画していただけるような仕組みをつくることが必要と考えております。

また、市民の委員選定においては、性別、年齢、職業などの多様性が求められますが、人材不足などで十分に確保されていないことについても課題ではないかと考えております。

このような課題に対して時間はかかるかもしれませんが、男女共同参画社会を推進し、社会における制度や慣行、意識改革、働き方改革を行い、男女がお互いを尊重し職場や地域、家庭や学校、社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性や能力を十分発揮できる仕組みや、参加しやすい環境の整備が必要ではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

頑張って女性を増やしてこられているんだなというのは数字を見て伝わってきています。

ただ、こういった協議会審議会というのはいわゆる充て職という形がやっぱりまだ多くって、地域の区長さんなどが任命されることが多いのではないかと思います。そうすると、まだまだ女性や若い方がなるのは難しいし、どうしてもある程度経験を積まれた男性が多くなるというふうに思います。

一方区長さんからは、こうして充て職の会議が多くて大変だという声も挙がっています。これは年齢が高い方や男性が悪いというのではなくて、多様な方が参加している状態になっていないとい

うのが課題だなというふうに私は思います。

社会はそもそも多様であるのに、こういう会になると単一的になってしまう。現状の難しさも仕方がないと諦めずに、少しでもこの社会に近づける。多様な社会に近づけるために努力していただきたいと思うんですが、その辺りは何かアイデアというか、どうすればいいかなというのがありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

現在の難しさの解決についてお答えいたします。

各委員会等の委員選出については、市民の声をお聞きするために、地域を代表する行政区長または代表区長の方にお願いするケースが多くあります。区長になられる方は、自治会組織の代表ということになり、多くが男性です。自治会組織はその地域の世帯で構成されており、世帯の代表、いわゆる世帯主で構成されていることから、おのずと男性が多い状況のように感じております。

現在、西予市には 27 の地域に地域づくり組織があり、地域の魅力を高め、誰もが住みやすい地域となるよう取り組んでおられます。

こちらは様々な活動目的に賛同する個人や組織で構成され、老若男女問わず多様な人が参加されています。

そこには多くの区長さんも参加されていますので、区長さんがいろんな人の意見を聞ける場にもなっているのではないかと思います。そのため、様々な委員会に出席いただく区長の方は、多くの人の意見を受け止め参加していただいているものと認識しております。

一方で、委員会に多様な方が参加していただくことも重要ですので、公募することも一つの方法であると思います。

しかしながら、公募しましても手を挙げていただくいただく方が少ないのも現状で、実際に公募しても応募がなく、個別にお願いするケースもあると聞いております。

これらの課題への取組といたしまして、まず市民が市政に関心を持ち参加いただくことが必要であると考えております。

市政に関する情報を市民に分かりやすく、身近に提供する取組として、広報せいよ、市ホームページやＬＩＮＥなどのＳＮＳを活用し、情報提供しておりますが、これらをより一層活用いたしまして、職員一人ひとりが市民の皆様に対して情報提供することを強く意識して、市政に関する情報提供に努め、課題の解決につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

確かに世帯主という考え方の自治会と、個人という考え方の地域づくり組織の広がりというのは可能性の一つだなというふうに思います。

しかし、中にはまだまだその組織や主体メンバーが男性中心というところも多く見られるという印象があります。行政には積極的に多様性の担保を働きかけていただきたいと思います。

また次、再質問で公募してもらえませんかというふうに聞こうと思っていたので、公募も考えているというふうにお答えいただきました。

私もツル・コウノトリと共生するまちづくり計画策定委員会に公募枠で入っているんですが、地域で選ばれている人は私以外全員男性なんですね。どうしても農業とか区長さんになるので。でも今年度から長野部長が行政側で参画されて女性が増えて私もやはりうれしかったです。

この西予市議会も５月から議長が名前呼ぶとき、何々君だったのが、何々議員にかわりました。

これは女性が増えたことが大きなきっかけです。女性が増えることでも変わることっていうのはたくさんあると思います。

第２次西予市総合計画では、審議会の女性登用率の目標値を令和８年度に 35％と掲げられておりますので、引き続き取組を期待します。

また、性別だけでなく先ほど部長も言われましたけれども特に暮らしに関わることなどは、障がいの有無や年齢職業などを問わずその利用者であるいろんな市民が参加できるよう、広く公募枠を設けてお知らせに力を入れていただきたいなというふうに思います。

続いて、２番目のこれからの市民参加についてお聞きいたします。

ここでは広く一般に開かれた市民参加の場づくりについて質問します。

西予市は市政懇談会や住民説明会パブリックコメントなど実施されていますが、先ほどもありましたけど市民に参加を呼びかけてもなかなか参加者が集まらない、参加者が固定されるというような課題を感じていらっしゃるのではないでしょうか。

市民が参加しやすい、またはしたくなる場づくりについて何か展望をお持ちでしたら教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

市民が参加しやすい取組についてお答えをいたします。

市政懇談会など市が実施する広く参加を募る会議等において、より多くの市民の皆様に参加いただくため、先ほどの答弁にもありましたように広報せいよ、ホームページ、防災行政無線、ＬＩＮＥなどのＳＮＳといった様々な情報発信媒体を活用して、広く周知を図っておるところです。

昨年度、開催いたしました市政懇談会におきましては、旧町ごとの５地区で開催した全ての市政懇談会を西予ＣＡＴＶで放映しまして、参加いただけなかった市民の方に対しても、主要施策に関する市からの説明、参加された市民の方からの御意見、御質問それに対する市の答弁などを確認いただける取組も行いました。

今後とも本市の政策方針や様々な事業、制度等について、市民の皆様の御意見や御要望をいただいたり、御質問にお答えしたいと考えております。

そのため、例えば内容に応じた会議時間の設定など、より多くの市民の方が参加しやすく、関心を持って参加いただくための改善や工夫を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

発信については、大変力を入れてくださっているなと思います。特に公式ＬＩＮＥ今年度からすごく見やすくて、私も大変活用させていただいてます。まだの方ぜひ登録してください。

ただ、発信したことに満足するのではなくて、情報は届いてなんぼですので、市民から市に届く方法や内容などＬＩＮＥはアンケート機能もありますので、市民の意見を聞きながらのブラッシュアップ磨いていってもらえたらなと思います。

この質問するに当たって、大野本部長とちょっと話してたときに、市政懇談会っていう名前がちょっと固いかもなあみたいな話を聞きまして、確かにほかの自治体ではタウンミーティングというふうな名前で市政懇談会されているところも多いかなというふうに思います。そういう観点というのは参加のハードルを下げるというのがポイントなのかなと思うので、先ほどおっしゃられたようにいろいろな形式でやってみる。時間を考えるという観点でいうと若者限定にするとか、小・中学生限定にするとか、その属性に応じて場を設けるというのも一つかなというふうに思います。そうなると意見が出しやすかったり、開催時間や会場選びも工夫することになったりして参加しやすさが増すのではないかと思います。

再質問なんですが、託児や手話通訳、要約筆記などの合理的配慮も申し込めばできるという誰にでも参加できる会にしていただきたいなと思います。

また、ユーチューブのライブ配信なども参加のハードルを低くするのではないかと思います。インターネット環境がある方は家でも参加できますし、ユーチューブなら自動で字幕もつきます。チャット機能もあるので、意見の吸い上げもできます。

西予市は行政ＤＸを進めておられてオンライン会議の実績もたくさんあると思います。ユーチューブライブ配信はすぐにでもできると思うのですが、いかがでしょうか。託児や合理的配慮などもあわせてお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今ほどの御質問にお答えをいたします。

まず託児などの配慮なんですけれども、今までもそういった形で保育士さんを雇用してという託

児のサービスは行ったりしております。今後もその辺は考慮しながら、会議等を進めていきたいなと思っております。

それとユーチューブなどの配信の関係ですけれども、議会でもユーチューブ配信が始まりました。こういったことも、今後、ＤＸに力を入れていく当市といたしましては、検討していく必要もあるかと思っております。今後、参考にしながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

託児とか合理的配慮っていうのはアナウンスの時点、広報する時点で必ず載せていただきたいなというふうに思います。

私はこの市民参加の質問なぜするかというとこの重要性を今回病院施設の指定管理の問題ですごく大きく感じたんですね。2016 年から８年間議会を傍聴してきましたが、私恥ずかしいことに病院と施設が市として維持困難だというふうに思っていると分かっていませんでした。何とか市で維持してくれるだろうというふうに安直に考えておりました。中身を細かく見たら医業収益と経費のバランスが悪いことや、従事者不足で困っていることが分かるんですが、決算報告でも公営企業の赤信号と言われる指標にはなっていないし、市民の立場からはなかなか分からないんではないかというのが率直な感想です。

そんな中でこういった大きな方向転換というのは市民にとっては突然過ぎるなと思います。

こんなことがないように議会でももちろん情報発信に努めていかなければなりませんが、進んでいる自治体では、来年度の予算や新しく始める事業、まちの課題、こんなビジョンでまちづくりを進めるんだという思いを首長自らが、住民に話す説明会を毎年されています。

ふだんからこうしたオープンな市民と情報共有の場を設けておくことは、市民参加の意識をつくると思うのですが、市長どうでしょうか、やってくださいませんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井副市長。

○酒井副市長

まつもと議員のおっしゃるとおり検討してまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

やっている自治体たくさんあってそういうのはユーチューブにも上がってますのでぜひ参考にして取り組んでいただきたいなというふうに思います。

アメリカの社会学者シェリー・アーンスタインが住民参加のはしごというのを提示しています。それは 1969 年のものなので株式会社エンパブリックの広石拓司さんという方が、それを現代版日本版に翻訳されました。

はしごのステップは８段階になっていて、読み上げますと、１段階自治会長などごく一部の参加、２段階住民の不満、陳情の受付、３段階一方的な情報提供、公聴会、４段階どう反映するのかは不明のアンケート調査、５段階意見を聞くが最終的な決定は行政がする委員会、６段階共同での計画づくりやプロセスの共有、７段階一部の住民による住民主体の活動、８段階住民、行政、企業、コミュニティー、ＮＰＯなどがパートナーとなり、住民が主体のデザインと運営となっています。

どうでしょうか。西予市は何段階目のはしごに足をかけている状態だと思われたでしょうか。

しかも、アーンスタインは１、２段階は住民参加とは言えない実質的な民意無視、３から５は形式だけ、しるしとしての住民参加というふうに厳しく評価しています。６段階目の共同での計画づくりやプロセスの共有になって初めてパートナーシップが誕生し、住民の権利として住民の力が生かされる住民参加であると説いています。

もちろん最初から住民がいい形で参加してうまくいくと私も思っていません。ただ参加の機会がたくさんでき、参加する人が増えて、どんどん市民が慣れていって変わっていく、それと一緒に行政も変わっていってゴールとして本当の協働というのができるのではないかと思います。なのでぜひチャレンジしていただきたい、そのためにもまずは今回病院施設の指定管理者の指定について、

議案が可決されて準備を進めている今、住民に対して説明会を実施していただきたいと思います。

６日の山本議員の質問では、職員配備が決まり、運営方針の見通しがついたら速やかに実施すると御答弁されました。

ある程度決まってからそれを報告する住民説明会をやってもらいたいわけじゃなくてですね、野村病院病床ゼロという方針が出てから、市は直接住民に語りかける機会をつくって来ていない。これが私は問題だと思っています。

まず、現在地をお互いで共有し、住民が指定管理に何を求めているのか、どういう病院施設であってほしいか意見を聞いて、それを協会と協議や職員面談にも生かしていただきたいと思います。そのための住民との対話の場をなるべく早く実施してほしいんですが市長いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまのまつもと市議の質問に対しまして、私のほうでお答えをさせていただきます。

ただいま住民説明会の実施についての御質問かと思いますけども、先ほど議員おっしゃられたように、一般質問のほうで山本議員からの質問に対してお答えさせていただいたとおり、９月中旬から予定している職員面談等を踏まえて、職員配置体制等がある程度確定し、施設運営方針の見通しがつき次第、速やかに実施する予定といたしております。その見解は変わっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

山本議員への答弁のときに説明会をオンラインで、活動センターと結んで多くの人に届けたいというふうにおっしゃったと思います。

私は前から説明会の実施を市長にも直接お願いしてきていますが、そのときから市長は、センター単位でやらんといけんと思っておるというふうにお答えいただいてます。これは以前、説明会で出た意見を市長が受け取ってくださっている結果ではないかなというふうに思います。そういう市長の思いはすごい私には伝わっているんですね。

確認なんですけど、市民の声を聞くことはまちがよくなることだというのは市も私たちも共通の前提ですよね。そうであるならどうか住民説明会を実施してほしいというふうに思うんです。情報の共有や一緒に考える場、話し合う場が圧倒的に足りません。必要だと思います。

市長、どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいままつもと議員から言われたことでございますけれども、市としてもいろんなこの病院改革については、今までも何回か市政懇談会をはじめ、病院関係の話合いをしました。

その中で、完全に一致したものはございませんでしたけれども、いろんな御意見は承っておりまして、今度は、もう今指定管理に向けて事務を進めておりますので、そして、その中である程度形になって、やはりそれはもう御報告をする段階であると私は思ってますし、その中には丁寧に御説明をさせていただきたいなとそのように思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

ずっと前から言ってるんですけど、一方的な情報発信ではなくて話し合う対話するっていう住民との場を設けていただきたいなということを強くここで申し上げておきます。

この市民参加の一般質問をするに当たって職員の方とお話しさせていただきました。そのときに他市では取り組んでいるこの市民参加にデジタルを活用してポイントがつくっていう事業があるっていう話になりました。

雑談の中で、例えば役場に来るだけでポイントがついてもいいんじゃないかっていうふうに言ってくださった職員さんがいたんですね。市民が役場に来ることをプラスだと思ってくれてる職員がいるっていうのに私はとてもうれしくなりました。

こうした思いを根っこに持っている職員がいることは私たち市民にとって希望だと思います。

やはり最後は人なので、職員さんを大切にしてまた市民とともに歩んでくださいますよう住民説明会の早期の実施を待っております。

以上で一般質問を終わります。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　午前 10 時 00 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午前 10 時 15 分）

次に、２番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員

○２番大森揚子議員

議席番号２番、日本共産党大森揚子です。私は、管家市長の市政運営の基本理念である暮らして安心が体感できるまちづくりに対して一般質問させていただきます。

私の政治信条は、誰もが安心して暮らせる西予市にであり、管家市長の基本理念と合致しているところであり、共感しているところでもあります。そのことを踏まえて質問をさせていただきます。

まず、公立病院施設の公設民営化問題についてです。

８月５日の愛媛新聞に、非常に興味深い記事が掲載されました。平成の大合併をめぐり、松山大学の市川虎彦教授のゼミが、2006 年から 2023 年にかけてとられた住民の合併に対する評価のアンケートの分析結果が掲載されました。

それによると、西予市では合併の評価で、「あまりよくなかった」「よくなかった」は旧宇和町 24.2％に対して、旧三瓶町 53.2％、旧明浜町 13％、旧野村町 46.8％、旧城川町 62.8％という結果が出ています。

この数字は合併 20 年の市政に対する評価として、住民の声が反映されにくくなった、住民に対する行政サービスの低下が起きている。中心部ばかり重視され、それ以外が取り残されていると感じている住民が多くなっていることのあらわれではないでしょうか。

特にこの１年半の間に公立病院の指定管理者制度導入による地域医療振興協会への委託が住民の理解を得ずに進められ、議決されたことは、もし今このアンケートをとれば「よくなかった」と答える旧野村町、城川町の住民は増えると思われます。

このことを踏まえて、住民の合併に対する評価の分析結果を市長はどうとらえておられますでしょうか。

御答弁お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

議員言われたように８月５日付の愛媛新聞でございますけども、西予市におきましても県内の多くの市町同様、いわゆる周辺部の満足度が低い結果であったことを確認いたしております。

アンケート結果を踏まえてのことでございますけども、こちらのアンケートについては合併後の医療福祉や公の施設の指定管理に限ったものではないと紙面の内容から推測いたしております。

当市が取り組んでおります医療福祉改革は、限られた貴重な医療福祉資源で効率的かつ効果的に医療福祉サービスを提供し、二次救急体制を含めた市内の地域医療提供体制を確保することで、市民の安心安全な生活を守るため、市立病院及びつくし苑を将来にわたって存続させさせるための方法として、指定管理者制度の導入を行うものでございます。

市民の皆様には、広報せいよ、ホームページなどによる情報発信を引き続き実施してまいりますので、どうか御理解いただくようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

合併の評価に関するアンケートでは、「合併してよかった」「ややよかった」は旧野村町 16.6％、旧城川町に至っては 9.8％です。

周辺部の住民が地域が寂れた、合併するんじゃなかったなどと思うことのないよう、住民の声を反映したきめ細かで丁寧な行政サービスをお願い

いたします。
　そこで、７月の臨時議会で委託先が地域医療振興協会に議決されて以降、市民から病院問題はどうなっているのという声が多数上がっています。その後の協会との話合いの進捗状況、並びに現段階での協定書の内容を教えてください。
　　〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
　浅野医療介護部長。
○浅野医療介護部長
　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。
　施設の運営には、職員の確保が必要不可欠であり、現在の職員の方には１人でも多くの方に協会へ移行していただきたいことから、８月の職員説明会後、履歴書を提出いただいた方を対象とした個人面談を９月中に行うことといたしております。
　また、並行して不足する職種において新規募集も行うことで、職員確保に努めることといたしております。
　御質問ありました協定書の内容につきましては、各施設の運営体制や定員などに大きく影響を及ぼすものであり、まずは医療従事者の確保、現在勤務している職員に引き続き勤務していただくことを最優先に取り組み、人員体制を確定させていく作業に取り組んでおり、協定書の締結に向けて同様に進捗させているところでございます。
　以上、答弁とさせていただきます。
　　〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
　大森揚子議員。
○２番大森揚子議員
　協定書を結ぶ予定の時期というのは分かっているのでしょうか。
　　〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
　浅野医療介護部長。
○浅野医療介護部長
　現在、その協定書を結ぶために鋭意取り組んでいる途中でございますけど、なるべく早い時期に協定書に係る事項を取決めさせていただきまして、なるべくその中に明記する事業計画であったりとか、業務形態であったりとか、予算であったりとかそこをまた皆さんにお示しできるように努めてまいりたいと思います。
　時期につきましては、今、鋭意取り組んでる最中でございますので、明言することは差し控えさせていただきたいと思います。
　以上、答弁とさせていただきます。
　　〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
　大森揚子議員。
○２番大森揚子議員
　進捗状況をどのようにして市民に知らせていくお考えでしょうか。
　　〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
　浅野医療介護部長。
○浅野医療介護部長
　ただいま御質問ありました、進捗状況の市民への周知についてでございますけども、先ほど答弁にも申しましたとおり、広報せいよ、ホームページなどによる情報発信を鋭意取り組んでまいりたいと思います。
　また、先ほどのまつもと市議の質問にありましたように、ある程度形が確立できましたら、市民説明会等々において説明をさせてもらったらと思います。
　以上、答弁とさせていただきます。
　　〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
　大森揚子議員。
○２番大森揚子議員
　住民説明会を開き、住民の声を反映させたものになるようにお願いをいたします。
　次に、議決以降の医者、看護師、医療職員の退職状況はどうなっておりますでしょうか教えてください。
　　〔「議長」と呼ぶ者あり〕
○井関議長
　浅野医療介護部長。
○浅野医療介護部長
　お答えします。
　指定管理者の指定についての議決後から８月末までの正職員の退職状況につきましては、医師の退職者はなく、看護師が１名、医師・看護師以外の退職者は２名となっております。
　以上、答弁とさせていただきます。
　　〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

私は市の宝である医療人材が市外に流出することを心配をしております。病院施設の公設民営化がかえって医療崩壊につながることのないよう、引き続き地域医療存続のために御尽力をいただきたいと思います。

６月議会の一般質問で、野城総合福祉協会との話合いはまだ行っていないとの答弁でしたが、今現在はどのような状況でしょうか教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現在、今まで野村病院で対応していたことは引き続き西予市民病院で対応できるように調整、検討をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

それでは話合いはいつ始める予定でしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野医療介護部長。

○浅野医療介護部長

現在、その予定については未定ではございますけれども、市の体制等々が決まり次第、なるべく速やかに協会さんを含めて西予総合福祉会も含めて各法人等とも話を詰めていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

城川の野城の施設職員の話を聞きました。

野村病院の無床化によって、まず城川から宇和まで走らないといけなくなり小一時間かかる。道中、入所者が急変するかもしれないという不安が大きい。そして、市民病院まで行くことの入所者の負担を考えれば、やれるだけ苑で対応しようということになり看護師の負担が重くなる。今でさえ看護師の人探しに苦労しているのに、ますます働いてもらう人がいなくなるのではないか。法正園、しいのき園、寿楽苑への入所者は、主治医は野村病院のドクターになっているが今後どうなるのかなど心配されておりました。

今御答弁ありましたので、引き続きということで安心をしましたが、野村病院を中心として、丁寧に築かれてきた野村・城川地区の医療体制、野村病院の病床がなくなることによって、助かる命が助からないということになってはなりません。命を守る対応を十分にとっていただくことを求めます。

２つ目の質問です。

大きな２つ目の質問に入らせていただきます。

西予市の防災・減災の取組について質問をいたします。４月 17 日午後 11 時 14 分、豊後水道を震源とする震度５弱の地震が発生しました。

８月８日午後４時 43 分、宮崎県南部を震源とする震度６弱の地震が発生しました。

この２つの地震で、幸いにも西予市には大きな被害はありませんでしたが、30 年以内にマグニチュード８から９クラスの南海トラフ巨大地震が発生し、その確率が 70 から 80％と予測されています。

また、先日も最強クラスの台風 10 号が日本列島を襲うなど、災害に備えることが市政の重要な課題となっていると考えます。

そこで質問をいたします。広報せいよ６月号に、西予市事前復興計画の取組として、横林地区、三瓶東地区をモデル地区として住民ワークショップや訓練などを実施したことが掲載をされておりました。このような取組を西予市全域で行う計画はあるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現在、横林地区また三瓶東地区でワークショップを行っておりますが、そういった取組を全市的にできないかという御質問かと思います。

その前段といたしまして、当市におきましてはこの災害に対応するための各種計画を策定をいたしております。

何点か御説明をさせていただきたいと思いますが、まず、西予市地域防災計画でございますけれども、これは災害対策基本法第 42 条の規定に基づきまして、西予市の地域に係る災害対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的といたしまして、西予市防災会議において策定をいたしております。国の防災基本計画や、愛媛県地域防災計画といった上位計画の修正でありますとか、市の防災対策の取組について反映を行い、適宜修正を行っているところでございます。

また、各地域におきましては地区防災計画を策定いただいております。こちらも災害対策基本法に基づき、市町村の一定地区の居住者等が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画を指しております。作成をいたしました地区防災計画は、ホームページもございますし本市の地域防災計画（資料編）にて掲載をいたしておるところでございます。

そして、西予市事前復興計画でございますけれども、これは平時から南海トラフ地震を想定し、復興に向けたまちづくりの在り方を検討し、被災後の復興計画の基礎となる項目を事前に定めておくことで、適切かつ迅速・円滑な復興の実現を図ろうと令和５年３月に策定をいたしたものでございます。

昨今、議員御指摘のとおり強大な地震が発生しております。今後、南海トラフ地震のような大規模な災害が発生した場合、政令で指定をする「特定大規模災害」となりまして、被害を受けた市町村は「大規模災害からの復興に関する法律」これに基づき復興計画を作成することができます。

迅速な復旧・復興を果たしていくためには、この復興計画をいち早く作成する必要がございますが、発災後、非常事態の状況から取組始めたのでは多大な時間や労力を要することになります。そういったことを踏まえ、その基礎となる項目を事前に作成し、速やかな計画策定を実現することで、早期に復旧・復興に向けた道筋をつけることができるようになります。

当市は非常に多様な地勢を有しております。そういったことを踏まえまして津波災害に関しましては三瓶東地区をモデル地区として、また、山間部においては、横林地区をモデルとして実施をしております。

これらにつきましては当然、今後横展開も考えていくことになるなろうかと思っております。各地域の特色に合わせた事前復興を目指すために、先ほど言いました沿岸部、山間部、そういったところのモデル地区での成果をもとに、各地域住民、大学、行政などが多様な主体が参画したワークショップ等を開きまして、今後各地区におきましても、「事前復興まちづくり計画」の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

南海トラフ巨大地震が迫っている今日、住民の防災意識を高めるためにすばらしい取組であり、大変重要な取組であると思います。１人でも多くの方が参加できるように御尽力をください。

地区の防災計画についてのことですが、地区の防災計画についても西予市全体で取り組む計画はあるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほども申し上げましたが地区防災計画は、それぞれの地域が自らの災害対策について考えていただいて策定をいただくものでございます。

策定の支援につきましては、危機管理課が中心となりまして地域に入って、そういった計画策定づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

ありがとうございました。理解いたしました。

次に移ります。災害が起こった場合の避難所について質問をいたします。

１月の能登半島地震では、避難所をめぐる深刻な課題が浮き彫りとなりました。避難所の１人当たりのスペースを聞き取った３月３日付けの毎日新聞では、避難スペース面積の格差は３倍、最も

面積が小さい避難所では、１人当たり畳１枚程度だったとしています。難民キャンプより劣悪と非難されています。

そこで西予市の避難所の１人当たりのスペースはどのくらいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

避難所の１人当たりのスペースにつきましては基本的な基準というものはございませんが、一般的には１人当たりのスペースは約２平方メートルが基準とされているところが多いようでございまして、当市におきましても、１人当たりのスペースは２平方メートルということといたしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

能登半島地震では、避難所が大幅に不足をしました。地震直後、避難所に行ってはみたものの、立錐の余地もない状況を見て、壊れた自宅に戻ったり、ビニールハウスに自主避難所をつくったり、身寄りや知人を頼って移動したりする住民が多数いたそうです。

西予市の避難所の数を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

避難所の数についてお答えをさせていただきます。

現在、指定避難所につきましては全体で 104 カ所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

１人当たりのスペースを決めて、施設ごとの想定収容人数を推計し、それに基づいての避難所の数を決定したということで、そういうことで避難所の数を決められているのではないでしょうか。どうなんでしょうかそこらは。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

避難所の指定にあたりましては、いわゆる地域の要望等も踏まえて、大学でありますとか関係機関との協議の中で適宜、適切な場所ということで指定をさせていただいておりますし、今後もそういった御意見等がありましたら、その指定する避難所については増加することもあろうかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

過小な被害想定による劣悪な避難所、それによって仕方なく在宅避難したり、体調不良が起こったりという悪循環にならないように、避難スペースを十分確保した避難所を被害想定に基づき今のうちに確保しておくべきだと考えます。

次に障がいを持たれている方など、要配慮者への避難所の周知や避難誘導についてどのように対応されるのでしょうか。

また、今日ペットも家族の一員として、同時避難を要望される方が多いと思われますが、どのような対応を考えておられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

障がい者の方など要配慮者への避難誘導についてのお答えをさせていただきます。

そういった要配慮者の方への避難所の周知、避難誘導につきましては、避難所開設のお知らせは市の防災行政無線、またホームページ、西予市のＬＩＮＥなどのＳＮＳを通じて行っております。

避難に関して支援の必要な方につきましては、個人情報の提供に同意をいただき、個別に避難計画の作成を進めております。そういった方々の近隣の協力者を選任をいたしまして、発災時にはまず協力者の声かけで素早く避難誘導し、安心安全に避難できる体制づくりを進めているところでご

ざいます。

次にペットへの対応につきましては、こちらは西予市避難所開設・運営マニュアルにおきまして定めておりますが、ペットのスペースの確保、ペットの飼い主に対するルール喚起、またペットの受付台帳などについて定めているところでございます。

ペットは飼い主にとって大切な存在ではありますけれども、避難所におきましては、ほかに避難されている方々との兼ね合いも踏まえて、原則一般の避難所の利用者が使用するスペースとは別にスペースを設ける必要があると考えております。そういったことを踏まえ、そのスペースの確保及びルール喚起等の対応を行うことといたしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

次に、要配慮者の方々を災害時に受け入れる福祉避難所についてお尋ねをします。

西予市は 2017 年に、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結されております。

３点お聞きします。

福祉避難所は、特別な配慮をされた避難所で、特別な配慮を要する方が対象とされていますが、特別とはどの程度のことなのか、今後の取組として西予総合福祉会、野城総合福祉協会と協議していくとされていますが現在どのような状況なのか、福祉避難所をどのように市民に周知していくのか教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

福祉避難所でございますけれども、こちらは高齢の方また疾病等を抱えておられる方、また妊婦でありますとか小さい幼児、そういった方が長期間の避難生活になるような場合は、福祉避難所のほうに移っていただく、そういったことでの福祉避難所を設置をいたしておるところでございます。

現在、市の運営しております４施設と社会福祉法人２団体が運営しております 16 施設を福祉避難所として指定をいたしておるところでございます。

先ほど議員からもございましたが、社会福祉法人２団体とは、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結をいたしております。

要配慮者避難のため福祉避難所を開設する必要があると判断した場合は、各施設と調整の上、福祉避難所を開設をいたしております。

この福祉避難所周知につきましては、現在のところ特にそれだけを取上げて周知をしているものはございませんけれども、機会あるごとにホームページ、また広報等で、そういった施設があることは周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

能登半島地震では、職員が被災して人手を確保できない、断水で衛生状態が悪いといった理由で、要配慮者を災害時に受け入れる福祉避難所の設置がほとんど進まず、域外県外の施設に移送せざるを得なかったことも痛切な教訓となっているとのことです。特に災害時においては、要配慮者の方々が大変つらくしんどい思いをされることになると考えられます。西予市では、能登半島地震での教訓を踏まえた対策をお願いいたします。

次に、食料、飲み水、衛生用品の備蓄は何日分を想定してどこに保管されておりますでしょうか。

また段ボールベッド、パーテーションは、各旧町何人分準備されておるでしょうか。

教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

備蓄に関する御質問にお答えをさせていただきます。

現在、本庁・各支所単位で食料等の備蓄をしているほか、津波災害が懸念される沿岸部におきましては、高台に分散備蓄倉庫を設けております。

本庁分におきましては宇和運動公園内に設置をしております防災倉庫、各支所分につきましては各支所内に備蓄をいたしております。それ以外、

また分散備蓄倉庫につきましては三瓶地域、明浜地域にそれぞれ設置をいたしておるところでございます。

備蓄の数量でございますけれども、令和６年４月１日時点でございますが、飲料水１万 5172 リットル、食料品はアルファ米が 7,950 食、保存パンは 5,028 食を中心としてその他の品目も備蓄をいたしております。先ほども御質問まつもと議員からもございましたけれども、衛生用品といたしまして簡易トイレ 364 基、生理用品も 610 セット、その他マスク、手袋、おむつ等も備蓄をいたしております。

御質問ございました段ボールベッドでございますけれども、こちらは平成 30 年７月豪雨災害の際に提供を受けたもので、未使用分も含めまして現在、旧渓筋小学校に保管をいたしております。パーテーションにつきましては、各地に設置をしている市の防災倉庫内に保管をいたしております。

また、孤立を想定した集会所への備蓄につきましては、自助・共助の観点から各自ができる防災対策として、防災リュック等の準備を啓発いたしているところでございます。

その他、各地域ごとの実情や状況に合った備蓄を推進するため、自主防災組織等が中心となりました防災対策に補助金を交付する事業も推進をいたしております。こうした事業を活用いただきながら、それぞれの地域でまた備蓄等の対策を進めていただきたいと、市といたしましてもその支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

何日分で何人分でという数字は出てきませんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えさしていただきます。

おおむね３日分となりますけれども、全体的な数量がどういう形でそれが消費されていくかまではちょっと分析できておりませんので、今のところ３日分程度は、維持ができる程度ということで御理解いただいたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

私ちょっと聞き逃したかもしれないんですが、段ボールベッド、パーテーションは何人分準備をされておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今ほどの段ボールベッドの数とパーテーションの数について細かい数字を持ち合わせておりませんで、また改めてお知らせさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

エアベッドは、高齢者には不向きだと聞いております。ぜひ段ボールベッドでの対応をお願いをいたします。

大災害が発生し孤立集落が起こった場合、最も心配されるのが飲み水と食料です。自助として、各家庭が水、食料の備蓄に取り組むよう市が積極的に啓発をしていただき、また公助として孤立集落が想定される地域はもとより、市内全域の集会所に水食料の備蓄をする必要があるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それぞれの備蓄につきましては市といたしましても積極的進めてまいりますし、各地域におきましても、先ほど申し上げましたけれども、自主防災組織を中心として必要な物資の確保に努めていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

水、食料、衛生用品などの必需物資の備蓄は、日本における過去最大被害を想定して行われるべきだと考えます。日本における過去の大規模災害は、当時の行政に言わせればいずれも想定外ということでした。

災害がいつどこで発生するかの予知は困難でも、過去最大規模での被害を想定することは十分可能です。適切な被害想定を持ち、その想定に応じた食料備蓄や避難所確保等の備えをお願いいたします。

６月議会の信宮議員の質問で、山住総務部長がハード面を中心とした被害をできる限り最小限にするための防災減災対策、これと並行して発生以後の復旧・復興のフェーズまでもしっかりと対策の範疇に入れ、事前防災から復興までを一体的なものとして対策を講じていく、それが想定外をなくす上で何よりも重要であると答弁をされております。

巨大地震において、断水と停電が常に問題となります。

まず、停電についてですが、2018 年に発生した北海道胆振東部地震では、日本初のブラックアウト、北海道全域停電が発生をいたしました。先日の台風 10 号でも、鹿児島を中心として停電が発生をしました。災害時の停電対策として、電柱ケーブルの地中化の対策についてはどうお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

電柱、ケーブルの地中化につきましてお答えさせていただきます。

道路上の電線、また電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時にはその電柱が倒れ、救急車両等の通行に支障を来すなど、復旧復興時の課題となってございます。

しかしながら、この無電柱化につきましては多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等につきまして、電柱ケーブル管理者及び沿道の住民等の合意形成が必要になってくる場合もございます。そういったことを踏まえまして全国的にはなかなか整備が進んでいないのが現状かと考えております。

本市の無電柱化整備の実績でございますけれども、令和３年度に卯之町駅前の整備に合わせて、市道旧町地区 406 号線約 68 メートルを実施をいたしておりますけれども、今後は緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害時の被害拡大を防止するために必要な道路につきましては、無電柱化ができるかどうか、そういったところをまた研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

予算面を考えると大変な事業であると思いますが、災害による停電が私たちの生活、健康に多大な支障を来すことを考えれば、電柱ケーブルの地中化の検討を始めてもいいのではないでしょうか。

水道に関しては、巨大地震に対する準備や備え、地震後の復旧復興で中心となって対応するのが上下水道課だと思います。水道行政は住民の暮らしに直結した仕事であるため、日常から災害時までを担うには十分な人員が必要だと考えます。

これらのことを鑑みて、上下水道課は適切な人員配置となっているのでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

断水等が発生したときの人員配置ということでございますけれども、給水車による応急の給水対応、そして住民等からの苦情、そういったものの対応するために相応数の人員が必要になってこようかと思います。

これにつきましては現在の上下水道課の職員のほか、各支庁各課から職員の応援をあたると、そういった体制を構築することでそういった事案に対応する体制を整えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

次に災害時の各支所の対応対策についてお尋ねをいたします。

各支所に防災係が配置されていると聞きました。防災係の役割を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

各支所の防災担当者の役割についてお答えをさせていただきます。

支所管内での防災行政無線の管理、また自主防災組織や防災士の育成、備蓄物資等の管理、危機管理防災対策に係る業務を担っていただいておるところでございます。

災害時の対応対策につきましては、各支所におきまして、あらかじめ定められた配備体制と基準に基づき現地災害対策本部を設置をし、災害対策本部との連絡のもと、支所管内における情報収集、情報の整理、また応急時の対応と災害対策に当たっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

災害を想定した場合、西予市の地理的状況では道路が寸断され、支所までの通勤に支障が起こることが考えられます。道路が不通となり通信にも支障を来した場合、住民の安否確認や被害状況の把握について、各支所はどのように対応されるのでしょうか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

各支所における災害が発生した場合ですけども、確かに議員が御指摘のとおり、通行がなかなかできない状況になる場合もあろうかと思います。そういったことを踏まえまして、支所の周辺に住居を構えている職員が、そういった即時の対応ができる体制、すぐに支所の現地対策本部のほうで取りあえず、体制を整えて連絡体制がとれるような組織体制をとれるような仕組みづくりを現在構築しております。

それにつきましては発令をもって、２名から３名の職員を担当職員として任命をいたしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

６月 17 日の新聞で平成の大合併以後、財政改善の柱として人件費削減を掲げ職員数削減が行われたため、人を減らし過ぎたという記事が掲載されました。市職員の負担はますます大きくなっていると考えられます。

大災害が想定される今日、市民の命を守り安全な暮らしに結びつく職員の増員と適切な人員配置をお願いをいたします。

次に移ります。昨今の災害状況から、防災士の役割が大変重要になってきていると考えられます。防災士資格取得にどのように取り組まれておりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

防災士の資格取得についてお答えをいたします。

防災士の資格を取得するためには、３つの要件を満たす必要がございます。

まず、愛媛県が主催をいたします「防災士養成講座」を受講いただくこと。そのあと、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施をいたします防災士資格取得試験を受験し合格すること。３番目に消防署、日本赤十字社等の公的機関が主催をいたします普通救命講習を受け、その修了書を取得すること、これらが防災士の資格を取得することの要件となっております。

この防災士を増やすために、県と市で取得に係る経費を負担をし、受講者の経費負担をゼロとするなど、その資格取得に取り組みやすい環境整備に努めております。こうした取組の推進によりまして、現在市内には 454 名の方が防災士の資格を取得いただいております。

防災士は災害時はもちろんのこと、平常時におきましても自助、共助の中心として活躍をいただ

けるそういった人材でございます。地域防災力の向上に必要な存在でございます。今後も引き続き防災士の育成に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

是非、激甚災害に少しでも対策対応できますよう防災士資格取得日本一目指して頑張っていただきたいと思います。

６月に開催されました政府作業部会の有識者会合では、災害時の対応対策として、女性や高齢者などの視点が必要だという意見が出されました。

地域の要配慮者の方の状況をよく把握している民生委員は、防災・減災において大変重要な役割を果たしていただけると思います。

西予市でも危機管理課に女性職員を配置する、地域の実情をよく把握している民生委員の防災組織への参加を促すなどの御検討をお願いをいたします。

なお、激甚災害に向けての防災減災の取組は、西予市においても厳しい財政運営を強いられるものと思われますので、強い決意で国に財源措置を求めていただきますようにお願いをいたします。

次に、原発事故への対策についてに移らせていただきます。

南海トラフ巨大地震が起こった場合、最も懸念されることが原発事故です。愛媛県の近くで地震が起きるたびに、私たちが真っ先に思い浮かぶのが伊方原発は大丈夫かということです。報道も必ず伊方原発の情報を私たちに知らせてくれます。

福島では福島第１原発の惨状から、地域住民はいまだにふるさとに帰れない人が大勢おられます。そこで原子力災害が起こった場合の医療体制として、住民の命と健康を守るための安定ヨウ素剤の配備についてお伺いをいたします。

安定ヨウ素剤には丸薬とゼリー剤がありますが、それぞれの保管場所並びに保管量を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

安定ヨウ素剤の保管量、保管場所についてお答えさせていただきます。

原子力災害発生時に放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぎ、甲状腺への放射線被曝を阻止・低減させることができる安定ヨウ素剤につきましては、伊方原子力発電所からおおむね半径 30 キロメートル、いわゆるＵＰＺ圏内にあります地域を所管する本庁、明浜支所、野村支所、三瓶支所に合計でちょっと言わせていただきますけども、丸剤で 15 万丸、ゼリーで 16.4 ミリグラム 480 袋、32.5 グラム 1,600 袋を保管いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

城川がＵＰＺ圏外ということで配備されてないということをお聞きしました。理解いたしました。風向きによっては、城川方面にも放射能汚染が考えられますので、安定ヨウ素剤の配備が必要なのではないでしょうか。御検討ください。

それから、ゼリー材が西予市役所にしか配備されていないのはなぜでしょうか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

城川地区への安定ヨウ素剤の配布につきましては、また専門的な知見もございますので医師等、また県のほうの意見も確認した上で対応していきたいと思います。

ゼリーにつきましては、こちらのほうは現在、特にお子さんであるとか、そういったことで飲ませる場合にはいろんな調合等が必要となってくる場合がございますので、ゼリーにつきましては本庁のほうで集約をさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

次の市独自の判断で、安定ヨウ素剤を服用することはできないのでしょうかという質問を取下げたいと思いますが構いませんでしょうか。

通告に出してなかったですか。通告書私持って

きておりませんので。このとおり質問をさせていただきます。

突然の巨大地震で多くの地域が大変な状況に置かれている中、市独自の判断で安定ヨウ素剤を服用することはできないのでしょうか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市の独自での判断で服用できないのかという御質問でございますけれども、全面の緊急事態におきましては、連絡手段の断絶等によりまして原子力災害対策本部からの指示を受けることができない、そういった不測の事態が生じる場合もございます。そういった場合におきましては地方公共団体が原子力対策指針の内容、ここには医師の関与のもとで配布などと記載がありますけども、そういったことと照らし合わせまして、服用の判断を行うことも可能と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

次の公設民営化による災害時の医療対応については、取下げさせて、次回取上げさせていただきます。

能登半島地震では、至るところで家屋が倒壊し道路が寸断されました。珠洲市の住民からは、あのとき珠洲原発建設計画を阻止して本当によかったとの声が上がりました。

志賀原発では変圧器の損傷などがありましたが、2011 年以来停止していたこともあって、放射能漏れはありませんでした。もしも、地震と原発事故が重なっていたら屋内退避はできず、簡単に避難することもできなかったと思われます。地震のたびに住民は原発は大丈夫かと不安に駆られます。

近い将来、南海トラフ巨大地震が起こる可能性が高いと言われているなか、伊方原発についての市長の見解をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

伊方原子力発電所の関係につきましては私のほうから答弁させていただきます。

この問題につきましては以前からもお答えをさせていただいておりますけれども、伊方原子力発電所の廃炉につきましては、賛否についての発言は差し控えさせていただきます。

国のエネルギー政策の在り方に関しましては、原子力発電への依存度を低下させ、再生可能エネルギーの活用に向けたエネルギー政策の転換を求めていくそういった姿勢にあることは従来から変わってないところでございます。それが示されるまでの間につきましては、原子力発電に向き合わざるを得ないと考えております。

また、見直しが予定をされております「エネルギー基本計画」こちらを今後も注視をしてまいりますとともに、四国電力に対しましては、今まで以上に伊方原子力発電所の安全性の確保に最大限の努力を払っていただきたいと考えております。

本市といたしましては、引き続き伊方発電所をめぐる動向を注視しつつ、国・県・周辺自治体と連携して情報を共有するとともに、今後も原子力防災をはじめとする各種防災・減災対策の向上に邁進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大森揚子議員。

○２番大森揚子議員

西予市の若い世代の住民からの声を紹介いたします。

近い将来、巨大地震が来ると言われています。南海トラフ地震臨時情報が出されていた１週間は電車がとまり、新幹線もゆっくり走行、海水浴場も閉鎖され、みんな災害に備えていたのに、なぜか原発は稼働されたままでした。巨大地震が来ると思われるのに、なぜ最も危険な原発を停止させないのか不思議でたまらないです。西予市は、伊方原発をとめるように意見を出してほしいですとの訴えでした。

伊方原発から北５キロ沖に位置する中央構造線は、世界最大規模の活断層で巨大地震が起きる可能性が高いと言われています。原発事故が起きれば、伊方町だけでなく、西予市にも命に関わる多

大な災害をもたらします。

南海トラフ巨大地震の一番の対策は伊方原発の廃炉であると考えます。それが市長の基本理念である暮らして安心が体感できるまちづくりであり、私が考えている、思っている、誰もが安心して暮らせる西予市につながるものであると思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　午前 11 時 03 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午前 11 時 15 分）

○井関議長

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程３）

○井関議長

日程第３、議案第 78 号「西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 92 号「令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第２号）」までの 15 件を一括議題といたします。

これより本案 15 件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

15 番二宮一朗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

それでは議案第 79 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」質疑をさせていただきます。

質疑の通告の中で、改正理由の再度の説明を求めるというふうに書いておりますけれども、これは私の条例の読み方の理解不足でございまして再度の説明はかまいません。

今回、マイナンバーカードのマイナ保険証になるという移行について、今現在の準備をお聞きしたいんですけれども、決算資料によると、マイナンバーカードの交付率は 83.92％というのが年度末のようですけれども、準備の状況についてお答えをいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

お答えいたします。

国の法改正により、令和６年 12 月２日より従来の健康保険証の発行が廃止され、マイナンバーカードに健康保険証を一体化したマイナ保険証によるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行することとなっております。

現在、交付している国民健康保険の被保険者証は 12 月２日からすぐに使用できなくなるわけではなく、被保険者証に記載されている有効期限までは使用可能となっております。有効期限はほとんどの方が、令和７年７月 31 日までですが、令和６年８月２日から令和７年７月１日までの間に、70 歳になられる方また、令和６年８月２日から令和７年７月 31 日までの間に 75 歳になられる方などは、有効期限が異なる方もいらっしゃいますので、お手元の健康保険証の有効期限を必ず御確認いただくようお願いいたします。

また、令和６年 12 月２日以降、国民健康保険に新たに加入された場合や、被保険者証を紛失された場合にマイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードを持っているけれども保険証の利用を登録をしていない方には、資格確認書を交付いたします。資格確認証は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない方の被保険者資格を確認するためのもので、資格確認書を医療機関等に提示することで、今までどおり保険診療を受けることができます。

現在、御使用中の被保険者証の有効期限が切れるまでにマイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせを、また、マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を西予市より発行いたしますので、窓口で申請等の手続を行っていただく必要はございません。

マイナ保険証とは健康保険証が不要となり、マイナンバーカードに健康保険証を一体化することで、マイナンバーカードで医療機関の受診が可能となる仕組みです。これまでより特定健診や診療の情報を医師と共有でき、御自身の健康医療データに基づく適切な医療を受けられるなどより良い医療が受けられることになります。

また、就職や転職などの保険証の切替え、更新が不要となり、各種手続きも便利で簡単になりま

す。こういったように市民の皆様がマイナ保険証を利用することで、従来の健康保険証に比べまして、様々なメリットがございます。

西予市では引き続き窓口において、まだマイナ保険証をお持ちでない方に対し、マイナンバーカードの取得推進を行うとともに、マイナ保険証の利用登録のお手伝いの支援も行っております。様々なメリットがあるマイナンバーカードの取得と、健康保険証利用登録を御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

結構詳しく説明をいただきました。ありがとうございました。

もう１点、社会保険の加入者についてはどのような対応でしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

多くの方が利用されている全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽにつきましても、同様に令和６年 12 月２日をもちまして、新たな発行は停止となっております。それにかわりまして先ほど申し上げました資格確認書を保険者のほうから発行することとなっておりまして、現在お使いの健康保険証は、令和７年 12 月２日で利用ができなくなるようになっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

次に、１番まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

議案第 87 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）」の中について質疑いたします。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費、12 節委託料の中の可燃ごみ処理委託料の 5251 万 4000 円の増額についてお伺いします。

議案の説明では、燃料や使用薬品の高騰、人件費が増額理由ということでした。今後、これらの増額要因が下がることは期待できないのではないかと考えます。このまま委託料が上がり続けることを予測できるとしたら、市としては上がり続けたら、もうそれを払うしかないのか、それとも何か対策を考えておられるのか、大きな筋道がありましたら教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

お答えいたします。

西予市の可燃ごみ処理は御存じのとおり、八幡浜市に委託しており、焼却処理に要した経費は、西予市、八幡浜市、伊方町の可燃ごみ搬入の重量割合で案分の上、負担することが八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約及び覚書にて定められております。

これらに基づきまして、令和５年度における西予市の可燃ごみ搬入量の割合は 39.59％であったことから、決算に基づきまして差額を精算するために増額補正を計上いたしております。燃料費、人件費の高騰等の外的要因により、可燃ごみの焼却処理を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっています。

議員御指摘のとおり、委託料が上がり続けることが予測されますが、西予市単独で施設整備をするとなれば、環境省の循環型社会形成推進交付金の交付対象外となるため、国等の支援もなく、また効率的な維持管理ができず、経費も今以上に増加すると思われますことから現状が最善と考えております。

愛媛県が主体となって、令和４年３月に策定されました愛媛県ごみ処理広域化集約化計画では、西予市、八幡浜市、大洲市、内子町、伊方町の３市２町の八幡浜ブロックは、将来的に焼却施設をブロック内に１つとし、集約化を目指すこととなっており、施設の集約化が図られればより効率的な処理がなされ、可燃ごみの焼却に要する経費の低減につながることが期待されます。

しかしながら、集約化に至るまでにはかなりの時間を要しますので、今できることといたしましては、八幡浜市環境センターへの搬入する可燃ごみの量を減らし、西予市の負担割合を下げていくことが考えられます。そのためには、引き続き市民の皆様にごみの削減をお願いし、特に重さが重

要となりますので、可燃ごみの 44.6%を占める生ごみの水切りや堆肥化、紙類やプラスチック製容器包装等の適切な分別により、可燃ごみ排出量の削減に御協力いただきますよう周知を図っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

ちょっと１点、生ごみの処理の工夫といいますかは、市民にお願いするだけなんでしょうか。

市として何か今後生ごみの処理の工夫について、市として取り組むことっていうのは考えておられるのか１点お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

生ごみの水分をぎゅっとひと絞り、水切りをしていただきますと、1 日 10 グラム削減するだけで、年間約 177 万円の削減につながります。もちろん、生ごみ処理機やコンポストを用いればより高い削減効果を得ることができると考えられます。

市といたしましても、そういった過程で生ごみ処理機等の補助についても今後検討をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○井関議長

ただいま議題となっております議案第 87 号は、関係常任委員会へ、議案第 82 号から議案第 85 号及び議案第 88 号の５件は総務常任委員会へ、議案第 78 号から議案第 81 号及び議案第 86 号、議案第 89 号から議案第 91 号までの８件は厚生常任委員会へ、議案第 92 号の１件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程４）

○井関議長

次に、日程第４、認定第１号「令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 10 号「令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの 10 件を一括議題といたします。これより、本件 10 件に対する一括質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第１号から認定第 10 号までの 10 件については、決算審査特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって、認定第１号から認定第 10 号までの 10 件は、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案について十分に審査を行い、各常任委員会については、９月 18 日の本会議において、特別委員会については、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

９月 18 日は午前 10 時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会　午前11時29分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長　　井関　陽一

同　　議員　　山下　昌和

同　　議員　　大森　揚子

第　5　日

9月18日（水曜日）

令和６年第３回西予市議会定例会会議録（第５号）

１．招集年月日　令和６年　９月１８日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和６年　９月１８日
　　午前１０時００分
１．散　　会　令和６年　９月１８日
　　午前１０時５９分
１．出席議員
　１番　まつもと　みき
　２番　大森　揚子
　３番　山下　昌和
　４番　宇都宮　久見子
　５番　信宮　徹也
　６番　宇都宮　俊文
　７番　加藤　美香
　８番　中村　一雅
　９番　河野　清一
１０番　山本　英明
１１番　竹﨑　幸仁
１２番　小玉　忠重
１３番　源　　正樹
１４番　井関　陽一
１５番　二宮　一朗
１６番　兵頭　　学
１７番　森川　一義
１８番　酒井　宇之吉
１．欠席議員
　な　し
１．会議録署名議員
　４番　宇都宮　久見子
　５番　信宮　徹也
１．地方自治法第１２１条により
　説明のため出席した者の職氏名

市長	管家　一夫
副市長	酒井　信也
教育長	宇都宮　明彦
総務部長	山住　哲司
政策企画部長	大野本　敦
生活福祉部長兼	
福祉事務所長	長野　静香
産業部長	兵頭　章夫
建設部長	三瀬　計浩
医療介護部長	浅野　幸彦
会計管理者	岩本　博文
消防本部消防長	宇都宮　憲治
教育部長	谷口　佳代
明浜支所長	池田　いずみ
野村支所長	土居　文人
城川支所長	中城　多喜恵
三瓶支所長	藤井　兼人
総務課長	山崎　徳博
財政課長	安岡　克敏
監査委員	正司　哲浩

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	片山　勇一
議事係長	松本　史子

１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　事　日　程

1　会議録署名議員の指名
（４番宇都宮久見子、５番信宮徹也）

2　議案第７８号　西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
議案第７９号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第８０号　西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第８１号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第８２号　西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第８３号　八幡浜地区施設事務組合からの脱退について
議案第８４号　八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について
議案第８５号　愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
議案第８６号　愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第８７号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）
議案第８８号　令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）
議案第８９号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議案第９０号　令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議案第９１号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案第９２号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第２号）

3　議案第９３号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第５号）

4　議会報告第２号　地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会報告について

5　発議第　３号　西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会の設置について
選任第　５号　西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名

2　議案第７８号　西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第７９号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第８０号　西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第８１号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８２号　西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８３号　八幡浜地区施設事務組合からの脱退について

議案第８４号　八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について

議案第８５号　愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

議案第８６号　愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第８７号　令和６年度西予市一般会計補正予算(第４号)

議案第８８号　令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第１号)

議案第８９号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第１号)

議案第９０号　令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第２号)

議案第９１号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第２号)

議案第９２号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算(第２号)

3　議案第９３号　令和６年度西予市一般会計補正予算(第５号)

4　議会報告第２号　地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会報告について

5　発議第　３号　西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会の設置について

選任第　５号　西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員の選任

開会　午前10時00分

○井関議長

おはようございます。

本日も傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○井関議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。今定例会の会議録署名議員に４番宇都宮久見子議員、５番信宮徹也議員を指名いたします。

（日程２）

○井関議長

次に、日程第２、議案第 78 号「西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 92 号「令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第２号）」までの 15 件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長竹﨑幸仁議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

竹﨑幸仁議員。

〔竹﨑総務常任委員会委員長登壇〕

○竹﨑総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る９月 10 日の本会議において、当委員会へ付託されました議案６件につきましては、12 日に委員会を開催し審査を行いました。

経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会結果は、お手元に配信のとおりであり、議案６件は原案のとおり可決決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 82 号「西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、消防本部署庁舎の移転新築及び三瓶町の区域管轄開始に伴う西予市消防署三瓶支署の設置により、位置及び管轄区域を定めるため、条例の一部を改正するとの説明がありました。

委員からは、三瓶支署における人員の確保等についての質疑があり、三瓶支署には 16 名を配置する予定であり、人員の確保については、本年度６名程度、来年度２名程度の採用を予定しており、採用計画に基づいて順調に進んでいる状況であるとの答弁でありました。

また、女性消防吏員の採用については、昨年度１名採用しており、女性消防吏員が活動できるよう施設を整備しているため、引き続き応募してもらえるように、普及啓発を図っていきたいとの答弁でありました。

議案第 83 号「八幡浜地区施設事務組合からの脱退について」、議案第 84 号「八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について」では、令和７年４月から新消防本部署庁舎の運用が開始となり、市全体において的確、適切な火災救急活動が構築できる見通しが立ったことから、消防事務のほか、特別養護老人ホーム青石寮の設置、管理及び運営に関する事務、一次救急、休日夜間診療所の設置管理及び運営に関する事務を引き上げるため、令和６年度末をもって当事務組合から脱退するものであり、財産処分に関する協議については脱退することに伴い、第３分署庁舎の建物と令和５年度八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム事業特別会計へ拠出した負担金及び、令和６年度八幡浜地区施設事務組合消防事業特別会計へ拠出した負担金の一部を本市に帰属させることについて関係市町と協議するため、議会の議決を求めるものであるとの説明でありました。

委員からは、脱退することとなった特別養護老人ホーム青石寮の設置、管理及び運営に関する事務について質疑があり、青石寮は八幡浜市、伊方町、西予市の３市町において、負担金を出し合って運営をしており、西予市の負担割合は 7.1％となっている。利用者について、現在西予市から１名の方が入所されているが、脱退後もそのまま利用ができるということでありました。

また、八幡浜地区施設事務組合に対し、一定の割合で負担金を支出しており、財産処分に当たり十分協議をされたと思うが、八幡浜地区施設事務組合から、帰属される財産が今まで負担してきた割合を考えると少ないのではないかとの質疑に対し、旧町時代から、八幡浜地区施設事務組合に対しての負担というのは、相応分あったが、消防体

制など本来は合併時に見直すべきものをいろいろな配慮により今日に至っているという状況である。当時からの三瓶町地域に対するいろいろな支援や配慮があったと思われるため、そういうことを鑑みれば、特段、市が過分の負担をしていたという認識はないとの答弁でありました。

議案第 87 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）」について、まちづくり推進課所管分では、集会施設移行推進事業において、三瓶町朝立地区にある１区集会所の耐震診断を行うための委託料を計上しているとの説明でありました。

文化振興総務費庶務事業については、令和６年 11 月 10 日に、西予市宇和文化会館で開催を予定しているＮＨＫの公開番組「わらたまドッカーン」に関する経費を計上しており、この「わらたまドッカーン」は、芸人が漫才やコント対決し、子どもが審査員となり、勝敗を決める番組で、子どもたちに人気のある番組であるとの説明でありました。

宇和運動公園管理運営事業では、西予市宇和体育館における６人制バレーボールコートの整備に係る経費として、支柱を設置するための基礎工事、６人制バレーボール用支柱等の備品購入を計上しているとの説明でありました。

委員からは、整備したことにより、どのレベルの大会が開催可能なのかとの質疑があり、県レベルの大会を開催することができるとの答弁でありました。

教育総務課所管分では、小学校施設整備事業の宇和町小学校におけるバリアフリー化改修工事の内容についての質疑に対し、校門から校舎及び屋内運動場間、校舎１階内部及び校舎と屋内運動場間の段差解消、そして１階教室の出入口において、車椅子が通れるような幅に拡張工事を行うとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和６年９月 18 日、総務常任委員会委員長竹﨑幸仁。

○井関議長

次に、厚生常任委員会委員長中村一雅議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

中村一雅議員。

〔中村厚生常任委員会委員長登壇〕

○中村厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告。

去る９月 10 日の本会議において、当委員会に付託されました議案９件について、９月 11 日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案９件につきましては、お手元に配信のとおりいずれも原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して御報告いたします。

議案第 78 号「西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」では、スクールバスについての質疑があり、現在、野村幼稚園で運行しているスクールバスは、認定こども園の開園に伴い令和６年度末をもって廃止とする。先般８月に改めて保護者説明会を行い、スクールバスの廃止と、登校園児の送迎についてお願いをし、御理解をいただいたとの答弁でありました。

議案第 79 号「西予市国民健康保険の一部を改正する条例制定について」では、国民健康保険加入者におけるマイナ保険証の登録者数について質疑があり、６月末現在、国民健康保険の加入者数は 8,106 人、そのうちマイナ保険証の登録者が 4,958 人であり、今後もマイナ保険証の利点等を丁寧に説明し、登録の推進を図っていくとの答弁でありました。

議案第 80 号「西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」では、今回の改正で職員配置は変わるのかとの質疑があり、常勤・専従の職員配置が必要であったものが、非常勤職員を含めた常勤換算方法による配置が可能となるなど基準が柔軟化された。西予市の地域包括支援センターの職員配置に変わりはないが、今後の人材確保の困難さを考えるとセンターの事業運営に効果的であるとの答弁でありました。

議案第 81 号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、市民への周知方法について質疑があり、令和６年 11 月に広報紙へ掲載、令和７年２月に改訂版のごみ分類表を配布、令和７年４月から条例を施行するとの答弁でありました。

議案第 87 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）」福祉課所管分では、避難行動要

支援者システムの改修を行い、原子力発電所から30 キロ圏内の対象者の把握、原子力災害時の避難先などをシステムに反映できるよう機能の充実を図るとの説明があり、要配慮者の人数について質疑があり、現在、市全体で要配慮者が 6,158 人、このうち、原子力発電所から 30 キロ圏内は 4,427 人であるとの答弁でありました。

子育て支援課所管分では、令和６年４月から子育て支援課の中に設置されている「西予市子ども家庭センター」について、現在までの相談件数について質疑があり、母子保健分野は 62 件ほど、児童福祉分野は 49 件ほどの相談があったとの答弁でありました。

長寿介護課所管分では、養護老人ホーム三楽園の移転改築に伴い、施設の開設に当たっての備品購入が対象となる県補助金について説明があり、備品購入の内容についての質疑に対し、定員の 50 人は現状と同じであるが、新しくユニット型個室となるなど、施設の規模や機能に合わせた多種多様な備品が必要となるとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和６年９月 18 日、厚生常任委員会委員長中村一雅。

○井関議長

次に、産業建設常任委員会委員長兵頭学議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

兵頭学議員。

〔兵頭産業建設常任委員会委員長登壇〕

○兵頭産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を申し上げます。

去る９月 10 日の本会議において、当委員会に付託されました議案２件について、９月 11 日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案２件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において委員より出された質疑、並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 87 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）」の農業水産課所管分について、野菜安定対策事業では、公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会に支払う水稲から野菜への生産転換を図るための価格安定事業負担金の今回の対象となるサトイモの農地の面積要件について質疑があり、この制度の面積要件は、作付面積がおおむね３ヘクタール以上という基準があり、実際の作付面積は令和５年度の実績で 2.8 ヘクタール、令和６年度の計画が 3.5 ヘクタールとなっているとの答弁でありました。

また、補填金の交付要件については、過去６カ年の市場価格を農林水産物のみの企業物価指数で修正した価格の平均価格に 0.9 を乗じて得た価格を下回った場合、当該協会より、ＪＡを通じて生産者に補填されるとの答弁でありました。

農業後継者育成事業では、地域おこし協力隊と認定新規就農者との重複について質疑があり、地域おこし協力隊から認定新規就農者になった者は過去に２名、今年度１名、計３名おられるが、地域おこし協力隊の任期を終えてから新規就農者に認定するので、本事業との重複はしないとの答弁でありました。

また、新規就農者の経営計画や営農実績の確認について質疑があり、新規就農者育成総合対策の中の経営開始資金では、就農計画を提出していただいて審査した上で交付金を交付しており、中間審査として市や県、ＪＡなどが入って審査会を開き経営状況の確認を行うなど、チェック体制ができているとの答弁でありました。

建設課所管分では、市道平岩線改良事業の完成予定時期について質疑があり、かなり急峻な場所で施工単価が高い路線であるため単年度では完了できず、計画では令和 10 年から令和 11 年頃に完成予定であるとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。令和６年９月 18 日、産業建設常任委員会委員長兵頭学。

○井関議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

各議員に申し上げます。

お手元のタブレットが入室承認画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○井関議長

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第 78 号「西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 78 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 78 号「西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 79 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 79 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 79 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 80 号「西予市地包括支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 80 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 80 号「西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 81 号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 81 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を決定いたします。

議案第 81 号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 82 号「西予市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

第 82 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 82 号「西予市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 83 号「八幡浜地区施設事務組合からの脱退について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 83 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 83 号「八幡浜地区施設事務組合からの脱退について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 84 号「八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 84 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを

押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を決定いたします。

議案第 84 号「八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 85 号「愛媛県地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 85 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 85 号「愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 86 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 86 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 86 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 87 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案 87 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 87 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 88 号「令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 88 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 88 号「令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 89 号「令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 89 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 89 号「令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 90 号「令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 90 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 90 号「令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 91 号「令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第２号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 91 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 91 号「令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第２号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 92 号「令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第２号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 92 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 92 号「令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第２号）」は賛成全員によって可決となりました。

（日程３）

○井関議長

次に、日程第３、議案第 93 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第５号）」を議題といたします。理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 93 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第５号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算案でございますが、令和６年８月 28 日から 31 日にかけての台風 10 号の影響により被災しました農地、農業用施設、林業用施設、道路及び河川の災害復旧費とともに、障がい者福祉において、補聴器や車椅子などの補装具の支給に要する経費を計上するものであります。

その内容について、予算の款別に御説明を申し上げます。

民生費では、身体障がい者・障がい児補装具給付事業において、補聴器や義手、義足、高額となる電動車椅子の購入等に関する申請や相談が例年に比べ多数あり、今後の支給にあたり、予算に不足が生じるため、扶助費 700 万円を増額計上するものであります。財源として、障害者自立支援給付費国庫負担金及び県負担金を充てております。

次に、災害復旧費において、農地災害復旧事業では、田畑、計８件の被災に対し、復旧に向けての経費として、測量設計委託料 944 万 9000 円を農業用施設災害復旧事業では、水路、農道及び河川からの取水施設となる頭首工など計５件の復旧に要する経費として、測量設計委託料及び工事請負費合計 2273 万 2000 円を計上いたしております。

林業用施設災害復旧事業では、林道全５路線、７カ所の復旧に要する経費として、測量設計委託料工事請負費及び重機借上料など、合計 1460 万 7000 円を計上し、財源として、受益者負担金及び森林環境譲与税基金繰入金を充てております。

また、道路橋梁河川災害復旧事業では、被災した市道６路線、河川１件の合計７件について、測量設計委託料、工事請負費及び重機借上料、合計 3285 万円を計上し、財源として、道路橋梁河川災害復旧費国庫負担金及び災害復旧事業債を充てております。その他の事業の財源として財政調整基金繰入金を計上し、収支均衡を図っております。

これらによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8663 万 8000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 308 億 7132 万 4000 円と定めるものであります。

また、地方債補正では、災害対策事業を追加し、限度額等を設定するものであります。

よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 93 号は、会議規則第 37 条３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第 93 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

各議員に申し上げます。

お手元のタブレットが採決システム画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 93 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第５号）」については、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。議案第 93 号は賛成全員によって可決となりました。

（日程４）

○井関議長

次に、日程第４、議会報告第２号「地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会報告について」を議題といたします。

地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員長源正樹議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

〔源地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員長登壇〕

○源地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員長

地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会報告を行います。

議会では、西予市民の地域医療体制等の確保を図り、今後の西予市立病院及びつくし苑等の在り方及び指定管理者制度導入にあたり、諸課題の調査研究を進めることを目的として、令和６年５月 17 日の令和６年第２回臨時会において、17 人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、調査研究を行ってきました。以下、本特別委員会で行われた調査の概要について報告します。

令和６年５月 17 日開催の第１回特別委員会では、正副委員長の選任を行いました。

５月 24 日開催の第２回特別委員会では、令和６年第１回定例会における特別委員会最終報告を確認し、今後の取組について協議を行いました。

５月 27 日に、西予市職員組合医療介護支部との意見交換会を行いました。

５月 31 日開催の第３回特別委員会では、指定管理に係る収支計画、制度変更に伴う地方交付税の影響等について説明を受け、質疑を行いました。

６月 10 日に開会した第２回定例会において、議案第 65 号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」が上程されました。

６月 14 日開催の第４回特別委員会では、西予市民病院長及び野村病院長より、両病院の現状について説明を受け、質疑を行うとともに、医療介護部から指定管理者選定委員会の経過等について説明があり、仕様書や事業計画等について質疑を行いました。

６月 17 日の定例会本会議において、議案第 65 号が本特別委員会に付託されました。

６月 21 日開催の第５回特別委員会では、議案第 65 号の審査を行い、賛成少数で原案否決されました。審査内容の詳細については、６月 27 日の特別委員会審査報告のとおりであります。

６月 27 日開催の本会議において、議案第 65 号は賛成少数で否決されました。

７月１日開催の第６回特別委員会では、６月 27 日付けで提出された意見書への対応について協議を行いました。

７月９日には、公益社団法人地域医療振興協会との意見交換を行いました。事前に質問事項を提出し、仕様書や事業計画等について説明を受け、質疑、意見交換を行いました。

７月 22 日に、令和６年第２回臨時会において、議案第 77 号「西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」が上程され、賛成多数で可決されました。

９月６日開催の第７回特別委員会では、委員会報告について協議を行いました。

以上で、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会の最終報告とします。

令和６年９月 18 日、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会委員長源正樹。

○井関議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会の調査研究については、ただいまの委員長報告をもって終了とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって、地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会の調査研究は終了することと決定いたしました。

（日程５）

○井関議長

次に、日程第５、発議第３号「西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

西予市立病院等の施設について、令和６年度第２回臨時会において指定管理者の指定が決定されたが、議会として今後、指定管理者制度導入に関して、西予市立病院等の諸課題を調査研究する必要があります。そこで、今後の指定管理者制度導入に関して、西予市立病院等の諸課題を調査研究することを目的とした９名の委員で構成する西予市立病院等の指定管理者導入に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続調査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって、本案については、９名の委員で構成する西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続調査することに決定いたしました。

次に、選任第５号「西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会の選任」を議題といたします。

本案については、委員会条例第８条第１項の規定により、西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員に、２番大森揚子議員、３番山下昌和議員、４番宇都宮久見子議員、８番中村一雅議員、９番河野清一議員、12 番小玉忠重議員、13 番源正樹議員、16 番兵頭学議員、18 番酒井宇之吉議員、以上９名を指名いたします。

ただいま選任されました特別委員会委員の諸君は直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し議長へ報告願います。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　午前 10 時 49 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午前 10 時 58 分）

特別委員会の委員長副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員長に 13 番源正樹議員、副委員長に９番河野清一議員を選任いたします。

以上のとおりであります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

10 月４日は午後２時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会　午前10時59分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長　　井関　陽一

同　　議員　　宇都宮　久見子

同　　議員　　信宮　徹也

第　6　日

10 月 4 日（金曜日）

令和６年第３回西予市議会定例会会議録（第６号）

１．招集年月日　令和６年１０月　４日
１．招集の場所　西予市議会議場
１．開　　議　令和６年１０月　４日
　　午後　２時００分
１．閉　　会　令和６年１０月　４日
　　午後　２時５０分
１．出席議員
　１番　まつもと　みき
　２番　大森　揚子
　３番　山下　昌和
　４番　宇都宮　久見子
　５番　信宮　徹也
　６番　宇都宮　俊文
　７番　加藤　美香
　８番　中村　一雅
　９番　河野　清一
１０番　山本　英明
１１番　竹﨑　幸仁
１２番　小玉　忠重
１３番　源　　正樹
１４番　井関　陽一
１５番　二宮　一朗
１６番　兵頭　　学
１７番　森川　一義
１８番　酒井　宇之吉
１．欠席議員
　な　　し
１．会議録署名議員
　６番　宇都宮　俊文
　７番　加藤　美香
１．地方自治法第１２１条により
説明のため出席した者の職氏名

市長	管家　一夫
副市長	酒井　信也
教育長	宇都宮　明彦
総務部長	山住　哲司
政策企画部長	大野本　敦
生活福祉部長兼福祉事務所長	長野　静香
産業部長	兵頭　章夫
建設部長	三瀬　計浩
医療介護部長	浅野　幸彦
会計管理者	岩本　博文
消防本部消防長	宇都宮　憲治
教育部長	谷口　佳代
明浜支所長	池田　いずみ
野村支所長	土居　文人
城川支所長	中城　多喜恵
三瓶支所長	藤井　兼人
総務課長	山崎　徳博
財政課長	安岡　克敏
監査委員	正司　哲浩

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	片山　勇一
議事係長	松本　史子

１．議事日程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会議の経過　別紙のとおり

議　　事　　日　　程

1　会議録署名議員の指名
（６番宇都宮俊文、７番加藤美香）

2　認定第　１号　令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第　２号　令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　３号　令和５年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　４号　令和５年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　５号　令和５年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　６号　令和５年度西予市水道事業会計決算の認定について

認定第　７号　令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について

認定第　８号　令和５年度西予市下水道事業会計決算の認定について

認定第　９号　令和５年度西予市病院事業会計決算の認定について

認定第１０号　令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

3　議案第９４号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第６号）

4　意見書案第２号　防災・減災、国土強靭化対策の更なる推進を求める意見書（案）の提出について

5　議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名

2　認定第　１号　令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について

　　認定第　２号　令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

　　認定第　３号　令和５年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

　　認定第　４号　令和５年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

　　認定第　５号　令和５年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

　　認定第　６号　令和５年度西予市水道事業会計決算の認定について

　　認定第　７号　令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について

　　認定第　８号　令和５年度西予市下水道事業会計決算の認定について

　　認定第　９号　令和５年度西予市病院事業会計決算の認定について

　　認定第１０号　令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

3　議案第９４号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第６号）

4　意見書案第２号　防災・減災、国土強靭化対策の更なる推進を求める意見書（案）の提出について

5　議員派遣の件について

開会　午後２時00分

○井関議長

本日も傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 18 名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程１）

○井関議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、６番宇都宮俊文議員、７番加藤美香議員を指名いたします。

（日程２）

○井関議長

日程第２、認定第１号「令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 10 号「令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの 10 件を一括議題といたします。

委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長源正樹議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

源正樹議員。

〔源決算審査特別委員会委員長登壇〕

○源決算審査特別委員会委員長

西予市決算審査特別委員会審査報告を行います。

９月 10 日の本会議で当特別委員会に付託されました認定 10 件について、9 月 13 日、20 日、24 日に分科会を 30 日に特別委員会を開催し、審査を行いました。

お手元に配信のとおり、認定第１号から第 10 号まで原案どおり認定することに決定しました。

これより審査の過程で各委員より出された質疑や意見並びに部課長の答弁を抜粋して御報告申し上げます。

認定第１号「令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」総務部総務課所管分、職員採用試験事業では、地元高校への働きかけ等について質疑があり、高校生を対象とした募集は一般行政事務職を中心に行っている。特に、技術職である土木技師、建築技師については、資格や経験など即戦力を求めているため、今のところは高校生を対象とした募集は事務職としての採用枠としている。採用後、職員の適性等を見ながが、技術職の業務につくことも可能と考えており、その場合は職種の違いもあるため、留意しながら職員の育成に努めていきたいとの答弁でありました。

危機管理課所管分、防災対策啓発活動事業では、防災士を地域の防災リーダーとして養成し、地域防災力の向上を図るため、防災士養成講座負担金や研修会等の参加費用などを支出しているとの説明に対し、防災士養成の広報や補助について質疑があり、防災士連絡協議会等において、防災士の資格取得について周知しており、自主防災組織を通じて推薦をいただいた方に対して補助をしている。１人当たり１万 2000 円程度の負担金を県と市が負担し、個人負担がなくなるように軽減を図っている。今後も、資格取得について、広く周知し、防災士の登録者数を増やしていきたいと考えているとの答弁でありました。

財政課所管分、住宅土地活用事業では、定期借地権付住宅土地貸付事業の応募が少ない状況についての質疑があり、貸付けとなっている土地に住宅を建設する際、土地を担保にローンを組むことが困難であるということは把握している。今後、金融機関等と話し合いの機会を設けて進めていきたいとの答弁でありました。

市有財産維持管理事業では、財政課で所管する普通財産に区分される市有財産の維持管理及び貸付と処分に係る手続を行っており、令和５年度における遊休施設の貸付け件数は 120 件、処分件数は１件であった。維持管理経費のコスト削減とともに、売却による収入確保に努めたいと考えており、現在８施設の売却情報をホームページに掲載し、処分に取り組んでいるとの説明があり、不動産事業者への情報提供は行っているかとの質疑に対し、現在までは行っていない。電話での問合せに対応しているところであり、今後、売却促進に向けて情報提供に努めていきたいとの答弁でありました。

政策企画部まちづくり推進課所管分、地域づくり活動センター推進事業では、手上げ型交付金事業における地域での取組状況についての質疑があ

り、これまでに手上げ型交付金を活用していない地域を対象とした支援策として、昨年度、地域づくりアドバイザーである愛媛大学の先生と地域に赴き、地域の現状や取組に対する課題のヒアリングを行った。地域の現状等も把握でき、前向きに考えていただけるよう地域の実情に応じて、少しずつではあるがさせてもらっている。

また、小さな地域は単独で事業申請するのが難しく、広域連携の仕組みを令和５年度から取り入れている。その結果、野村町が全域で手上げ型交付金事業に取り組み、これまで実績のなかった地域も一緒に取り組むこととなり、一定の効果が上がっているとの答弁でありました。

地域公共交通確保維持改善事業では、生活交通バスやデマンド乗合タクシーなど、公共交通の在り方を見直し、独自の公共交通を計画してみたらどうかとの質疑があり、現在の公共交通は非常に複雑で、部分的にいろいろと取り組んでいる状況である。今回、医療福祉改革が行われたこともあり、見直しに取り組む必要もあると感じている。

費用対効果だけでなく、決算額に見合ったほかの方法はないのかといったようなこともあり、そういった観点で、今後、公共交通活性化協議会等において、意見も聞きながらよい方向につなげていきたいとの答弁でありました。

教育部まなび推進課所管分、高校魅力化事業では、市内中学生の市内高校進学率の目標値と進学率が低い要因について質疑があり、市内中学校の市内高校への進学率の目標値は 50％を設定している。市外の高校を選んでしまう要因を判断するのは難しいが、市内高校の魅力がなかなか伝わっていないということが一つの大きな要因だろうと思っているとの答弁でありました。

生活福祉部市民課所管分、マイナンバーカード交付事業では、令和７年は令和２年から令和３年にかけ市、国、県等で実施されたマイナポイント事業でマイナンバーカードを取得した市民の方々の更新時期に当たり、マイナンバーカード及び電子証明書の更新件数が増えてくると思われるが、その対応について準備ができているかとの質疑があり、更新対象者には、更新前に国の機関であるＪ－ＬＩＳ（地方公共団体情報システム機構）から通知が届き、その後、市役所等で手続きを行うこととなるため、令和７年に向けて更新手続の周知も含め受付体制を整えていくとの答弁でありました。

委員からは、窓口で交付した数の交付率を活動成果に使用しているが、マイナンバーカード所管官庁である総務省は、市に住んでいる市民が保有している数の保有率も公表しており、比較する場合など保有率を使用したほうが分かりやすいと思われるので、保有率の使用も検討するよう意見がありました。

環境衛生課所管分、廃棄物処理委託事業では、各世帯へ配布されているごみ分類表は細かく書いてあるため、外国の方が増えて日本語表記では文章が読めない、理解できないということがあるが、その対応について質疑があり、経済振興課と協力し、英語で一部表記されたものを作成し問合せがあった場合に配布しているとの答弁でありました。

委員からは、他市と比べて、ごみの分類品目が多いことについて、非常にすばらしい取組であるが、転入者や高齢者からごみの分別方法が難しいという声もあるため、ごみの分別方法の説明会を行うなど配慮をお願いしたいとの意見がありました。

犬（ねこ）愛護事業では、様々な取組によって市への犬・猫の引取申出頭数が減っていることはよいことだと思うが、県動物愛護センターへの送致数が申出件数と同数であるため、送致の措置を減らす取組はあるのかとの質疑があり、飼われている犬・猫は県の基準、条件があり市では基本的に受け取ることができない状況のため、引取り申出の相談があった場合は、御本人で引取り手を探してもらうよう説明し、場合によっては、引き取られた犬・猫に関わる活動している方を紹介しているとの答弁でありました。

福祉事務所福祉課所管分、福祉避難所機能強化・整備促進事業では、福祉避難所の今後の指定計画について質疑があり、令和４年度までに指定済みの 17 施設に加え、５年度には、６カ月以内の乳児と保護者及び妊産婦が対象の福祉避難所に野村、明浜、城川にある保育所を指定し、６年度には、同対象の避難所を宇和と三瓶に指定する予定であり、今後も必要に応じて老人福祉施設、障害者福祉施設とともに追加指定を検討していくとの答弁でありました。

子育て支援課所管分、子ども医療費助成事業で

は、令和５年度は 18 歳までの医療費が助成となった初年度だが、高校生世代がどの程度受診したのか助成費用について質疑があり、高校生 18 歳年度末までの医療費の内訳は、入院、通院を合わして 7,487 件、2077 万 2000 円の助成額となっているといった答弁でありました。

委員からは、高校生までの拡充は需要が高かったので成果は上がったと思われるが、市独自の事業であり一般財源で対応しているため、受診抑制の啓発等も必要と思われることから今後も鋭意進めるよう意見がありました。

産業部経済振興課所管分、ジオブランド推進事業では、展示商談会の出展では、相手企業の求める生産量と合わないなど成果が十分に得られない場合の都市部への販路の拡大方法について質疑があり、インターネットを介して相談会に参加する手法もあるため、出店者の負担がかからない方法として、今年度から調査研究を進めているとの答弁でありました。

また、ふるさと納税を含めた各課の連携について質疑があり、より効果的な手法でふるさと納税も含めながら販路拡大をしていくため、担当者が各事業者を回り出品の新規開発に努めており、各課とも情報共有を行い、連携を促すことに努めているとの答弁でありました。

ジオパーク推進事業では、市民に対してジオパークの盛り上げをどのように進めていくのか質疑があり、様々な活動を行っているが特徴的なものとしては、フリーマガジンだいちのめを発刊しており、市内各施設等に 3,000 部を配布するとともに、インターネット上に公開し、よい反応をいただいている。取組中のものとしては、小学校にジオパークの副読本をつくる計画があり、子どもたちの学習の一助とするとともに、行政の出前事業等でも活用していきたいとの答弁でありました。

委員からは、外部に向けてはもちろんであるが、市内で盛り上げていくのが大事であるため、市民がジオパークを外に発信できるような取組を今後も進めていくよう意見がありました。

ふるさと納税推進事業では、中間事業者の委託料について質疑があり、制度的に年々事業にかける経費が縮小されており、本市では新規返礼品の開発や、返礼品の受発注業務等について、観光物産協会と県外の業者に一部委託している。委託料については中間事業者と協議を行い今年度から数%下げてもらい、観光物産協会でいうと令和５年度では、大体寄附額の４％から５％だったところを６年度は約２％から３％に縮小し、経費削減に努めているとの答弁でありました。

林業課所管分、市産材利用促進事業では、住宅以外の補助拡大について質疑があり、令和５年度から木造住宅建築だけでなく、内装木質化、事業所及び外構等の木質化も補助対象としている。市産材住宅等の建築数は４年度と比べて９件増加し、市産材使用材積も 290 立方メートル増加した。

また、住宅以外に対象を広げたことで令和５年度は店舗１件、木造倉庫１件の実績があったとの答弁でありました。

建設部建設課所管分、危険空家除却事業では、対象決定要件の一つである道路要件について質疑があり、条件として、１つ目に、地域防災計画による緊急輸送道路、または避難路の沿道に位置する住宅であること。２つ目に、耐震改修促進計画に位置づけられた避難路の沿道に位置する住宅であること。３つ目に、津波避難計画に位置づけられた避難路の沿道に位置する住宅であること。４つ目に、住宅を含む建築物が立ち並んでいる道の沿道に位置する住宅であること。この４つのいずれかに該当する部分で、基本的には不特定多数の方が通行する市道や里道に面しているかどうかを判断するとの答弁でありました。

また、危険空き家であって、執行できなかった案件はなかったかについて質疑があり、令和５年度の事前調査申請受付は 69 件であったが、そのうち危険空き家と該当した件数は 29 件で、40 件は該当しなかったとの答弁でありました。

認定第 10 号「令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」では、令和４年度に比べ、新型コロナウイルス感染症の影響も少なく、１年間の施設利用者数は、入所、通所ともに微増した。令和３年 12 月から変更した超強化型の施設基準を継続し、在宅復帰に向けたリハビリをより強化しているとの説明があり、現在の利用状況の割合についての質疑に対し、６月時点ではあるが、利用者のほとんどが野村、城川の方であり、そのほかの市内の方が数名、市外の方も１、２名であったとの答弁でありました。

以上、審査概要について報告しました。

理事者におかれましては、審査の過程で指摘・要望した事項に対し、令和７年度予算編成において可能な限り対応するよう検討いただきたい。

また、令和５年度に設置された債権整理室と連携をとりながら、歳入決算で見受けられる不納欠損額や、収入未済額の縮減に努め、歳出での不用額生じる科目については、予算措置の在り方などを十分精査していただきたい。

そして、引き続き限られた財源を有効かつ効果的に活用するために、費用対効果の見極めと健全財政に向けた取組に努められたい。

以上、西予市決算審査特別委員会審査報告といたします。

令和６年 10 月４日西予市決算審査特別委員会委員長源正樹。

○井関議長

委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がございませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを御確認お願いします。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩　午後２時 21 分）

○井関議長

再開いたします。（再開　午後２時 21 分）

全員の入室を確認いたしました。

まず、認定第１号「令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第１号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

認定第１号「令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は賛成多数にて認定となりました。

次に、認定第２号「令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第２号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

認定第２号「令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」は、賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第３号「令和５年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第３号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

認定第３号「令和５年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第４号「令和５年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第４号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

認定第４号「令和５年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第５号「令和５年度西予市介護保険

特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第５号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

認定第５号「令和５年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第６号「令和５年度西予市水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第６号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

認定第６号「令和５年度西予市水道事業会計決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第７号「令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第７号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

認定第７号「令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第８号「令和５年度西予市下水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第８号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

認定第８号「令和５年度西予市下水道事業会計決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第９号「令和５年度西予市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第９号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

認定第９号「令和５年度西予市病院事業会計決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第 10 号「令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 10 号は原案のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を決定いたします。

認定第 10 号「令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

（日程３）

○井関議長

次に、日程第３、議案第 94 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第６号）」を議題といたします。理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 94 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第６号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民

審査に係る経費を計上するものであります。

その内容でありますが、衆議院議員選挙事業では、投票管理者等の報酬及び選挙事務に従事する職員等の手当、ポスター掲示場設置委託料、その他事務費など2271万5000円を計上し、会計年度任用職員給与費では、選挙事務に従事する会計年度任用職員の任用に要する経費160万円を計上いたしております。

財源につきましては、県支出金として、衆議院議員総選挙費委託金2400万7000円、最高裁判所裁判官国民審査費委託金 15 万円、衆議院議員総選挙啓発推進費委託金 8 万 6000 円及び財政調整基金繰入金を計上し、収支の均衡を図っております。

これらによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ2431万5000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ308億9563万9000円と定めるものであります。

よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第94号は会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第 94 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

お手元のタブレットが採決システム画面に切り替わったことを御確認ください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 94 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第６号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 94 号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第６号）」は賛成全員によって可決となりました。

（日程４）

○井関議長

次に、日程第４、意見書案第２号「防災・減災、国土強靭化対策のさらなる推進を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

二宮議会運営委員会委員長。

〔二宮議会運営委員会委員長登壇〕

○二宮議会運営委員会委員長

意見書案第２号「防災・減災、国土強靭化対策のさらなる推進を求める意見書（案）の提出について」西予市議会会議規則第 14 条第２項の規定により提出をいたします。

これより意見書案を朗読をさせていただきます。

防災・減災、国土強靭化対策のさらなる推進を求める意見書（案）近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化している中、本年９月には能登半島で豪雨災害が発生し、１日も早い復旧・復興に向けての取組が求められている。

１月に最大震度７を観測し甚大な被害をもたらした能登半島地震では、家屋の倒壊や火災、津波、土砂崩れなどで、多くの方がお亡くなりになるとともに、地盤の液状化や隆起等により、道路や港湾、上下水道等のインフラ施設にも大規模な被害が発生をした。加えて、山がちな半島部では道路の寸断により集落の孤立が相次ぎ、救助活動や救援物資の輸送が難航したところである。

切迫する南海トラフ地震への備えが急務となっている現在、本年４月に、最大震度６弱を観測し

た豊後水道を震源とする地震が発生したことに加え、８月に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表があり、市民の地震や津波に対する危機感が一層高まっている。

また、道路、河川、港湾等のインフラ施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、今後老朽化が進行し、修繕の必要な施設が急増することから、不具合が生じてから対策を行う事後保全型から脱却し、戦略的な維持管理・更新に向け、長寿命化計画に基づく予防保全型メンテナンスへの移行を推進していく必要がある。

政府は、先般閣議決定した骨太の方針において、改正国土強靱化基本法に基づき法定化された国土強靱化実施中期計画に向けた検討を最大限加速化し、今年度の早期に策定に取りかかることを示したところでこのような中、本市においても、今後想定される南海トラフ地震など大規模災害から市民生活や地域社会を守り、活力ある地域づくりを進めるため、災害に強い強靱な地域づくりに取り組んでおり、国による令和７年度までを期間とする防災・減災、国土強靱化のための５カ年加速化対策終了後も切れ目なく、各分野における対策を着実に推進していく上で、十分な予算を安定かつ継続的に確保する必要がある。

よって、国においては、次の事項について措置されるよう強く要望する。

記１、昨今の自然災害の激甚化・頻発化や、加速度的に進行するインフラ施設の老朽化を踏まえ、５か年加速化対策終了後も、中長期かつ明確な見通しのもと、国土強靱化の取組を安定的・継続的に推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を速やかに策定し、必要かつ十分な事業量を確保すること。

２、国土強靱化実施中期計画の策定にあたっては、能登半島地震の検証を踏まえた地震・津波対策の強化に加え、長年の懸案事項に対する地方の意見を十分に反映し、防災対策等としてのトンネル整備・改築に係る個別補償制度の創設、河川管理の老朽化対策に係る採択要件の緩和など、補助制度の創設・拡充を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

西予市議会議会運営委員長二宮一朗。

議員各位の御賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○井関議長

提案者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

意見書案第２号は、会議規則第 37 条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、意見書案第２号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが採決システム画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

意見書案第２号「防災・減災、国土強靱化対策のさらなる推進を求める意見書（案）の提出について」は、原案どおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

意見書案第２号「防災・減災、国土強靱化対策のさらなる推進を求める意見書（案）の提出について」は賛成全員によって可決となりました。

ただいま議決されました意見書の字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

（日程５）

○井関議長

次に日程第５、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信しております本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。

よって議員派遣の件について、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

ここで１点だけお知らせがございます。

本議会におきまして、ユーチューブ配信のほうを今回提案させていただいておりましたが、今回の議会だよりにＱＲコードを載せております。そちらのほうを読んでいただきますと、一般質問のほうが動画配信としてユーチューブのほうで見ることができますので、また御覧いただいたらと思います。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

第３回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

９月２日から本日まで 33 日間にわたる会期の中で、８名の議員の皆様からの一般質問をはじめ、上程いたしました条例改正、補正予算、決算認定などの重要な案件をいずれも原案どおり可決またはご認定いただきました。議員の皆様におかれましては熱心な御審議をいただきましたこと厚く御礼申し上げます。

９月 28 日土曜日に明浜町狩江地区におきまして、南海トラフ巨大地震を想定した令和６年度地震・津波防災訓練を実施をいたしました。

日中は、消防署によるドローンからの映像中継、警察、自衛隊などによる車両の展示、乗車体験、宇和島海上保安部からの巡視艇「たかつき」の一般公開などが実施され、お子さんを含む多くの地域の皆様に参加をいただきました。

また、午後７時からは、夜間避難訓練を行い、暗くなった時間帯における避難の問題点や危険箇所等を把握する訓練を行いました。この訓練には、夜間にもかかわらず、狩江地区の半数近くの人数となる約 350 人の住民の皆さんに参加をいただきました。

訓練終了後、訓練の振り返り、反省点等の話し合いを愛媛大学の指導・協力のもと行われましたが、夜間避難訓練ならではの再確認や新たな気づきがあり、非常に有意義な訓練であったと思います。

協力、参加をいただきました関係機関の皆様、地域の皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、今月 20 日、日曜日には、城川町土居地区で防災訓練の実施が予定されております。

南海トラフ巨大地震は、海岸部の津波被害のみならず、山間部においても、土砂崩れ等による孤立が懸念されるところであり、その想定のもとでの訓練も必須と言えます。今後も様々な状況、事態を想定した訓練を実施し、大規模災害に備えなければならないと考えております。

今年は元日の能登半島地震から、４月の豊後水道地震、８月の日向灘地震など、大きな地震が頻発しております。

30 年以内に 70 から 80％の確率で発生すると言われている南海トラフ巨大地震への警戒が高まっております。いつ発生するか分からない大規模地震に対し、様々な場面を想定し、その備えについては、公助の観点の対策とともに、それぞれの家庭、地域においても、日頃から自助、共助の取組をお願いいたします。

10 月１日の臨時国会で、第 102 代となる石破茂内閣総理大臣が指名され新内閣が誕生しました。

石破新総理は、２日の記者会見で、５つの守るという基本ルールを打ち出され、その一つに地方を守るを掲げられ、地方創生のための交付金の倍増を目指す方針を表明されております。地方の振興、活性化に対して並々ならぬ意欲を示すものととらえており、大いに期待するところであります。

また、今回の内閣人事では、愛媛２区選出の村上誠一郎衆議院議員が総務大臣に就任されました。地方自治、地方振興の要である総務大臣に本県出身の国会議員が就任されますことを心からお喜び申し上げますとともに、人口減少が続く地方の再生、発展に大きく寄与されますよう御活躍いただくことを御祈念申し上げます。

なお、地元愛媛４区選出の長谷川淳二衆議院議員におかれましては、総務大臣政務官に留任されております。村上総務大臣の支えとともに、引き続き、愛媛、南予の発展と地方の振興に尽力を賜りますようお願い申し上げるものであります。

石破総理は衆議院を９日の臨時国会会期末で解散し、27 日投開票とする衆議院議員総選挙の方針を表明されております。今後の国の動向については、選挙結果を含め注視してまいりたいと思います。

先日、９月 29 日日曜日に野村町乙亥会館をメイン会場にシネマバードというイベントが開催されました。シネマバードとは鳥のように移動しながら、映画館のない地域の子どもたちに劇場体験を届けたいと俳優の斎藤工さんの発案による移動映画館、お笑いライブや音楽ライブのエンターテイメントイベントであります。

当日は約 800 人の来場者があり、日常では味わうことのできない時間と空間を楽しまれていました。平成 30 年 7 月豪雨で大きな被害があった場所で、今、このようなイベントが開催できるようになりました。改めまして、復興への確かな歩みを実感するとともに、復興に尽力されてこられました皆様の御労苦に敬意と感謝を申し上げます。

今後も、平成 30 年７月豪雨という大災害の記録を後世に伝えるとともに、復興への道のりや、復興を実感できる取組を続けてまいりたいと存じます。

夜になりますと、秋の訪れを感じられるようになりましたけれども、日中はまだまだ厳しい残暑が続いております。昼夜の気温差も大きく、体調を崩しやすい時期ではありますので、議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、市政運営に一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

○井関議長

これをもって、令和６年第３回西予市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉会　午後２時50分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長　　井関　陽一

同　　議員　　宇都宮　俊文

同　　議員　　加藤　美香

付　　録

令和６年第３回西予市議会定例会会期日程表

会期９月２日（月）～10月４日（金）　　（会期33日間）

月　　日	曜日	日　　程	備　　考
９月２日	月	本会議（開会） 特別委員会	・行政報告会（午前９時開会） ・全員協議会 ・理事者提案理由説明 ・即決議案採決 ・決算審査特別委員会
９月３日	火	休　　会	
９月４日	水	休　　会	
９月５日	木	休　　会	・質疑通告〆切
９月６日	金	本　会　議 特別委員会	・一般質問 ・決算審査特別委員会
９月７日	土	休　　会	
９月８日	日	休　　会	
９月９日	月	本　会　議	・一般質問
９月10日	火	本　会　議	・一般質問 ・質疑・委員会付託 ・追加議案理事者提案理由説明
９月11日	水	常任委員会	
９月12日	木	常任委員会	
９月13日	金	特別委員会	・決算審査特別委員会（総務分科会） ・討論通告〆切
９月14日	土	休　　会	
９月15日	日	休　　会	
９月16日	月	休　　会	
９月17日	火	休　　会	
９月18日	水	本　会　議	・委員長報告 ・質疑・討論・採決
９月19日	木	休　　会	
９月20日	金	特別委員会	・決算審査特別委員会（厚生分科会）
９月21日	土	休　　会	
９月22日	日	休　　会	
９月23日	月	休　　会	
９月24日	火	特別委員会	・決算審査特別委員会（産業建設分科会）
９月25日	水	休　　会	
９月26日	木	休　　会	

月　　日	曜日	日　　程	備　　考
９月27日	金	休　　会	
９月28日	土	休　　会	
９月29日	日	休　　会	
９月30日	月	特別委員会	・行政報告会 ・決算審査特別委員会
10月１日	火	休　　会	
10月２日	水	休　　会	・討論通告〆切
10月３日	木	休　　会	
10月４日	金	本会議（閉会）	・全員協議会（午後１時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・追加議案理事者提案理由説明 ・即決議案採決

令和６年第３回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件　　名	議決年月日	議決結果
承認第　７号	専決処分第７号の承認を求めることについて	9月2日	原案承認
議案第７８号	西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について	9月18日	原案可決
議案第７９号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	9月18日	原案可決
議案第８０号	西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	9月18日	原案可決
議案第８１号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	9月18日	原案可決
議案第８２号	西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9月18日	原案可決
議案第８３号	八幡浜地区施設事務組合からの脱退について	9月18日	原案可決
議案第８４号	八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について	9月18日	原案可決
議案第８５号	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	9月18日	原案可決
議案第８６号	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	9月18日	原案可決
議案第８７号	令和６年度西予市一般会計補正予算(第４号)	9月18日	原案可決
議案第８８号	令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第１号)	9月18日	原案可決
議案第８９号	令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第１号)	9月18日	原案可決
議案第９０号	令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第２号)	9月18日	原案可決
議案第９１号	令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算(第２号)	9月18日	原案可決
議案第９２号	令和６年度西予市下水道事業会計補正予算(第２号)	9月18日	原案可決
議案第９３号	令和6年度西予市一般会計補正予算(第5号)	9月18日	原案可決
議案第９４号	令和６年度西予市一般会計補正予算(第６号)	10月4日	原案可決
認定第　１号	令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	10月4日	認　　定
認定第　２号	令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	10月4日	認　　定
認定第　３号	令和５年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10月4日	認　　定
認定第　４号	令和５年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	10月4日	認　　定
認定第　５号	令和５年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10月4日	認　　定
認定第　６号	令和５年度西予市水道事業会計決算の認定について	10月4日	認　　定
認定第　７号	令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について	10月4日	認　　定

議案番号	件　　名	議決年月日	議決結果
認定第　８号	令和５年度西予市下水道事業会計決算の認定について	10月4日	認　　定
認定第　９号	令和５年度西予市病院事業会計決算の認定について	10月4日	認　　定
認定第１０号	令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	10月4日	認　　定
報告第　８号	令和５年度西予市一般会計継続費精算報告について	9月2日	報　　告
報告第　９号	令和５年度健全化判断比率の報告について	9月2日	報　　告
報告第１０号	令和５年度資金不足比率の報告について	9月2日	報　　告
報告第１１号	株式会社エフシーの経営状況について	9月2日	報　　告
報告第１２号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について	9月2日	報　　告
報告第１３号	株式会社どんぶり館の経営状況について	9月2日	報　　告
報告第１４号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	9月2日	報　　告
報告第１５号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	9月2日	報　　告
報告第１６号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について	9月2日	報　　告
報告第１７号	西予ＣＡＴＶ株式会社の経営状況について	9月2日	報　　告
発議第　２号	西予市決算審査特別委員会の設置について	9月2日	原案可決
選任第　４号	西予市決算審査特別委員会委員の選任	9月2日	議長指名
発議第　３号	西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会の設置について	9月18日	原案可決
選任第　５号	西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員の選任	9月18日	議長指名
意見書案第２号	防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書（案）の提出について	10月4日	原案可決
議会報告第２号	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会報告について	9月18日	報　　告
	議員派遣の件について	10月4日	承　　認

諸　般　報　告　書

月　日	出席者	行　　事　　名
6月14日	全　　議　　員	令和６年第２回定例会 一般質問
	関　係　議　員	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会
6月16日	全　　議　　員	西予市消防操法大会
6月17日	全　　議　　員	令和６年第２回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	議　　長	西予地区防犯協会定期総会
6月19日	関　係　議　員	総務常任委員会
	関　係　議　員	厚生常任委員会
	議長・産建委員長	西予市農業再生協議会通常総会
6月20日	関　係　議　員	産業建設常任委員会
6月21日	関　係　議　員	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会
	議　　長	西予市老人クラブ連合会総会
	議長・関係議員	議会運営委員会
6月22日	議　　長	東宇和農協第27回通常総代会
6月25日	関　係　議　員	市民と議会との意見交換会実行委員会
	関　係　議　員	議会だより編集委員会
6月27日	全　　議　　員	行政報告会
	全　　議　　員	議員全員協議会
	全　　議　　員	令和６年度第２回定例会 閉会
7月1日	関　係　議　員	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会
	関　係　議　員	議会だより編集委員会
7月2日	議　　長	西予市身体障害者協会総会
7月3日	議　　長	愛知県大府市議会行政視察受入
7月7日	議　　長	平成30年７月豪雨災害に係る追悼献花
7月8日	議　　長	肱川流域総合整備推進協議会要望活動
7月9日	全　　議　　員	議会と地域医療振興協会との意見交換会
	議　　長	法華津・野福峠観光開発促進協議会監査
7月10日	関　係　議　員	産業建設常任委員会行政視察（～12日）
7月12日	議　　長	愛媛県久万高原町議会行政視察受入
7月16日	関　係　議　員	総務常任委員会行政視察（～18日）
7月19日	議　　長	愛媛県年金者連盟西予支部総会
	議長・関係議員	議会運営委員会
7月21日	議　　長	第29回全国「かまぼこ板の絵」展覧会表彰式
7月22日	全　　議　　員	行政報告会
	全　　議　　員	議員全員協議会
	全　　議　　員	令和６年度第２回臨時会

月　日	出席者	行　　事　　名
7月23日	議　　長	西予市遺族会代議員総会
7月24日	議長・副議長	うわじま牛鬼まつり
7月29日	議　　長	八幡浜地区施設事務組合臨時会
8月1日	関　係　議　員	厚生常任委員会行政視察（～２日）
8月2日	議　　長	第24回四国土砂災害ネットワーク議員連盟総会
8月4日	議　　長	かっぱMATURIサマーin明浜2024
8月15日	議　　長	愛媛県戦没者追悼式
8月23日	議長・関係議員	議会運営委員会
	関　係　議　員	議会だより編集委員会
8月25日	議　　長	南予少年剣道錬成大会
8月28日	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合定例会
	議長・関係議員	議会運営委員会
9月2日	全　　議　　員	行政報告会
	全　　議　　員	議員全員協議会
	全　　議　　員	令和６年第３回定例会開会

令和６年９月12日

西予市議会議長
　井関　陽一　様

総務常任委員会
委員長　　竹﨑　幸仁

委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
議案第82号	西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第83号	八幡浜地区施設事務組合からの脱退について	原案可決
議案第84号	八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について	原案可決
議案第85号	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	原案可決
議案第87号	令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）	原案可決
議案第88号	令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）	原案可決

令和６年９月11日

西予市議会議長
　井関　陽一　様

厚生常任委員会
委員長　　中村　一雅

委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
議案第78号	西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第79号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第80号	西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第81号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第86号	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決
議案第87号	令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）	原案可決
議案第89号	令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第90号	令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第91号	令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第２号）	原案可決

令和５年９月11日

西予市議会議長
　井関　陽一　様

産業建設常任委員会
委員長　　兵頭　　学

委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
議案第87号	令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）	原案可決
議案第92号	令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第２号）	原案可決

令和６年９月30日

西予市議会議長
　井関　陽一　様

西予市決算審査特別委員会
委員長　　源　　正樹

委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事　　件　　名	審査結果
認定第１号	令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
認定第２号	令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
認定第３号	令和５年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
認定第４号	令和５年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
認定第５号	令和５年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
認定第６号	令和５年度西予市水道事業会計決算の認定について	認　　定
認定第７号	令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について	認　　定
認定第８号	令和５年度西予市下水道事業会計決算の認定について	認　　定
認定第９号	令和５年度西予市病院事業会計決算の認定について	認　　定
認定第10号	令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	認　　定

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第82号　西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第83号　八幡浜地区施設事務組合からの脱退について

議案第84号　八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について

議案第85号　愛媛県地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

議案第87号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）
（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

議案第88号　令和６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）

以上、６議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第82号「西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、消防本部署庁舎の移転新築及び三瓶町の区域管轄開始に伴う西予市消防署三瓶支署の設置により、位置及び管轄区域を定めるため条例の一部を改正するとの説明があった。

委員からは、三瓶支署における人員の確保等についての質疑があり、三瓶支署には16名を配置する予定であり、人員の確保については、本年度６名程度、来年度２名程度の採用を予定しており、採用計画に基づいて順調に進んでいる状況であるとの答弁であった。また、女性消防吏員の採用については、昨年度１名採用しており、女性消防吏員が活動できるよう施設を整備しているため、引き続き応募してもらえるように、普及啓発を図っていきたいとの答弁であった。

議案第83号「八幡浜地区施設事務組合からの脱退について」、議案第84号「八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について」では、令和７年４月から新消防本部署庁舎の運用が開始となり、市全体において的確、適切な火災救急活動が構築できる見通しが立ったことから消防事務のほか、特別養護老人ホーム青石寮の設置、管理及び運営に関する事務、一次救急、休日夜間診療所の設置管理及び運営に関する事務を引き上げるため令和６年度末をもって当事務組合から脱退するものであり、財産処分に関する協議については、脱退することに伴い第３分署庁舎の建物と、令和５年度八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム事業特別会計へ拠出した負担金及び令和６年度八幡浜地区施設事務組合消防事業特別会計へ拠出した負担金の一部を本市に帰属させることについて、関係市町と協議するため議会の議決を求めるものであるとの説明であった。

委員からは、脱退することとなった特別養護老人ホーム青石寮の設置、管理及び運営に関する事務について質疑があり、青石寮は、八幡浜市、伊方町、西予市の３市町において、負担金を出し合って運営をしており、西予市の負担割合は7.1％となっている。利用者について、現在西予市から１名の方が入所されているが、脱退後もそのまま利用ができるということであった。

また、八幡浜地区施設事務組合に対し、一定の割合で負担金を支出しており、財産処分に当たり十分協議をされたと思うが、八幡浜地区施設事務組合から帰属される財産が今まで負担してきた割合を考えると少ないのではないかとの質疑に対し、旧町時代から、八幡浜地区施設事務組合に対しての負担というのは相応分あったが、消防体制など本来は合併時に見直すべきものをいろいろな配慮によ

り今日に至っているという状況である。当時からの三瓶町地域に対するいろいろな支援や配慮があったと思われるため、そういうことを鑑みれば、特段、市が過分な負担をしていたという認識はないとの答弁であった。

議案第87号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）」について、まちづくり推進課所管分では、集会施設移行推進事業において、三瓶町朝立地区にある１区集会所の耐震診断を行うための委託料を計上しているとの説明であった。

文化振興総務費庶務事業については、令和６年11月10日に西予市宇和文化会館で開催を予定しているＮＨＫの公開番組「わらたまドッカーン」に関する経費を計上しており、この「わらたまドッカーン」は、芸人が漫才やコントで対決し、子どもが審査員となり勝敗を決める番組で、子どもたちに人気のある番組であるとの説明であった。

宇和運動公園管理運営事業では、西予市宇和体育館における６人制バレーボールコートの整備に係る経費として、支柱を設置するための基礎工事、６人制バレーボール用支柱等の備品購入を計上しているとの説明であった。

委員からは、整備したことにより、どのレベルの大会が開催可能なのかとの質疑があり、県レベルの大会を開催することができるとの答弁であった。

教育総務課所管分では、小学校施設整備事業の宇和町小学校におけるバリアフリー化改修工事の内容についての質疑に対し、校門から校舎及び屋内運動場間、校舎1階内部及び校舎と屋内運動場間の段差解消、そして１階教室の出入口において車椅子が通れるような幅に拡張工事を行うとの答弁であった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和６年９月18日

総務常任委員会
委員長　　竹﨑　幸仁

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第78号　西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第79号　西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第80号　西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第81号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第86号　愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第87号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）
（歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分）

議案第89号　令和６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第90号　令和６年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議案第91号　令和６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第２号）

以上９議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第78号「西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」、スクールバスについて質疑があり、現在、野村幼稚園で運行しているスクールバスは、認定こども園の開園に伴い令和６年度末をもって廃止とする。８月に改めて保護者説明会を行い、スクールバスの廃止と、登校園児の送迎についてお願いし、御理解をいただいたとの答弁であった。

議案第79号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、国民健康保険加入者におけるマイナ保険証の登録者数について質疑があり、６月末現在、国民健康保険の加入者数は8,106人、そのうちマイナ保険証の登録者が4,958人であり、今後もマイナ保険証の利点等を丁寧に説明し、マイナ保険証登録の推進を行っていくとの答弁であった。

議案第80号「西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、今回の改正で職員配置は変わるのかとの質疑があり、常勤・専従の職員配置が必要であったものが、非常勤職員を含めた常勤換算方法による配置が可能となるなど、基準が柔軟化されたもので、西予市の地域包括支援センターの職員配置に変わりはないが、今後の人材確保の困難さを考えると、センターの事業運営に効果的であるとの答弁であった。

議案第81号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」、市民への周知方法について質疑があり、令和６年11月に広報紙へ掲載、令和７年２月に改訂版のごみ分類表を配布、令和７年４月から条例を施行するとの答弁であった。

議案第87号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）」、福祉課所管分では、避難行動要支援者システムの改修を行い、原子力発電所から30キロ圏内の対象者の把握、原子力災害時の避難先などをシステムに反映できるよう機能の充実を図ると説明があり、要配慮者の人数について質疑があり、現在市全体で要配慮者が6,158人、このうち原子力発電所から30キロ圏内は4,427人であるとの答弁であった。

子育て支援課所管分では、令和６年４月から子育て支援課の中に設置されている「西予市子ども家庭

センター」について、現在までの相談件数について質疑があり、母子保健分野は62件ほど、児童福祉分野は49件ほどの相談があったとの答弁であった。
長寿介護課所管分では、養護老人ホーム三楽園の移転改築に伴い、施設の開設にあたっての備品購入が対象となる県補助金について説明があり、備品購入の内容についての質疑に対し、定員の50人は現状と同じであるが、新しくユニット型個室となるなど、施設の規模や機能に合わせた多種・多様な備品が必要となるとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和６年９月18日

厚生常任委員会
委員長　　中村　一雅

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第87号　令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）
（歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分）

議案第92号　令和６年度西予市下水道事業会計補正予算（第２号）

以上２議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第87号「令和６年度西予市一般会計補正予算（第４号）」の農業水産課所管分では、野菜安定対策事業で公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会に支払う水稲から野菜への生産転換を図るための価格安定事業負担金について、今回対象となるサトイモの農地の面積要件について質疑があり、この制度の面積要件は作付面積が概ね３ｈａ以上という基準があり、実際の作付面積は令和５年度の実績で２．８ｈａ、令和６年度の計画が３．５ｈａとなっているとの答弁であった。また、補填金の交付要件については、過去６カ年の市場価格を農林水産物のみの企業物価指数で修正した価格の平均価格に０．９を乗じて得た価格を下回った場合、当該協会より、ＪＡを通じて生産者に補填されるとの答弁であった。

農業後継者育成事業では、地域おこし協力隊と認定新規就農者との重複について質疑があり、地域おこし協力隊から認定新規就農者になった者は過去に２名、今年度１名、計３名おられるが、地域おこし協力隊の任期を終えてから新規就農者に認定するので、本事業との重複はしないとの答弁であった。

また、新規就農者の経営計画や営農実績の確認について質疑があり、新規就農者育成総合対策の中の経営開始資金では、就農計画を提出していただいて審査した上で交付金を交付しており、中間審査として市や県、ＪＡなどが入って審査会を開き、経営状況の確認を行うなど、チェック体制ができているとの答弁であった。

建設課所管分では、市道平岩線改良事業の完成予定時期について質疑があり、かなり急峻な場所で施工単価が高い路線であるため単年度では完了できず、計画では令和10年から令和11年頃に完成予定であるとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和６年９月18日

産業建設常任委員会
委員長　　兵頭　　学

西予市決算審査特別委員会審査報告書

【審査した議案】

認定第１号　令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　令和５年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　令和５年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　令和５年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　令和５年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　令和５年度西予市水道事業会計決算の認定について
認定第７号　令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
認定第８号　令和５年度西予市下水道事業会計決算の認定について
認定第９号　令和５年度西予市病院事業会計決算の認定について
認定第 10 号　令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
以上、10 件について、認定と決した。

【審査経過及び意見等】

認定第１号「令和５年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、総務部総務課所管分の『職員採用試験事業』では、地元高校への働きかけ等についての質疑があり、高校生を対象とした募集は、一般行政事務職を中心に行っている。特に技術職である土木技師、建築技師については、資格や経験など即戦力を求めているため、今のところは、高校生を対象とした募集は、一般行政事務職としての採用枠としている。採用後、職員の適性等を見ながら、技術職の業務につくことも可能と考えており、その場合は、一般行政事務職と技術職では、職種の違いもあるため、留意しながら職員の育成に努めていきたいとの答弁であった。

危機管理課所管分の『防災対策啓発活動事業』では、防災士を地域の防災リーダーとして養成し、地域防災力の向上を図るため、防災士養成講座負担金や研修会等の参加費用などを支出しているとの説明に対し、防災士養成の広報や補助についての質疑があり、防災士連絡協議会等において、防災士の資格取得について周知しており、自主防災組織を通じて推薦をいただいた方に対して補助をしている。１人当たり 1 万 2000 円程度の負担金を県と市が負担し、個人負担がなくなるように軽減を図っている。今後も資格取得について、広く周知し、防災士の登録者数を増やしていきたいと考えているとの答弁であった。

財政課所管分の『住宅土地活用事業』では、定期借地権付住宅土地貸付事業の応募が少ない状況についての質疑があり、貸付けとなっている土地に住宅を建設する際、土地を担保にローンを組むことが困難であるということは把握している。その点について、今後金融機関等と話し合いの機会を設けて進めていきたいとの答弁であった。

『市有財産維持管理事業』では、財政課で所管する普通財産に区分される市有財産の維持管理及び貸付と処分に係る手続を行っており、令和５年度における遊休施設の貸付け件数は 120 件、処分件数は１件であった。維持管理経費のコスト削減とともに、売却による収入確保に努めたいと考えており、現在８施設の売却情報をホームページに掲載し処分に取り組んでいるとの説明があり、不動産業者への情報提供は行っているかとの質疑に対し、現在まで不動産業者への情報提供等は行っていない。

電話での問合せに対応しているところであり、今後、売却促進に向けて情報提供に努めていきたいとの答弁であった。

また、売却貸付可能な遊休施設一覧を、全部公表することによって、様々なところからの問合せ等があるのではないか、現在の市の財政状況を考えた場合、１日も早くそういうことに取り組んで欲しいとの質疑に対し、ホームページでの掲載に当たって、売却可能な施設を一覧で整理し、その中から売却が見込まれる施設を選定し、今回８件掲載している。遊休施設等全体の情報を公表していないが、売却可能な条件が整っている施設をさらに整理し、資料提示させていただくとの答弁であった。

政策企画部まちづくり推進課所管分の『地域づくり活動センター推進事業』では、手上げ型交付金事業における地域での取り組み状況についての質疑があり、これまでに手上げ型交付金を活用していない地域を対象とした支援策として、昨年度、地域づくりアドバイザーである愛媛大学の先生と地域に赴き、地域の現状や取り組みに対する課題のヒアリングを行った。地域の現状等も把握でき、前向きに考えていただけるよう地域の実情に応じて、少しずつではあるが応援をさせてもらっている。

また、小さな地域は単独で事業申請するのが難しく、広域連携の仕組みを令和５年度から取り入れている。その結果、野村町が全域で手上げ型交付金事業に取り組み、これまで実績のなかった地域も一緒に取り組むこととなり、一定の効果が上がっているとの答弁であった。

『地域公共交通確保維持改善事業』では、生活交通バスやデマンド乗合タクシーなど公共交通の在り方を見直し、独自の公共交通を計画してみたらどうかとの質疑があり、現在の公共交通は非常に複雑で、部分的にいろいろと取り組んでいる状況である。今回医療福祉改革が行われたこともあり、見直しに取り組む必要もあると感じている。費用対効果だけでなく、決算額に見合ったほかの方法はないのかとかいったようなこともあり、そういった観点で、今後、公共交通活性化協議会等において、意見も聞きながら良い方向につなげていきたいとの答弁であった。

政策推進課所管分の『おイネ賞事業』では、事業の在り方をどのように検討していく方針なのかとの質疑に対し、医師会からも非常に名誉のある賞ということで喜ばれており、西予市ならではの特徴ある事業と考えている。財源に基金を活用しており、このままの推移でいくと、５、６年後には基金が枯渇するため、その前に今後の方針を決定したいと考えている。何らかの形で継続したいが、費用面や集客面等を考慮しながら、早い時期に目的等も含め検討していきたいとの答弁であった。委員からは、オリジナルの事業で、今まで関わっていただいた女性医師の方々と一緒に協議する機会があると良いのではないかとの意見があった。

『広報広聴推進事業』では、広聴という部分が足りないのではないかとの質疑に対し、市政懇談会をこの事業の中で取り組んでおり、２年に１回の開催で直近では令和５年度に実施している。市民の意見を聞く、市政に意見を反映させることは非常に大事なことだと認識しており、今後も力を入れていきたいと考えているとの答弁であった。

デジタル推進課所管分の『ＣＡＴＶ整備事業』では、ＣＡＴＶ整備における今後の長期計画についての質疑に対し、令和元年度に明浜から順番に整備し、惣川サブセンターの整備工事で完了となる。その後については、10 年後以降に明浜から順番に更新することとなり、現時点の計画を立てることはできるが、日々情報化の時代は変わってきており、情報収集を行いながら、ベストな状態で計画を立てていきたいとの答弁であった。

教育部まなび推進課所管分の『高校魅力化事業』では、市内中学生の市内高校進学率の目標値と進学率が低い要因について質疑があり、市内中学生の市内高校への進学率の目標値は 50％を設定し

ている。市外の高校を選んでしまう要因を判断するのは難しいが、市内高校の魅力がなかなか伝わっていないということが一つの大きな要因だろうと思っている。今年から、中高連携事業として、中学生と高校生が連携して事業を行うことで先輩後輩といった繋がりができ、身近な高校に進学するきっかけになるのではないかと事業を推進しているところである。

また、市外の高校を選ぶという選択肢は、高校のイメージや伝統なども判断材料になるのではないかとの答弁であった。

生活福祉部市民課所管分の『マイナンバーカード交付事業』では、令和７年は、令和２年から令和３年にかけ市、国、県等で実施されたマイナポイント事業でマイナンバーカードを取得した市民の方々の更新時期にあたり、マイナンバーカード及び電子証明書の更新件数が増えてくると思われるが、その対応について準備ができているかとの質疑があり、更新対象者には、更新前に国の機関であるＪ－ＬＩＳ（地方公共団体情報システム機構）から通知が届き、その後市役所等で手続きを行うこととなるため、令和７年に向けて更新手続きの周知も含め受付体制を整えていくとの答弁であった。

委員からは、窓口で交付した数の交付率を活動成果に使用しているが、マイナンバーカード所管官庁である総務省は、市に住んでいる市民が保有している数の保有率も公表しており、比較する場合など保有率を使用した方が分かりやすいと思われるので、保有率の使用も検討するよう意見があった。

環境衛生課所管分の『廃棄物処理委託事業』では、各世帯へ配布されているごみ分類表は細かく書いてあるため、外国の方が増えて、日本語表記では文章が読めない、理解できないということがあるが、その対応について質疑があり、経済振興課と協力し、英語で一部表記されたものを作成し問合せがあった場合に配布しているとの答弁であった。

委員からは、他市と比べるとごみの分類品目が多いことについて、非常に素晴らしい取組であるが、転入者や高齢者からごみの分別方法が難しいという声もあるため、ごみの分別方法の説明会を行うなど、配慮をお願いしたいとの意見があった。

『犬（ねこ）愛護事業』では、様々な取組によって市への犬・猫の引取申出頭数が減っていることはよいことだと思うが、県動物愛護センターへの送致数が申出件数と同数であるため、送致の措置を減らす取組はあるのかとの質疑があり、飼われている犬・猫は県の基準、条件があり市では基本的には受け取ることができない状況のため、引き取り申し出の相談があった場合は、ご本人で引き取り手を探してもらうよう説明し、場合によっては引き取られた犬・猫に関わる活動をしている方を紹介しているとの答弁であった。

福祉事務所福祉課所管分の『福祉避難所機能強化・整備促進事業』では、福祉避難所の今後の指定計画について質疑があり、令和４年度までに指定済みの 17 施設に加え、令和５年度には６カ月以内の乳児と保護者及び妊産婦が対象の福祉避難所に明浜、野村、城川にある保育所を指定し、令和６年度には同対象の避難所を宇和と三瓶に指定する予定であり、今後も必要に応じて老人福祉施設、障害者福祉施設ともに追加指定を検討していくとの答弁であった。

子育て支援課所管分の『子ども医療費助成事業』では、令和５年度は 18 歳までの医療費が助成となった初年度だが、高校生世代がどの程度受診したのか助成費用について質疑があり、高校生 18 歳年度末までの医療費の内訳は、入院、通院を合わせて、7,487 件、2077 万 2000 円の助成額となっているとの答弁であった。

委員からは、高校生までの拡充は、需要が高かったので成果はあがったと思われるが、市独自の事業であり一般財源で対応しているため、受診抑制の啓発等も必要と思われることから、今後も鋭意進めるよう意見があった。

産業部経済振興課所管分の『ジオブランド推進事業』では、展示商談会の出展では相手企業の求める生産量と合わないなど成果が十分に得られない場合の都市部への販路の拡大方法について質疑があり、インターネットを介して相談会に参加する手法等もあるため、出展者の負担がかからない方法として今年度から調査研究を進めているとの答弁であった。

また、ふるさと納税を含めた各課の連携について質疑があり、より効果的な手法でふるさと納税も含めながら販路拡大をしていくため、担当者が各事業者を回り出品の新規開発に努めており、各課とも情報共有を行い連携を促すことに努めているとの答弁であった。

『ジオパーク推進事業』では、市民に対してジオパークの盛り上げをどのように進めていくか質疑があり、様々な活動を行っているが特徴的なものとしては、フリーマガジン「だいちのめ」を発刊しており、市内各施設等に 3,000 部を配布するとともにインターネット上に公開し、良い反応をいただいている。取組中のものとしては小学校にジオパークの副読本を作る計画があり、子どもたちの学習の一助とするとともに、行政の出前授業等でも活用していきたいとの答弁であった。

委員から、外部に向けてはもちろんであるが、市内で盛り上げていくのが大事であるため、市民がジオパークを外に発信できるような取組を今後も進めていくよう意見があった。

また、ジオパークと防災の絡みについての質疑があり、ジオは地形が崩れたり流れたりすることが繰り返されて今の地形となっており、崩れた際に土石流など大きな災害等になることもジオの一側面であるため、野村の災害伝承館等を活用しながら、ジオと災害、どうやってこの地形が作られたのか、災害はなぜ起こったのかということを知ってもらうことがジオの大切な使命であるとの答弁であった。

『文化の里施設管理運営事業』では、指定管理者である観光物産協会と行政との役割分担について質疑があり、観光物産協会にはツアーの醸成や開発、ふるさと納税のサイト管理、物販の主力として協力いただいており、宇和文化の里 12 施設について一括して指定管理委託し、観光客の誘客プラス町並みへの誘導というところを期待している。今後も協力連携しながら観光の誘致等を進めていきたいとの答弁であった。

『国際交流事業』では、交流イベントの内容と目的について質疑があり、令和５年度は三瓶で外国人参加者の夏のお祭り体験イベント、宇和で卯之町の町並みオリエンテーション形式のイベント、明浜で参加者が自国の料理を持ち寄り自国や日本の正月について話し合う新年会イベントを開催した。市内在住の外国人の生活支援という面と、日本人との交流促進も目的としており、日本人も参加可能である。日本語教室については日本語習得よりも交流を目的としているとの答弁であった。

『ふるさと納税推進事業』では、中間事業者の委託料について質疑があり、制度的に年々事業にかける経費が縮小されており、本市では新規返礼品の開発や返礼品の受発注業務等について観光物産協会と県外の業者に一部委託している。委託料については中間事業者と協議を行い今年度から数％下げてもらい、観光物産協会でいうと令和５年度では大体寄附額の４％から５％だったところを令和６年度は約２％から３％に縮小し、経費削減に努めているとの答弁であった。

農業水産課所管分の『農村環境保全向上活動支援事業』では、田んぼダムのエリア選定について質疑があり、まずはほ場整備が完了していること、上流の区画が大きいということで宇和町で進める

こととなった。全体計画として杢所、清沢から取り組み、そのあと加茂、大江、田苗真土の中川地区を取り組んで石城地区へという順番で、当初の事業計画に沿って進めているとの答弁であった。

『農作物被害対策事業』では、侵入防止柵、ワイヤーメッシュが５年６年もすれば傷んでくるが、続けて補助申請が可能かとの質疑があり、 国の補助金ではワイヤーメッシュの耐用年数が 14 年となっているので、14 年たたないと次の更新ができないとの答弁であった。

『物産会館管理運営事業』では、ジオ・キッチンのレストラン活用について質疑があり、団体客の昼食を提供することと、夜の宴会にも対応しているので、指定管理者に利用の促進を促したいとの答弁であった。

林業課所管分の『森林整備担い手確保育成対策事業』では、令和５年度は４名の新規就労者があったとの説明に対し、新規就労者の就業時の状況について質疑があり、４名のうち１名は高校卒業後の就労で、また１名はＵターン、３名は市内の方であるとの答弁であった。

『市産材利用促進事業』では住宅以外の補助拡大について質疑があり、令和５年度から木造住宅建築だけではなく、内装木質化、事業所及び外構等の木質化も補助対象としている。市産材住宅等の建築数は令和４年度と比べて９件増加し市産材使用材積も 290 ㎥増加した。また、住宅以外に対象を広げたことで令和５年度は店舗１件、木造倉庫１件の実績があったとの答弁であった。

建設部建設課所管分の『野村地区都市再生整備計画事業』では、事業計画の完成年度について質疑があり、地権者との用地交渉の長引きや、国庫補助の内示、河川整備事業との調整など、様々な事情で後ろ倒しになっており、令和 10 年度完了見込みであるとの答弁であった。

『危険空家除却事業』では、対象者決定要件の一つである道路要件について質疑があり、条件として、1 つ目に地域防災計画による緊急輸送道路、または避難路の沿道に位置する住宅であること。２つ目に、耐震改修促進計画に位置づけられた避難路の沿道に位置する住宅であること。３つ目に、津波避難計画に位置づけられた避難路の沿道に位置する住宅であること。４つ目に、住宅を含む建築物が立ち並んでいる道の沿道に位置する住宅であること。この４つのいずれかに該当する場合で、基本的には不特定多数の方が通行する市道や里道に面しているかどうかを判断するとの答弁であった。

また、対象空家であって執行できなかった案件はなかったかについて質疑があり、令和５年度の事前調査申請受付は 69 件であったが、そのうち危険空家と該当した件数は 29 件で、40 件は該当しなかったとの答弁であった。

認定第７号「令和５年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」では、業務量について給水人口と給水戸数は前年度から減っているのに対し、年間総配水量が増えていることについて質疑があり、給水人口、給水戸数の減が直結している総有収水量については減少している。総配水量が増えている要因としては漏水が考えられるとの答弁であった。

認定第 10 号「令和５年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」では、前年度に比べ、新型コロナウイルス感染症の影響も少なく、１年間の施設利用者数は、入所、通所ともに微増した。令和３年 12 月から変更した超強化型の施設基準を継続し、在宅復帰に向けたリハビリをより強化しているとの説明があり、現在の利用状況の割合についての質疑に対し、６月時点ではあるが、利用者のほとんどが野村、城川の方であり、その他の市内の方が数名、市外の方も１、２名であったとの答弁であった。

その他、各分野で詳細にわたり質疑応答が行われ、令和５年度の決算の総括と次年度に向けて意見が交わされた。

以上、当委員会の審査の概要について申し上げたが、理事者におかれては、審査の過程で指摘・要望した事項に対し、新年度の予算編成において可能な限り対応するよう検討するとともに、令和５年度に設置された債権整理室と連携を取りながら、歳入決算で見受けられる不納欠損額や収入未済額の縮減に努め、歳出での不用額が生じている科目については予算措置の在り方などを十分精査していただきたい。そして、引き続き限られた財源を有効かつ効果的に活用するために、費用対効果の見極めと健全財政の堅持に努められたい。

以上、委員会審査報告とする。

令和６年 10 月４日

西予市決算審査特別委員会
委員長　　源　　正樹